

平成 18 年

## 第 4 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 18 年 8 月 25 日

閉会：平成 18 年 9 月 13 日

柳川市議会

#### 第 4 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
8 月 25 日	金	本 会 議	開会・提案理由説明
8 月 26 日	土	休 会	
8 月 27 日	日	休 会	
8 月 28 日	月	考 案 日	
8 月 29 日	火	本 会 議	議 案 質 疑
8 月 30 日	水	考 案 日	
8 月 31 日	木	本 会 議	一 般 質 問
9 月 1 日	金	本 会 議	一 般 質 問
9 月 2 日	土	休 会	
9 月 3 日	日	休 会	
9 月 4 日	月	委 員 会	
9 月 5 日	火	委 員 会	
9 月 6 日	水	委 員 会	
9 月 7 日	木	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 8 日	金	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 9 日	土	休 会	
9 月 10 日	日	休 会	
9 月 11 日	月	事 務 整 理 日	
9 月 12 日	火	事 務 整 理 日	
9 月 13 日	水	本 会 議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 50 号	柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について （継続分）	18.09.13	継続審査
議 案 第 51 号	柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について（継続分）	18.09.13	継続審査
議 案 第 72 号	平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 73 号	平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 74 号	平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 75 号	平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 76 号	平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 77 号	平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 78 号	平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定について	18.09.13	認 定
議 案 第 79 号	平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	18.09.13	原案可決
議 案 第 80 号	平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	18.09.13	原案可決
議 案 第 81 号	平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について	18.09.13	原案可決

議案 第82号	柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について	18.09.13	原案可決
議案 第83号	柳川市食料・農業・農村基本条例の制定について	18.09.13	原案可決
議案 第84号	柳川市観光駐車場条例の制定について	18.09.13	原案可決
議案 第85号	柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定について	18.09.13	原案可決
議案 第86号	柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	18.09.13	原案可決
議案 第87号	柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	18.08.29	原案可決
議案 第88号	柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18.08.29	原案可決
議案 第89号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	18.08.29	原案可決
議案 第90号	基本構想の策定について	18.09.13	原案可決
議案 第91号	財産の取得について	18.08.29	原案可決
議案 第92号	財産の取得について	18.08.29	原案可決
議案 第93号	市道路線の認定について	18.09.13	原案可決
議案 第94号	東山老人ホーム組合規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第95号	有明広域葬斎施設組合規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第96号	大川柳川衛生組合規約の変更について	18.08.29	原案可決

議案 第97号	柳川市瀬高町土木組合規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第98号	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第99号	福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第100号	福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第101号	福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第102号	有明広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び有明広域市町村圏協議会規約の変更について	18.08.29	原案可決
議案 第103号	工事請負契約の締結について	18.09.13	原案可決
議案 第104号	柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	18.09.13	原案可決
議案 第105号	柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	18.09.13	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第6号	公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）	18.09.13	不採択
請願 第7号	良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書（継続分）	18.09.13	継続審査
請願 第12号	男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書（継続分）	18.09.13	継続審査
請願 第14号	イオン出店反対に関する請願	18.09.13	継続審査

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成18年8月25日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	江口	文博	2番	太田	武文
3番	椛島	隼人	4番	藤吉	昌徳
5番	樽見	哲也	6番	大橋	恭三
7番	太田	種生	8番	藤丸	剛正
9番	江崎	一恵	10番	井上	一實
11番	澤野	雅夫	12番	古賀	澄雄
13番	緒方	寿光	14番	藤丸	正勝
15番	斉藤	磨須雄	16番	藤丸	富男
17番	上村	信男	19番	江崎	實
20番	梅崎	和弘	21番	足達	征次
22番	山下	千鶴子	23番	島添	勝
24番	白谷	榮治	25番	平川	秋吉
26番	龍	益男	27番	塩塚	博愛
28番	三小田	一美	29番	竹井	澄子
30番	山田	奉文	31番	横山	忠行
32番	大橋	淳一	33番	吉田	勝也
34番	藤木	利美子	35番	津村	政道
36番	河村	好浩	37番	佐々木	創主
38番	森田	文次	39番	諸藤	哲男
40番	荒木	憲	41番	谷川	通澄
42番	伊藤	法博	43番	島添	達也
44番	椛島	貞博	45番	高田	千壽輝
46番	上妻	勝吉	47番	浦	博宣
48番	大橋	茂樹	50番	金子	久男
51番	木下	芳二郎	53番	田中	雅美

## 2. 欠席議員

18番 龍 国 男

52番 隈 川 直 樹

## 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明

## 4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

## 5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成18年5月分、6月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて
- 議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 日程（４） 議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第４号）について
- 議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）  
について
- 議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第２号）について
- 日程（５） 議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定に  
ついて
- 議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定について
- 議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定について
- 議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第87号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 議案第88号 柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償  
金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程（６） 議案第90号 基本構想の策定について
- 議案第91号 財産の取得について
- 議案第92号 財産の取得について
- 議案第93号 市道路線の認定について
- 日程（７） 議案第94号 東山老人ホーム組合規約の変更について



- 議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について
- 議案第96号 大川柳川衛生組合規約の変更について
- 議案第97号 柳川市瀬高町土木組合規約の変更について
- 議案第98号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第99号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 議案第100号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 議案第101号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について
- 議案第102号 有明広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び有明広域市町村圏協議会規約の変更について

日程（ 8 ） 請願について

- 1 請願第14号 イオン出店反対に関する請願

午前10時2分 開会

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員47名、定足数であります。よって、ただいまから平成18年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

会議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝藏君）（登壇）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、行政報告をいたさせていただきます。

本日は、平成18年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、6月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず初めに、かねてから柳川市観光施設整備の一環として進めておりました、歩行者向けの案内、学習、誘導等の標識や案内板の設置事業がこのほど完了し、去る7月4日、メインとなります西鉄柳川駅前の大型案内板で除幕式を行いました。この事業は、昨年3月、1市2町合併による市域の拡大に伴い、観光客をスムーズに誘導案内するため、中山の大フジや中島朝市など、29カ所に誘導サインを設置したものでございます。また、外国人観光客に対応するため、英語、韓国語、中国語による学習案内とマップ案内も設置をいたしました。

次に、7月25日に市行政改革推進委員会より市行政改革の答申を受けました。その中で、今後の行政運営は、経済性や効率性を追求すべきとした上で、市の潜在力を引き出すための行政改革を推進すること、最少の経費で最大の効果を上げる自治体本来の責任を市民の目に届く形で遂行することなど、四つの基本方針が掲げられるとともに、全27項目にわたる提言がなされました。執行部といたしましては、答申内容を十分に精査するとともに、提言された内容をしんしゃくして、このほど行政改革大綱案を策定したところでございます。今後は、これをもとに、8月16日から1カ月間にわたりましてパブリックコメントを行い、これに対する市民各層の御意見をいただき、本年10月には、今後の柳川市の行財政運営の指針とも言うべき行政改革大綱を成案化する予定でございます。

次に、広域で構成する協議会や期成会等々について御報告を申し上げます。

私が会長を務めております福岡県土地改良事業団体連合会を初め、福岡県公民館連合会、有明海漁業対策振興協議会など、13の協議会や期成会等の総会に出席をいたし、通常の総会行事のほか、それぞれ関係する国・県の事務所等から関連する事業の説明、並びに事業運営の意見交換を行いました。

続きまして、国・県等に対する要望活動について御報告を申し上げます。

まず、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会及び筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会では、7月20日、九州農政局に、また7月26日には農林水産省に対し、関係団体の長とともに、平成19年度の事業提案と意見交換会を行いました。また、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会では、7月25日、国土交通省九州地方整備局及び県に、さらに7月27日には地元選出国會議員と国土交通省に対し、関係団体の長とともに、事業促進のための要望と意見交換を行いました。

次に、台風10号の対応について御報告を申し上げます。

台風10号が8月18日午前1時過ぎ、宮崎市付近に上陸し、熊本県、福岡県をゆっくりとした速さで縦断いたしました。同日午前5時40分には、筑後南部地方に暴風、波浪警報が発令されましたことを受け、本市といたしましては、同日午前7時に災害警戒本部を設置し、同じく午前9時には避難所10カ所を設置いたしました。また、住民の皆様に対しては、台風に対する注意の喚起と避難所開設等について広報活動を行ったところでございます。

今回の台風は、大雨の警戒が出されておりましたが、当地での降雨量は85ミリ、また最大

瞬間風速は24メートルを記録いたしました。幸いにも大きな被害はなく、自主的に避難された方は7世帯の13名でございました。翌日午前11時には、災害警戒本部を解散しております。

最後に、福岡県立柳川病院の移譲に関しまして、御報告をいたします。

平成18年5月9日に県立病院対策長から、県は6月から移譲先の公募をいたしたいので、柳川市としての移譲先に対する要望を6月中旬までに取りまとめてほしいとの依頼がございました。これを受けまして、柳川市、大川市、大木町、瀬高町、山川町、高田町の関係する2市4町で対応を協議しました。

その結果、まず、今日まで福岡県立柳川病院が果たしてきた地域における役割が確実に継承され、さらなる地域医療の充実強化が十分に見込める機関への移譲であるということ、まず1点目に要望項目として上げました。2点目に、現在受診中の患者に不安がないように、スムーズな引き継ぎが保障され、経営状況や管理体制についても安心できる確実な機関への移譲であること。三つ目に、主治医との地域連携医療が図られる医療機関への移譲であること。4点目に、総合病院を堅持できる機関であること。特に、小児、脳卒中、肝臓病医療の充実強化を見込める機関への移譲であること。この4点を地元要望としてまとめ、県知事に要望書を提出いたしました。県は、この要望を受け入れるとともに、募集条件の一部として加え、6月26日から7月24日まで移譲先の募集を行いました。その結果、4団体から応募があったことを聞き及んでおります。

今後、この問題に対する県の対応といたしましては、来年2月の福岡県議会に病院の移譲に関する議案が提出され、最終的に移譲先が決定される予定でございます。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わりにいたします。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって、諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（桜島隼人君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、早速報告をいたします。

平成18年度第4回市議会定例会の会期日程等について、8月22日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を御報告申し上げます。

まず、会期であります。本日8月25日から9月13日までの20日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。26、27日は休日です。

28日は考案日。29日を議案質疑といたしております。30日は考案日。31日、9月1日を一般質問。2日、3日は休日で休会。4日、5日、6日を委員会。7日、8日を決算審査特別委員会。9日、10日は休日で休会。11、12日は事務整理日といたしております。13日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第72号から議案第78号までの7議案の一括上程であります。

日程4が、議案第79号から議案第81号までの3議案の一括上程であります。

日程5が、議案第82号から議案第89号までの8議案を一括上程としております。

次に、日程6が、議案第90号から議案第93号までの4議案の一括上程であります。

日程7が、議案第94号から議案第102号までの9議案の一括上程であります。

日程8が、請願についてであります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第14号は、産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第72号から議案第78号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第72号は決算審査特別委員会に審査を付託、議案第73号及び議案第74号は教育民生委員会に審査を付託、議案第75号は建設委員会に審査を付託、議案第76号、議案第77号は総務委員会に審査を付託、議案第78号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第79号から議案第81号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第79号は総務委員会にこれを付託といたしております。議案第80号は教育民生委員会に審査を付託、議案第81号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第82号から議案第89号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第82号は総務委員会にこれを付託、議案第83号から議案第85号までの3議案は産業経済委員会に審査を付託、議案第86号は教育民生委員会に審査を付託、議案第87号から議案第89号までの3議案は即決といたしております。

次に、議案第90号から議案第93号までの4議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第90号は総務委員会にこれを付託、議案第91号及び議案第92号は即決、議案第93号は建設委員会に付託といたしております。

次に、議案第94号から議案第102号までの9議案を一括議題とし、質疑終了後、9議案とも即決といたしております。

以上のように、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げます。

以上、終わりです。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番井上一實議員及び43番島添達也議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案第72号～議案第78号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第72号から議案第78号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第72号から議案第78号までの7議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

本市の平成17年度は、1市2町の合併後、初めての年間予算を編成しての決算でございます。予算編成におきまして、新市建設計画を基本とし、それぞれの市町の継続事業、計画された事業を中心に計上するとともに、合併特例債を活用した新規事業なども計上してスタートいたしました。

平成17年度の決算におきましては、合併初年度でありましたので、合併協議における調整項目を尊重し、行政サービスを低下させることのないよう配慮するとともに、これまで1市2町で取り組んできた個性や特色のある事業を生かしながら、行財政運営に努めたところでございます。また、道路網、漁港、クリーク、市街地の整備などの社会資本の整備、子供から高齢者、障害者に優しい福祉施策の展開、さらに情報基盤の整備、産業の振興などの課題に積極的に取り組みました。特に、3庁舎間を結ぶ光ファイバー網の整備、消防署出張所の

建設、道路、クレークの整備や将来のまちづくりのためのまちづくり振興基金の創設など、7事業に合併特例債を活用し、取り組みました。

なお、具体的内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算にかかる主要な成果説明書をごらんいただきますよう、お願いをいたします。

決算の規模といたしましては、歳入総額が30,142,235,958円で、これに対する歳出総額が29,712,872,574円で、歳入歳出差し引き429,363,384円となっております。これから繰越明許費による18年度へ繰り越した一般財源49,265,700円を差し引き、実質収支で380,097,684円の黒字決算となっております。

今後は、国の三位一体の改革による影響等により、財政状況は厳しさを増していくことが予想される中で、行政改革の集中改革プランの着実な実行と、スケールメリットを生かした経費の節減合理化により、財政基盤の健全化を図り、さらなる新市の均衡ある発展と安全で安心なまちづくりを目指していかなければならないと考えております。

次に、議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,950,484,400円に対し、歳出総額8,559,408,308円で、歳入歳出差し引き額は391,076,092円の黒字となりました。しかしながら、前年度からの繰越金598,409,157円を差し引きますと、単年度収支では207,333,065円の歳入不足となりました。

次に、議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,017,646,299円に対し、歳出総額9,152,492,324円で、歳入歳出差し引き額は134,846,025円の歳入不足となっております。この歳入不足額につきましては、平成18年度予算から繰り上げ充用しております。

次に、議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,511,750,302円に対し、歳出総額は1,457,760,907円で、歳入歳出差し引き残額は53,989,395円となっております。これから繰越明許費による18年度へ繰り越した財源4,056千円を差し引き、実質収支では49,933,395円の黒字となりました。

次に、議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和对策事業特別措置法として制度化されたものでありますが、平成8年度をもって制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び返済業務を行

っているところでございます。

平成17年度決算は、歳入合計13,308,242円、歳出合計11,199,924円となっております。主なものといたしまして、歳入で4款・諸収入6,885,196円は貸付金の返済金でございます。歳出では、2款・公債費11,128,794円は借入返済金でございます。

次に、議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明を申し上げます。

この特別会計は、まちづくり事業の円滑かつ計画的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を先行取得し、本事業までのつなぎとして用地を管理するために設置したものでございます。しかし、平成17年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はございませんでした。

次に、議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定について、御説明を申し上げます。

財政面の収益的収支については、消費税込みの事業収益総額1,422,257,038円に対し、事業費用総額1,402,811,097円で、差し引き19,445,941円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は13,377,710円となっております。同収支の予算額と決算額とを比較いたしますと、事業収益総額では22,050,038円の収入増となりましたが、事業費用総額で122,877,903円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の予算額と決算額を比較いたしますと、資本的収入額で66,385,936円の収入減となりましたが、資本的支出総額では86,942,668円の不用額を生じました。

決算額は、収入額が支出額に対し302,190,268円の不足となりましたが、この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをいたしております。また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金とを合わせた額、227,921,239円を平成18年度へ繰り越しいたしました。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 議案第79号～議案第81号

議長（田中雅美君）

日程4 議案第79号から議案第81号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第79号から議案第81号までの3議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、6月22日から26日にかけての梅雨前線豪雨により被害を受けた農業用施設及び道路施設の復旧に要する経費、農業、水産業の振興のための各種補助金、地方財政法第7条による財政調整基金積立金及び保育所施設整備事業補助金の追加が主なものでございます。予算規模といたしましては、補正前の予算額28,321,910千円に908,300千円を追加し、歳入歳出それぞれ29,230,210千円としようとするものでございます。

予算の内容を、まず歳出から御説明申し上げます。

2款・総務費は206,565千円を計上しておりますが、主なものとして、ピアス跡地の土壌調査委託料、地方財政法第7条による財政調整基金積立金、行政評価システム導入支援業務委託料及び今後の地域コミュニティのあり方についての調査・研究に要する経費を追加しております。

3款・民生費は85,040千円を追加しておりますが、これは国民年金の継続申請審査システムの構築のための電算委託料、垂見保育園の園舎改築に伴う補助金を追加し、また福祉事業のための寄附を福祉巡回バスの経費に充てるため、その財源更正をいたしております。

4款・衛生費は、上水道の緊急時用連絡管整備事業についての事業費追加に伴い、一般会計からの出資金14,200千円を追加しております。

6款・農林水産業費は95,421千円を追加しておりますが、主なものは、玄米色彩選別機導入補助金、農村女性チャレンジ支援事業補助金、県営かんがい排水事業負担金、大和北部土地改良地区のクリーク防災機能保全事業に取り組むための実施計画策定に要する経費、農業振興地域整備計画策定に要する経費及び旧柳川大川漁連と旧大和高田漁連の合併に伴う荷さばき施設などの整備に要する補助金の追加でございます。

8款・土木費は79,167千円を追加しておりますが、主なものとして、九州縦貫自動車道インターチェンジ取り付け道路事業負担金、道路新設改良費、柳川駅東部区画整理地内の埋蔵文化財の発掘に要する経費及び火災により被害を受けた市営住宅の復旧に要する経費を追加しております。

10款・教育費は10,984千円を追加しておりますが、これは教育振興費に県から委託を受けて行う発展学習ふくおかプログラム開発事業、藤吉小学校改築に伴い仮設教室の設置を協議しましたが、教室の不足が生じますので、仮設校舎借上料及び3地区の町内公民館建設費補助金を追加しております。

11款・災害復旧費は、農業用施設災害復旧費206,672千円及び道路施設災害復旧費210,251千円を追加しております。

次に、歳入につきまして御説明をいたします。



9款．地方交付税は、普通交付税244,009千円を追加しております。

13款．国庫支出金は191,848千円を追加しておりますが、これは現年発生道路施設災害復旧費、児童福祉施設等整備事業費、まちづくり交付金及び協力・連携に係る事務費の追加でございます。

14款．県支出金は239,950千円を追加しておりますが、これは現年発生農業用施設災害復旧費、強い農業づくり交付金事業費、数量調整円滑化推進事業費及び農村女性チャレンジ支援事業を追加しております。

16款．寄付金は、民生費寄付金1,000千円を追加しております。

18款．繰越金は149,393千円を追加しております。

19款．諸収入は、去る7月8日の市営住宅の火災に伴う保険金9,600千円を追加しております。

20款．市債は72,500千円を追加しておりますが、これは緊急時用連絡管整備事業出資金、県営かんがい排水事業負担金及び農業用施設、公共土木施設それぞれの災害復旧債を追加し、減税補てん債及び臨時財政対策債は、額の確定に伴い減額いたしております。

このほか、債務負担行為を計上しておりますが、これは農業振興地域整備計画策定業務委託料及び桜ノ木団地建設に伴う監理業務委託料と住宅建設工事費を新たに追加し、藤吉小学校校舎等建設に係る仮設校舎借上料を追加する変更をしようとするものでございます。

次に、議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、医療制度改革に伴う保険財政共同安定化事業の創設によるものが主なものでございます。この事業は、平成18年10月から、レセプト1件につき300千円を超える医療費を対象に、県単位で共同財源化して、県内の市町村国保間の保険料の平準化、国保財政の安定化を図るものでございまして、国民健康保険連合会が徴収する各市町村の拠出金をもとに、各市町村に対し交付金を交付する事業でございます。そのため、歳入で共同事業交付金611,696千円、歳出で共同事業拠出金519,794千円をそれぞれ増額するものでございます。

そのほか、国民健康保険税につきましては、7月の本算定により77,000千円減額をいたしております。

また、国庫支出金につきましては、医療費の見込みによる概算交付となっておりますため、実績報告後に前年度分の精算を行うこととなっており、歳入において追加交付分、歳出では過年度分の返還金を補正するものでございます。

この結果、歳入歳出それぞれ493,670千円を追加し、補正後の予算総額を9,431,670千円とするものでございます。

次に、議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、当初予算で計画しておりました緊急時用連絡管整備事業について、事業費の変更が必要になったため、これに伴う関連予算について補正しようとするものでございます。

まず、事業費では、資本的支出の建設改良費中の配水設備費について、工事請負費に42,600千円を追加し、資本的支出の総額を860,288千円とし、この事業費の変更に伴う財源として、資本的収入中の企業債、出資金及び国庫補助金について、これまでの予算額にそれぞれ14,200千円を追加し、資本的収入予算の総額を534,684千円としようとするものでございます。また、これに関連して、消費税及び地方消費税関係の予算額が変更になることから、収益的支出の営業外費用のこれまでの予算額を676千円減額し、事業費用の総額を1,446,509千円としようとするものでございます。

また、5条予算の企業債借入限度額の緊急時用連絡管事業の借入限度額につきましても、これまでの借入限度額に14,200千円を追加し、85,200千円としようとするものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第5 議案第82号～議案第89号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第82号から議案第89号までの8議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第82号から議案第89号までの8議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議員報酬については、合併協議会の調整内容に基づき、合併前のそれぞれの市町の議員報酬に関する条例を暫定施行し、支給されておりますが、同じく合併協議会の調整内容に基づき設置した特別職報酬等審議会の答申を受けましたので、新たに条例を制定しようとするものでございます。

答申は、現下の社会経済状況は、若干の回復傾向は見られるものの、まだ市民が社会生活上で実感できるものとなっておらず、いまだ景気低迷の感は払拭されていない状況にあり、今はまだ報酬の引き上げを論じる環境にない。よって、現に旧柳川市議会議員を対象に支給されている額の水準維持が当審議会の一致した意見であるとして、報酬月額、議長455,900

円、副議長407,400円、議員388千円。改定時期は、平成18年10月21日から実施することが適当であるとの内容でありました。したがって、この答申に沿った内容で条例を制定しようとするものでございます。

また、議会及び委員会への出席に係る費用弁償については、大川市、筑後市、八女市及び大牟田市など、近隣市において現に支給されておりませんので、本市においてもそのように定めるものでございます。

なお、平成18年10月分の報酬につきましては、重複支給との批判を招かないよう、附則で特例措置を設けております。

次に、議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定について、御説明を申し上げます。

国は、21世紀における食料・農業・農村に関する施策の基本的指針として、平成11年7月に食料・農業・農村基本法を制定し、平成12年3月に施策の基本方針を具体化し、実施するために食料・農業・農村基本計画を定めておりました。しかし、食の安全に関する課題、農業者の急速な高齢化による減少、さらには国際間における農業情勢の変化等に対応するため、国は昨年3月、県はことし6月に、新たな食料・農業・農村基本計画を策定しているところでございます。

本市を取り巻く農業情勢も、平成19年4月から施行されます品目横断的経営安定対策等、国の農政が大きく変化する中、食の安全や食育に対する関心の高まり、多様化・高度化する消費者ニーズへの対応など、さまざまな情勢の変化により、農業・農村は厳しい環境に置かれております。本案は、これを受けて、市の基幹産業であります農業におきまして、柳川農業の歩む将来像を明確にするため、条例で食料・農業・農村のあるべき姿を基本理念として示すとともに、柳川市における行政・農業者・市民等、それぞれの役割を明記し、さらに市の責務に関して、総合的かつ計画的に講ずべき基本的な施策などを定めるものでございます。

次に、議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、沖端周辺における駐車環境の改善及び観光客の利便性を図るため、筑紫町の西海缶詰殖産株式会社跡地に市営駐車場を設置する条例を制定するものでございます。駐車場の供用時間を午前9時から午後6時までとし、日曜日及び土曜日、祝祭日には、普通自動車及び軽自動車で300円、マイクロバス1千円、大型・中型バスの場合は1,500円の使用料を設定いたしております。

次に、議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、本市における企業立地を促進し、あわせて雇用の促進を図ることを目的とするものでございます。このため、奨励措置の指定の基準を緩和することにより、市内への企業立地を促進し、また既存の企業が市外へ転出することを防ぐため、条例の改正を行うものでござ

ざいます。

改正の主な内容を申し上げますと、指定基準を満たした企業への奨励措置を、企業立地奨励金の交付制度から、3年間を限度とする固定資産税の課税免除措置へ変更し、さらに指定基準の一つであります市内からの新規常用雇用者の人数を、3人から5人以上とすることで基準を緩和し、(74ページで訂正)また工場等の新設や増設の際の投下固定資産総額の下限を21,000千円に設定するなど、条文の整備を図るものでございます。

次に、議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成15年6月に制定、同年9月に施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、条例の一部を改正するものでございます。この法律の施行の際、経過措置として、現に管理委託している公の施設については、この法律の施行の日から3年を経過する日までの間、従来どおりの管理委託制度が存続しているところでございます。この経過措置が終わります平成18年9月以降、公の施設の管理は市の直接管理、あるいは指定管理者のいずれかとなり、管理委託制度がなくなるものでございます。このため、総合保健福祉センターの施設について、条例にあります管理委託規定を削除するなど、所要の改正のほか、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第87号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成18年6月に制定されました健康保険法等の一部を改正する法律により、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、柳川市国民健康保険被保険者の出産費用の一部として支給しております出産育児一時金を、平成18年10月1日以降の出産から、現行の300千円を350千円に引き上げるものでございます。

次に、議案第88号 柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されているため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に引用している法律の条項が改正されたため、条文の整備を行うものでございます。

次に、議案第89号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

本案は、平成17年10月に制定されました障害者自立支援法、及び平成18年6月14日に公布、施行されております消防組織法の一部を改正する法律により、条例の一部を改正するもので

ございます。

内容につきましては、条例に引用されている法律の条項の改正など、条文の整備を行うものでございます。

以上、説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、文言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由の中で、「さらに指定基準の一つであります市内からの新規常用雇用者の人数を、3人から5人以上とする」ということで発言をいたしておりました。これは逆の、規制が強化されることになりまして、基準が厳しくなるということで、緩和とは逆行することになります。したがって、人数を5人から3人以上とすることで、基準を緩和するということが正しい発言でございますので、そのことについての訂正をよろしくお願いしたいと思います。御理解いただきたいと思います。

#### 日程第6 議案第90号～議案第93号

議長（田中雅美君）

日程6 . 議案第90号から議案第93号までの4議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第90号から議案第93号までの4議案につきまして、御説明を申し上げます。

まず、議案第90号 基本構想の策定について、御説明を申し上げます。

本案は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、第1次柳川市総合計画基本構想を策定するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

この総合計画は、平成16年6月に市町村の合併の特例に関する法律の規定により策定いた

しました新市建設計画をもとに、旧1市2町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、新市の一体感を醸成し、目指すべきまちの将来像、「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を実現するため、六つの基本方針と五つの重点プロジェクトの施策により、本市の今後10年間のまちづくりの設計図を示すものでございます。総合計画につきましては、市民アンケート調査を初め、各種団体との意見交換、まちづくりワークショップ、パブリックコメントなど、策定過程において市民の皆様の御意見を取り入れ、総合計画審議会に諮問して御審議いただき、その答申を踏まえて策定したものでございます。

次に、議案第91号及び議案第92号 財産の取得について、御説明を申し上げます。

これら2議案につきましては、地方自治法及び柳川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、20,000千円を超える動産の購入について、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第91号につきましては、柳川消防署東部出張所の老朽化した既存の消防ポンプ自動車1台を、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車に買いかえるものでございます。

去る7月24日、10社による指名競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み、29,872,500円でマツウラ消防設備、代表、松浦文人が落札いたしましたので、購入契約を締結し、財産として登録しようとするものでございます。

次に、議案第92号につきましては、柳川市消防団第9分団2部及び第13分団町部の老朽化した既存の消防車両2台にかえ、消防ポンプ自動車2台を購入するものでございます。

去る8月7日、9社による指名競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み、22,155千円で日本機械工業株式会社福岡営業所、所長、志岐清明が落札いたしましたので、購入契約を締結し、財産として登録しようとするものでございます。

次に、議案第93号 市道路線の認定について、御説明を申し上げます。

本案は、県の道路改良事業に伴い、市内大和町中島地内の主要地方道大和城島線の一部区間の1路線について、市道の認定を行おうとするものでございます。

現在、主要地方道大和城島線の一部区間で新道が建設されております。この新道の供用開始に伴い、旧道の一部が市に移管されるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第7 議案第94号～議案第102号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第94号から議案第102号までの9議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第94号から議案第102号までの9議案につきまして、御説明を申し上げます。

これら一部事務組合関係の議案につきましては、議員定数の改正や市町村合併に伴う構成市町村等の数の変動により、組合等規約を改正するため、構成する全団体の議会の議決を必要としているものでございます。

まず、議案第94号から議案第97号までの4議案は、東山老人ホーム組合、有明広域葬斎施設組合、大川柳川衛生組合及び柳川市瀬高町土木組合のそれぞれの組合において、平成18年10月21日から組合議会の議員の定数を削減することに伴い、組合規約を変更するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第98号から議案第102号までの5議案では、平成18年10月1日の八女郡上陽町の八女市への編入合併と、平成19年1月29日の山門郡瀬高町、山川町及び三池郡高田町の3町合併により、みやま市が新たに設置されることに伴い、規約等の変更について、関係市として協議するものでございます。

議案第98号では、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減と同組合規約の改正を。また、議案第99号及び議案第100号の2議案につきましては、福岡県介護保険広域連合を組織する市町村数の減少と同広域連合規約の改正。議案第101号では、福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体数の増減と同企業団規約の改正を。また、議案第102号では、有明広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減と同協議会規約の改正を行うため、それぞれ市町村の合併の特例等に関する法律及び地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第8 請願について

議長（田中雅美君）

日程8．請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり、1件の請願を受理いたしております。

お諮りいたします。請願第14号 イオン出店反対に関する請願については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。  
以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。

午前11時30分 散会



## 柳川市議会第4回定例会会議録

平成18年8月29日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
3番	椛島隼人	4番	藤吉昌徳
5番	樽見哲也	6番	大橋恭三
7番	太田種生	8番	藤丸剛正
9番	江崎一恵	10番	井上一實
11番	澤野雅夫	12番	古賀澄雄
13番	緒方寿光	14番	藤丸正勝
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎 實
20番	梅崎和弘	21番	足達征次
22番	山下千鶴子	23番	島添 勝
24番	白谷榮治	25番	平川秋吉
26番	龍 益男	27番	塩塚博愛
28番	三小田一美	29番	竹井澄子
30番	山田奉文	31番	横山忠行
32番	大橋淳一	34番	藤木利美子
35番	津村政道	36番	河村好浩
37番	佐々木創主	38番	森田文次
39番	諸藤哲男	40番	荒木 憲
41番	谷川通澄	42番	伊藤法博
43番	島添達也	44番	椛島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦 博宣	48番	大橋茂樹
50番	金子久男	51番	木下芳二郎
53番	田中雅美		

## 2. 欠席議員

18番 龍 国 男  
52番 隈 川 直 樹

33番 吉 田 勝 也

## 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信
監 査 委 員	松 藤 博 明

## 4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

## 5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

- について
- 議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定について
- 議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定について
- 議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定について
- 議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第87号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第88号 柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第89号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第90号 基本構想の策定について
- 議案第91号 財産の取得について
- 議案第92号 財産の取得について
- 議案第93号 市道路線の認定について
- 議案第94号 東山老人ホーム組合規約の変更について
- 議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について

- 議案第96号 大川柳川衛生組合規約の変更について
- 議案第97号 柳川市瀬高町土木組合規約の変更について
- 議案第98号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 議案第99号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 議案第100号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について
- 議案第101号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について
- 議案第102号 有明広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び有明広域市町村圏協議会規約の変更について

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員49名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（田中雅美君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）

20番梅崎です。議案第72号についてお尋ねいたします。

詳細につきましては、私も決算特別委員会に入っておりますので、そのときにまた再度質疑をさせていただきます。

きょうは決算に係る主要な成果説明書、この中よりページを追って質問させていただきます。

まず、4ページ目に「悪質な滞納者」とありますけれども、いわゆる病気とか倒産、払いたくても払えない人もおられると思いますけれども、ここで言う悪質な滞納者、どのような基準をされているのかお尋ねいたします。

それから、17ページですけれども、「市へのご意見箱」、これがどれくらいあったのか、また、主な御意見はどういうものがあったのかお尋ねいたします。

それから、28ページです。ガードレールの新設工事は、旧柳川市、三橋町、大和町、それぞれ何カ所ぐらいで、何メートルぐらいになったのかということです。

それと一つは、いわゆる交通の安全を確保するためにガードレールの設置がしてありますけれども、ぜひその必要がある場合も、交通安全対策特別交付金と、もう金のなかばんということで、銭のなかとよと言われるわけですね。しかし、やはり交通の安全を図るためには一般財源で措置する必要が私はあると思いますけれども、ここら辺についてをお尋ねいたします。

それから、61ページの部落解放同盟の柳川、橋本、中山支部の組織人員数と主な活動についてお尋ねします。

それから、73ページですけれども、クリーン連合会の補助金と申しますか、衛生害虫駆除用の薬品に対する補助額ですね、旧柳川市、三橋町、大和町と補助額が差があると聞いておりますけれども、この実態についてお尋ねいたします。

それから、82ページの労働相談事業ですけれども、相談件数が1件だというのは私は少な過ぎるのではないかと思います。もっとPRをする必要があるんじゃないかと思うわけです。いわゆるここで目的であります高齢者の雇用とか勤労者の福祉対策、推進、解雇、いわゆる賃金未払いの相談というのは、私、個人的にもいろいろ相談を受けております。やはりこのことについてはぜひ必要であるし、もっとPRして労働相談事業については充実する必要があるんじゃないかと思っておりますので、この件についてお尋ねします。

それから、138ページですけれども、青少年育成市民会議の補助金が三橋町の場合、柳川市と大和町の倍近くとなっておりますけれども、この理由についてお尋ねします。

以上です。

市民部長（大曲豊喜君）

まず、4ページの悪質な滞納者について御説明いたします。

悪質な滞納者につきましては、定義は特に設けておりませんが、今、議員質問のとおり、病気やリストラなどで所得や資産もなく、税金を納めようと思ってもできない滞納者が確かにいらっしゃいます。少なからず所得や資産があるにもかかわらず滞納し、市からの呼び出し文書にも全然対応しない滞納者の方がいらっしゃいます。そういう方を指して悪質滞納者と考えているところでございます。

それと、続きまして73ページのクリーン連合会の補助についてでございますが、これは1市2町でそれぞれクリーン連合会が、昨年合併をした段階で、合併時の協定に基づきまして、17年度、18年度につきましては従来どおりの助成というような形で薬剤の助成をそれぞれ行っているところでございまして、19年度には一本化をする予定にいたしております。

昨年度、17年度の薬剤の助成につきましては、旧柳川市で4,100千円ほど、それと、旧大和町については4,900千円ほど、それと、三橋町につきましては1,300千円ほどのそれぞれ助成をしているところでございます。

以上でございます。

総務部長（山田政徳君）

私の方から2点についてお答えをさせていただきます。

成果説明書の17ページでございますが、「市へのご意見箱」の件数と内容でございます。平成17年度は113件の意見、要望等が寄せられております。

主な内容を御紹介いたしますと、水路の不法埋め立ての件とか街路灯の設置の要望、あるいは中学校の給食問題、生活保護問題、道路工事に関する騒音、振動等の問題でございまして、多種多様の御意見が寄せられております。

続いて、成果説明28ページのガードレールの件でございますが、まず、1市2町の設置の実績を申し上げます。旧柳川市で18カ所、834メートル、旧大和町で12カ所、410メートル、旧三橋町で10カ所、442メートルでございます。

次に、交通安全対策特別交付金の件でお尋ねでございますが、ガードレール設置については、別に特別の財源を設けてあるわけではございませんで、すべて一般財源で措置をいたしております。交通安全対策特別交付金の交付額が設置の事業予算の目安となるということで対応させていただいております。

以上です。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、成果説明書の61ページの質問にお答えいたします。

まず、質問の第1点目の組織の人数でございますが、部落解放同盟柳川支部が10名、部落解放同盟橋本支部が30名、部落解放同盟中山支部が50名程度の組織人員となっております。

ただ、その組織に加入されている方の氏名等の具体的な内容につきましては把握をしてい

ないところでございます。と申しますのも、当然のことといたしまして、個人のプライバシーを保護するということから氏名の公表を得ていないところでございます。したがって、各種同和関係の事業を行う際には、各支部長を初めとする役員からの了承を受けながら進めているところでございます。

次に、主な活動の状況でございますが、同和地区住民の生活環境の改善、生活安定のための就労確保、それと密接に関連します教育の向上を図るために、各種啓発事業等の集会、研修会へ参加し、その中におきまして同和地区住民みずからが完全解放へ向けて前進するための関係者の意識の醸成や指導者となります人材の養成を図りながら、自立向上に向けた取り組みを進められているところでございます。

以上でございます。

産業経済部長（田島稔大君）

成果説明書の82ページ、相談件数が少ないんじゃないかということでございますが、私の方で調査いたしましたところ、県南の久留米以南の市で17年度の相談数が人数でしまして87名であったということでございます。そういった中で、柳川市としては1人だったということでございますが、市の周知の方法としまして、ポスターの掲示、これは公共施設とか駅などに掲示をしております。それから、チラシの配布、これも駅構内あたりで設置をしております。それから、市報の活用ということで、17年度は1回だけ12月の分に掲載をしておりますが、こういった特に市報あたりの利用を十分にもっと活用したり、チラシの設置箇所をふやしたりというふうなところで、市民に対する周知をもっと徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

成果説明書138ページの青少年育成市民会議の補助金の1市2町の違いについては、旧1市2町時代の補助金の額を合併協議で引き継いだものでございまして、金額の違いはそれぞれ市町の考え方によるものでございます。三橋町が多いのは、柳川市とか大和町では直接支出しております子供会への補助金とか、校区や地区公民館活動への助成、また、サークルへの助成などがこの町民会議の補助金の中に含まれているということで多くなっているようでございます。

ただ、平成18年6月25日に1市2町統一し、一本化されましたので、18年度は補助金は一本化いたしているところでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

3番（椋島隼人君）

3番桜島です。私は72号決算について質問をしたいと思います。

まず最初に、決算の財政指標を見てください。それによりますと、財政力指数が0.452、昨年度から見ると0.002少なくなっている。それから、経常収支比率が91.9%、公債費比率が15.4%、以上、経常収支比率とか財政力指数、公債費比率、これを見ますと、非常に昨年度から見ると、16年度から見ると財政的に幾らかよくなっているわけですね。その点は非常に努力のたまものと思ひまして、執行部の努力に対してお礼を申し上げます。

しかしながら、ただ問題といたしまして、財政力指数ですね、市長、これが筑後8市で最低なんですよ。全国平均で見ても、0.57が財政力指数の平均でしょう。筑後8市、大牟田市から久留米市を含めたところの8市に対してでも、柳川市は財政力指数が非常に低い。これは去年からですが、去年は8市の中で最低やったですね。ことは発表していないからわかりませんが、恐らく最下位じゃなかろうかと思うわけですよ。その点、どのように市長はこの財政力指数を上げるのか、その点をまず市長、御答弁をお願いいたします。

0.002ですよ、上がっているのが。経常収支比率なんかは2.3%下がっております。公債費比率なんかは1.1%下がっている。そういうことで、経常収支比率、公債費比率は非常によくなっておりますけれども、財政力指数、これは本当にいかんともしがたいと思いますけれども、その点どういうふうな見解をお持ちなのかお伺いいたします。

総務部長（山田政徳君）

財政力指数の問題でございますが、確かに県下9市に比べて低い位置づけになっております。これは税収が少ないというあらわれでございますが、今後税収増に努めるというのがこの財政力指数を上げる基本になると思います。そういうことで、今回、第1次総合計画を提案させていただいておりますので、その総合計画に沿って市民所得の向上、税収の向上、そうしたことに精力的に努めていくというのが肝心なことであるというふうに思います。

以上です。

3番（桜島隼人君）

日ごろ財政は入るをはかって出るを制する、これが経済の根本なんですね。ところが、本当に経常収支比率なんかは下がっていますね。非常にこれは結構と思います。それから、公債費比率も下がっています。これは結構です。しかしながら、入るをはかり出るを制する、これが根本であります、その点、市長、どういうふうにご見解を持ってあるか。

それから、次に入りますが、固定資産税の滞納が非常に大きい。収納も最低。滞納は大きくして収納が最低、これはどういうふうなんでしょうか。市民税の中で、一般市民税とか法人税、結構なんです。しかしながら、この固定資産税だけは本当に驚くなかれ滞納が大きい。この点がどういうふうにご考えられるのか、市長、答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

先ほどの財政力の問題でありますけれども、今、山田部長が申し上げましたとおり、税収



を上げなければ財政力というのは上がりません。特に、1次産業ですね、山間部の農村だとか、あるいは漁村、あるいは農村というところは、どうしても1次産業に税源をゆだねておるわけです。自主財源、つまり直接市民の皆さんからいただく、あるいは町民、村民の皆さんからいただく税金、この率を上げるようにするためには、やはり企業誘致等が、サラリーマンがふえる、大企業がふえる、そういうものでなければ、この財政力というのは上がりません。その辺を議会の皆さん方も御理解をいただき、私は私なりの企業誘致のビジョンを皆さん方にお示しをしてまいりますので、そういった点で財政力を上げる。特に、サラリーマンの場合は税の特別徴収、もらったものがきちり税としてあらわれてくるわけですね。ところが、農村、あるいは漁村、山村においては、そういうものはなかなか見えない。また、商業だけでは、きちりとした流通ルート、売り上げ、あるいは売り掛け、そういうものがきちり出てくるならば、そういったものの財政力は自然に上がってくるわけですが、なかなかそういった税の仕組みというのが1次産業の場合は若干不透明な部分もあるというところも事実でございます。

したがって、サラリーマン世帯、企業等の誘致を図って、そして、当然税収を上げていくこと、これはつまり申し上げておりますように、瀬高のインター、あるいは有明海沿岸道路、こういう道路ができることを受けての道路の生かし方、土地の生かし方、もちろん国土利用計画法、都市計画法、農振等の見直し、都市計画等の見直しもやりながら、次の時代の財政力を上げる姿を総合計画の中にも織り込んでおりますので、ぜひともそういったものを御理解いただきたいと、このように思います。そうしないことには、財政力はアップすることはできません。

市民部長（大曲豊喜君）

固定資産税の徴収率と滞納についてお答えいたします。

固定資産税につきましては、市民税などのように所得に対して課税されるものではございませんので、所得の有無、大小にかかわらず、所有している資産の評価額に応じまして課税をする仕組みとなっております。このことから、所得に比べまして高い固定資産税が課税されることもありまして、この不況下におきましては、他の税目に比べまして徴収率が若干低位に推移しているんじゃないかと考えているところでございます。

それと、滞納額につきましても、現在の徴収率が現年課税分では98%の徴収率を持っておりますので、税金の総額的な割合としましては同じ部位に入っているんじゃないかと考えているところでございます。

以上でございます。

3番（椋島隼人君）

市長から答弁いただきましたが、ただ問題は、この財源、自主財源が平成17年度は27.55%ですね。昨年度から見ると大分落ちておるわけですね。10何%落ちておるわけですね。依存

財源が72.45%、これはふえておるわけです。こういうふうな財源が、片一方は自主財源が非常に減り、依存財源がふえる、その結果が市債が非常にふえておるわけですね。そして、市民1人当たり税額、市債の残額が430千円、390千円が430千円にはね上がっておる。1人の借金がですよ。また、基金がふえてもおりますけれども、市の税金がまたふえておる。これにして4千何百円ふえておるわけですよ、1人頭。

こういうふうに、市債がふえてみたり、自主財源が少なくなってみたり、非常にアンバランスの財源と私は思うわけですよ。今後、18年度も半ば過ぎておりますけれども、その点十分注意していただいて、これを遂行していただきたいと私は思いますが、市長、答弁をお願いします。

市長（石田宝藏君）

詳しい数字については部長の方から説明させたいと思いますけれども、市債がふえているということは、つい先般の合併特例債、合併をした市町村に有利な借りかえの特例があるわけですね。それを新しく借りて、それを足している分がふえているわけですよ。そしてまた、基金ですね、皆さんにわかりやすく言いますと貯金の方、これもふえているんですよ。借りはしたものの、借りたものよりも貯金が市にはふえていると。これは合併特例債の特例によります新しい基金の積み立て制度です。合併した市町村でなければ、これはできないわけですね。

こういうことは、やはり皆さんにわかりやすく私もある程度の場所では御説明をしております。つい先般の三橋町の老人大学に呼ばれましたけれども、そのときもそのお話をしてみいました。確かに椛島議員おっしゃるように、私になったときに市民の皆さん390千円、このことを申し上げました。今、430千円になっているじゃないか。でも、貯金の方がそれよりもふえているんですよ。ですから、相殺してみますと、実質的に柳川市にプラスになるような財政運営を私どもはやっているつもりであります。そして、もちろん自主財源は、市税は皆さんからいただいているのは約300億円のうちの約60億円なんですね。自主財源、自分たちでつくるお金は100円のうちの27円50銭、27.5%、文字どおり三割自治の姿なんですよ、柳川市は。これをいかに三割自治を脱却して、やはりこの4割の目標に向かってどうするのかと。とするならば、さまざまな地方自治のこれから動いていきます地方分権一括法によって地方の知恵の出し方、もちろん職員の皆さん方と一緒にやってこのことを考えていかなきゃいけない。市長だけがどんなに旗を振ろうと思っても、職員の皆さんと一緒にやらなければこれはできないことですので、そういうことをしっかり踏まえながら、自主財源、依存財源は70円、市でつくるお金は30円もまだつくれないう、そういうものをどうしていくのか。

したがって、企業誘致等については、固定資産の減免措置をやりながら、あるいは補助制度をやるといった政策もやらなきゃいけないかもしれません。それで成功しているのが三重

県なんです。そういったことを、そんなことまでしてやるのか、特定の企業のためにやるのか。しかしながら、将来を見据えてみると、そこに新しい工業の団地ができ、そこに法人税が入ってくる、さまざまな雇用の形態が生まれてくる。直接将来にわたっては市税がふえてくる。こういうふうになってまいりますと、一定の投資ということを理解いただければ、そういうものは実現していくわけであります。しかし、じっとしておったんでは、これからもっともっと自治体の格差が広がっていくというふうに考えなければならないと思います。

そういうことで、今おっしゃっていただきました、いつも桜島議員には財政問題で上杉鷹山の言葉も引用しながら、やはりそういった提言をいただいておりますので、肝に銘じてしっかりこの財政運営、柳川市が財政力が上がるように、そういったものも自主財源が確保できるように、そういった努力を重ねてまいりたいと思います。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、19名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本案は19名の委員構成による決算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名をいたします。

津村政道議員、澤野雅夫議員、桜島隼人議員、江崎實議員、藤丸富男議員、山下千鶴子議員、塩塚博愛議員、島添達也議員、島添勝議員、太田武文議員、伊藤法博議員、河村好浩議員、佐々木創主議員、上妻勝吉議員、竹井澄子議員、白谷榮治議員、吉田勝也議員、梅崎和弘議員、荒木憲議員の以上19名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました19名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催していただき、決算審査特別委員会の正副委員長を選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

及び議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について

の3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）

20番梅崎です。79号の2款の総務費、ピアス跡地の土壌調査委託料についてですけれども、先般来、百条委員会でこの件についてはいろいろ審議がなされておりますけれども、その百条委員会の審議との関連性があるのかどうかということですので、

総務部長（山田政徳君）

補正予算の23ページの土壌調査委託料の件でございますが、これはさきの市議会臨時会におきましてピアス問題の百条委員会の報告が原案可決されたということで、その中で、執行部に対して土壌汚染の調査が要望をされたところでございます。このことを受けとめまして、ピアス用地の土壌調査をするための予算を今回計上するというところでございます。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

3番（椋島隼人君）

3番椋島です。私はちょっと2点御質問いたします。

補正予算についてですが、まず、さっき梅崎議員がおっしゃったように、土壌調査委託料の3,000千円、これは恐らく市長説明の中でピアス跡地の調査と、こう書いてありましたね。市長、そうでしょう。そういうことになりますと、さきに私たちも特別委員会の中で調査をしてくださいと数次にわたって、各議員から調査をお願いしますと当時言ったわけですが、特別委員会の中で、ところが、市長は答弁の中で土壌調査は必要ないと、こうおっしゃったわけですね。ところが、ここに補正予算を見ますと、3,000千円の予算を組んであるわけですよ。そのいきさつがどうも私にはわかりません。そいけん、それは市長、説明をしてください。3,000千円なぜ組んだのか。当時、答弁の中では調査は必要ないとおっしゃったわけですよ。ところが、新しく3,000千円組んであるわけですから、だから、そのいきさつをお願いいたします。

それから、財政調整基金の190,000千円、これはいまだかつて財政調整基金が190,000千円、最高の額なんです。私も10何年議員をしておりますが、財政調整基金を補正予算で190,000千円も組んだのは初めてだと思いますが、その根拠、理由、これをお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

まず、財政調整基金の積み立ての件でございますが、椋島議員はいまだかつてないような最高の額を積み立てよということでございますが、まず、法的な説明を少し説明させていただきますと、これは地方財政法の第7条に決算剰余金が出た場合は2分の1を下回らない額を基金に積み立てなければならないという取り決めがございます。法の定めがございます。その定めに従って、今回、財政調整基金を積み立てておるわけでございますが、平成17年度の決算で剰余金が380,097千円出ております。その2分の1を今回財政調整基金に積み立てるものでございまして、これについては、旧柳川市でも必ず決算のときには剰余金を2分

の1を下回らない額で積み立ててきております。たまたま今回、190,000千円という額が出たということでございます。

以上です。

市長（石田宝蔵君）

今、桜島議員から梅崎議員の関連の土壌調査の3,000千円、どういういきさつでなっているのかというお尋ね、疑義でございますが、これは私は冒頭から申し上げてきておりますとあり、ピアスに関しては私は土壌調査する必要はないと、こういうふうに申し上げてきております。百条委員会の証人喚問でもそのように申し上げました。確かに私は11,000千円も使って土壌調査、土地の履歴調査等を行っている調査機関、しかも、第三者的な調査機関がきっちりやっているものをあえてやる必要はないんです。

柳川市の厳しい財政の中から金を出してまでやろうということは、これは31日に一般質問に出ますけれども、あらかじめそのことも今お尋ねでありますから申し上げなさいいけないと思っておりますが、この3,000千円というのは私からすれば大事な大事なお金なんです。私というよりも、市民の皆さんのお金を使わせていただくわけですから、そう簡単に決断するわけにはいきません。しかし、百条委員会の結びの4項目の中に、「重油汚染やその他の土壌汚染、水質汚染、アスベスト等々の環境調査を早急に実施し、取得した財産の環境の安全性を確保すること」と、こんな文言が入っているもんだから、しかも、それが「市長は、この問題の重大性を深く反省し、二度とこの様な事態を起こさない」、私は最初から何も問題あると思いません。皆さん方が思っただけで。ただ、問題なのは、ここまでおっしゃるならば、問題となっているようなところをチェックしましょうと。そして、市民の皆さんに明らかにして、市民の皆さんに安心の担保を示す執行部としての責任があるということで、限られた予算ですけれども、3,000千円というお金が要るのかどうかわかりません。しかし、そういったお金でもって調査をして、市民の皆さんに明らかにする執行部としての責任がある。また、将来、企業誘致等動くためにも、こういったものは完全に心配要りませんよというふうなことを明らかにするために苦渋の決断をしたわけであります。

ですから、決して発言が、考え方がぶれているということではありません。私は今でもその調査の結果はしかるべき、どこに出してもおかしくない機関でありますし、私は安全性は確保されているというふうに思っています。しかし、そこまでおっしゃるならば、あえて議会の皆さん方の御理解をいただいて、市民の皆さんのお金を使わせていただいてやりましょうよと、やらせてくださいというのが今回の3,000千円でございます。

3番（桜島隼人君）

ただいま山田部長から190,000千円の財政調整基金の積み立て、私も2分の1ということは存じませんでした。恐らくパーセントではなんしよったけど、3億何千万円の2分の1です。赤字の場合はどうなりますか。これは黒字だから財政調整基金ができますけれども、

もし赤字になった場合は財政調整基金はゼロになるのか。

総務部長（山田政徳君）

決算の剰余金が出るという場合に2分の1を下回らない額を積み立てるという法の取り決めでございます。剰余金というのは余ったお金でございますので、赤字の場合はそういったケースは発生しないということでございます。

3番（椋島隼人君）

余った金が3億幾らあるわけですね、ことは。はっきりしてください。

総務部長（山田政徳君）

余ったお金というふうな表現をしましたが、決算剰余金ですよ。実質収支額380,000千円でございます。

以上です。（「はっきり言わんね」と呼ぶ者あり）

実質収支額でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定について

議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定について

議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定について

議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第89号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）

私は百姓議員でありますので、議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定についてお尋ねいたします。

先ほど市長より1次産業の財源が低いということでした。やはりこの条例が農業所得の向上につながるんじゃないかなというふうに大いに期待をしております。ということで、今後どのような方法で市民に対して周知徹底をされていくのか、その方法についてお尋ねします。

産業経済部長（田島稔大君）

ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

現在のところ、今のところ十分な協議を行ってはおりません。ただしかし、今回、条例を制定させていただいた後に早急に、第7条に定めております基本的施策をもとに、柳川市が出した第8条に規定をしております基本計画を策定したいというふうに考えております。そして、この基本計画の中で推進体制を整備するというふうにしておりますので、その時点で十分な協議を行っていききたいというふうに考えております。

現時点では担当のところではダイジェスト版の作成とか、それとか市のホームページを利用したいというふうなことは考えております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

3番（椋島隼人君）

私は85号の柳川市企業立地等促進条例についてお尋ねするわけです。

私も商工業の一員として、この条例は非常に立派な条例ができておると思います。ただ問題は、第3条、第4条についてですが、これを見ますと、非常に内容的にきれいに整備をしておりますので、文句はございません。しかしながら、ただ問題は、ノリ業者が共同である場合、倉庫なんか建てる場合、あるいはまた共同店舗を構える場合、あるいはまたスーパー関係が出店する場合、そういうふうなやつがはっきりこれにうたっていないわけですね。それで、そういうふうなのはどういうふうに対応なさるのか、まずお願いいたします。

それから、「投下固定資産総額が21,000千円を超え」と書いてあります。この21,000千円



という根拠ですよ、問題は。何で20,000千円を策定したのかどうか、その点はっきりこれにはわかりませんので、20,000千円の根拠をまずお示してください。恐らく工場なんかつくる場合は、20,000千円そこそこじゃできません、機械から何から入れますとね。それで、20,000千円の根拠をどの点で決めてあるのか。ただ、1,000千円というはしたもついております。21,000千円というはしたを。これをひとつ説明をお願いいたします。

産業経済部長（田島稔大君）

まず、第3条に係る分と思いますが、共同店舗の場合ということでございますが、一応今回の条例の条件といたしましては、投下固定資産の21,000千円と、それと柳川市内からの雇用者を3人以上というふうなことで規定をしてあります。これは「かつ」ということで規定しておりますので、この両方をクリアできれば、大家さんの方でクリアできれば対象にはなる。そして、中に入ったテナントといいますか、中に入った方でもこれをクリアできれば助成の対象にはなるというふうに考えております。

それから、もう1点の投下固定資産の最低基準21,000千円という部分でございますが、これは現柳川市で別に工場等誘致条例というのがございます。この中でも投下固定資産21,000千円というやつをうたっております、一応これと数字を合わせたということでもございまして、あわせて近隣を見ますと、大牟田市が同じく21,000千円、そして、筑後市、八女市が25,000千円、大川市が30,000千円というふうなことでございまして、柳川市の今回の企業立地等促進条例としましては、極力周りの市の方に行ってもらわなくて、柳川市の方に企業立地をしていただきたいというふうなこともございまして、21,000千円というふうなところを設定しております。

はしたが1,000千円ということでございますが、これは20,000千円に対する消費税を考慮したところでの21,000千円というふうに御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（椋島隼人君）

大体今の説明でわかりましたが、ただ問題は、中島の漁業団地も変わりませんが、ああいうふうな組織ができる可能性があるわけですよ、沖端地区も、昭代地区も。そういうふうな場合、これがどういうふうに応用されるのか、非常にこれは不可解と思うわけです、この条文を見ただけでは。その点がどうですか、説明できますか。（発言する者あり）

それはわからん。私どもにはわからんけん、あなたに聞きよるとだから。

産業経済部長（田島稔大君）

条例の第2条に用語の意義ということで用語の説明をしております。事務所等ということで、対象になる事務所、ここに列記をしておりますが、事業を行う事務所、店舗、工場、倉庫など云々というふうにしてありますので、この部分にきちり該当する事業所なり事務所ですね、そういったところを対象ということにしております。

そしてまた、詳細につきましては、いろんなケースがあるかと思えます。テナントにしる、また、いろんなケースがあるかと思えますので、この対象の基準を詳細にするためにも、また規則によったり、そして、規則からまた要綱、要領等を制定しながら、その中で除外する事業所、事務所、そういったやつをある一定規定をしていきたいと、整理をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定については、産業経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第87号 柳川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第88号 柳川市消防団条例及び柳川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第89号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第90号 基本構想の策定について

議案第91号 財産の取得について

議案第92号 財産の取得について

及び議案第93号 市道路線の認定について

の4議案を一括議題といたします。

4議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

3番（椋島隼人君）

3番椋島です。91号、92号の財産取得について質問いたします。

まず、91号ですが、これは92号は余り変わらん内容ですが、片一方は市内の業者、片一方は市外の業者でそれぞれとってあるわけですね。ただ問題は、指名競争入札、何社でこれを指名してあるのか。そして、恐らく予定価格が決まっておったと思いますが、予定価格のどれくらいの価格で入札をしてあるのか。91号はそういうふうなことでお尋ねします。

92号もですが、大体こういうふうな物品納入の場合は市内が多いわけですよ。自動車屋も相当あります。それで、何で福岡市の契約先に契約をなされたのか。市内業者じゃなくして市外の業者を用いた、その点がどうも不可解と思います。と同時に、一方は特殊自動車ですよ、柳川市の方は。片一方は普通乗用車なんです。私は逆と思うわけですよ、本当言うと。市内の方は普通乗用車で結構なんです。ところが、逆で普通乗用車は市外の方、特殊自動車は市内の方、これは私も消防団に30何年務めておりましたが、こういうふうな例はございません。何でこういうふうな契約の仕方をなされたのか、説明をお願いいたします。

消防長（竹下敏郎君）

ただいまの椋島議員の質問にお答えいたします。

災害対応特殊水槽つき消防ポンプ自動車の購入につきましては、先般、市長の提案理由の説明にありましたとおり、7月24日に入札を実施いたしました。14社を指名いたしましたところ、1社が入札書の返納、3社が辞退いたしましたので、10社で入札をいたしましたところ、第3回目に予定価格の99.8%で落札いたしました。

それから、92号の質問でありますけれども、消防団車両、消防ポンプ自動車2台の購入につきましては、7月24日に16社を指名いたしましたところ、1社が入札書の返納、5社が辞退いたしましたので、10社にて3回入札を実施いたしました。予定価格に達せず不落となりました。よって、8月7日に仕様書を変更して再入札をいたしましたところ、10社を指名いたしました。1社が辞退いたしましたので、9社にて入札を実施したところでございます。予定価格の99.3%で第1回で落札いたしました。

なお、椋島議員の御指摘になぜ市内の業者をしなかったのかということでございますけれども、市内の業者は1社、それから、福岡県に消防ポンプを扱っている業者は10社しかあり

ません。それに、今回は大型車両のディーラー、そういったものを含めましたけれども、辞退社が多かったということで、1社は市内、もう1社は福岡市内ということになりましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第90号 基本構想の策定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第91号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第92号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第93号 市道路線の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議案第94号 東山老人ホーム組合規約の変更について

議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更について

議案第96号 大川柳川衛生組合規約の変更について

議案第97号 柳川市瀬高町土木組合規約の変更について

議案第98号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議案第99号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

議案第100号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

議案第101号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県南広域水道企業団規約の変更について

及び議案第102号 有明広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び有明広域市町村圏協議会規約の変更について

の以上9議案を一括議題といたします。

9議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告はありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第94号 東山老人ホーム組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第95号 有明広域葬斎施設組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思ます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第96号 大川柳川衛生組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第97号 柳川市瀬高町土木組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第98号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第99号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第100号 福岡県介護保険広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第101号 福岡県南広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県南広域水道企業団規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第102号 有明広域市町村圏協議会を設ける地方公共団体の数の増減及び有明広域市町村圏協議会規約の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時30分 散会

## 柳川市議会第4回定例会会議録

平成18年8月31日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	江口	文博	2番	太田	武文
3番	椛島	隼人	4番	藤吉	昌徳
5番	樽見	哲也	6番	大橋	恭三
7番	太田	種生	8番	藤丸	剛正
9番	江崎	一恵	10番	井上	一實
11番	澤野	雅夫	12番	古賀	澄雄
13番	緒方	寿光	14番	藤丸	正勝
15番	斉藤	磨須雄	16番	藤丸	富男
17番	上村	信男	19番	江崎	實
20番	梅崎	和弘	21番	足達	征次
22番	山下	千鶴子	23番	島添	勝
24番	白谷	榮治	25番	平川	秋吉
26番	龍	益男	27番	塩塚	博愛
28番	三小田	一美	29番	竹井	澄子
30番	山田	奉文	31番	横山	忠行
32番	大橋	淳一	33番	吉田	勝也
34番	藤木	利美子	35番	津村	政道
36番	河村	好浩	37番	佐々木	創主
38番	森田	文次	39番	諸藤	哲男
40番	荒木	憲	41番	谷川	通澄
42番	伊藤	法博	43番	島添	達也
44番	椛島	貞博	45番	高田	千壽輝
46番	上妻	勝吉	47番	浦	博宣
48番	大橋	茂樹	50番	金子	久男
51番	木下	芳二郎	53番	田中	雅美



		<p>(2) 除去後の施設跡地の活用</p> <p>2. 原油の高騰について</p> <p>(1) 暖房費への支援対策の考えについて</p> <p>3. 県立柳川病院の存続に対する考え</p> <p>(1) 具体的行動と今後の方策</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p>
2	20番 梅 崎 和 弘	<p>1. 市政一般</p> <p>(1) 税制改正による市民への影響について</p> <p>(2) 就園・就学援助(第3子)について</p> <p>(3) プールの安全と着衣水泳体験について</p> <p>(4) 筑紫橋の歩道取り付けについて</p>	市 長
3	43番 島 添 達 也	<p>1. ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告に関する市長の見解について</p> <p>2. 同報告書の結びにある、市長に対する要請項目(1)(2)の取組について</p> <p>3. 合併協定書及び協定項目に対する市長の見解について</p> <p>4. 合併協定項目とマニフェスト公約との整合性に対する市長の見解について</p> <p>・地域振興基金とその条例の運用を巡って</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p>
4	3番 椀 島 隼 人	<p>1. 市政一般</p> <p>(1) 大型店舗の出店に対する各地商店街の反応と市長の見解について</p> <p>(2) 用排水管理条例の実行推進について</p> <p>(3) 空き店舗対策の反応と実態について</p> <p>(4) 二丁井樋河川敷の利用と水産橋の改築の進捗について</p> <p>(5) 市有財産ピアス跡地の貸借後の活用とその対策について</p> <p>(6) 公営駐車場の設置について</p>	市 長

午前10時1分 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員48名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

昨日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は津村政道議員、副委員長に澤野雅夫議員が決定いたしております。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡単、明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、28番三小田一美議員の発言を許します。

28番（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様、おはようございます。最後の一般質問となるかもわかりませんが、いっちょよろしく願いをいたします。

議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問をいたします。質問の内容については3点でございますが、一つ目についてでございます。アスベストが使用されている建物の処理及び土壌汚染についてであります。

7月の臨時議会における特別委員会の委員長報告によりますと、柳川市がピアスアライズ株式会社より取得をいたしました建物にアスベストを含む建材が使用されていることが判明をいたしております。このことは、買収する際に旧大和町議会に対して意図的か否かわかりませんが、重要事項説明が行われなかったために発生した問題でありますし、宅地建物取引業及び関係法律に基づき、このような行為が必要であるとの指摘を事前に行えなかった我々、当時の大和町議会議員の不徳のいたすところで、深く反省をいたしておるところでございます。

また、合併前に駆け込みで建設をされた大和町の学校給食共同調理場の開設により不要となった旧調理場が解体の予定で予算を措置されたにもかかわらず、急遽見送りになり、そのまま放置をされています。これもアスベストを含む建材が使用されていたため、解体費用が予算を大幅に上回り、予定どおりの発注ができなかったためと聞いております。現在、予算不足のことで放置をされています旧調理場及び関連施設は、日々劣化が進み、予期せぬ公害が発生しないとも限りません。アスベストを含む建材の使用については、長年の使用により

劣化し、少なからぬ被害を発生させることが予測され、旧文部省においては、平成以前より通達等でその対策をとるよう注意を促していることも事実であります。現にアスベストを除去した施設も多数あるわけでございます。

そこでお尋ねしたいのは、合併前の旧市、町を含め、過去10年間に何カ所の施設で除去の工事を行ったのかであります。また、現在、市が所有している建物や施設においてアスベストを含む建物が何カ所あるのか、施設の名称を含めて把握している数をお聞かせください。そして、今後の除去の計画はどのようになっているのか、具体的に教えていただきたい。また、あわせて、それらの除去にかかる費用はどの程度要するかをお願いいたします。

特に現在、ピアスアライズ株式会社に貸与している建物については、売り主の責任で除去をしていただくと説明がなされていますが、貸し主の責任として石綿障害予防規則などの定めにもあるように、貸与している建物や倉庫で勤務をされている下請会社の従業員などへの被害の発生が生じる危険性を一日も早く取り除いていただきたい。いつも市長が口にされる、安心・安全の環境づくりが必要だと考えています。

そこで、アスベスト及びアスベストを含む建材が既に除去されたのか。もし、まだ除去がされていないなら、いつまでに除去されるのか。アスベストの問題が国民的課題となっちはや数カ月、一日も早い問題解決は本市にとって焦眉の急と存じますが、具体的な話はどこまで進んでいるのかを明らかにしていただきたいと思います。一部では、現在貸与されている物件が今後も引き続き貸与されることで、既に市長との約束ができているとのうわさもありますが、ガラス張りの市政を掲げられています市長におかれては、なし崩し的に先送りされることはないと信じておりますので、市長の姿勢を明らかにしていただきたいと考えます。

また、土壌汚染についても、特に問題になるような土壌汚染はないと認識していますと繰り返し証言をされています。県の保健福祉部に行きますと、どの地方にはどれだけの汚染物質があるとのデータがあるとの発言をされ、いかにもこの地方特有の汚染であるとの説明が特別委員会ではなされていますが、それはどのような資料に基づくものなのか。県に問い合わせても、地下水の汚染については砒素などの有害物質が検出はされていますが、土壌汚染については、そのような事実は確認できていませんという返事ではっきりいたしませんので、市長がよもや出任せな発言をされたとは思われませんので、発言の根拠とされた資料の名称を明らかにしていただきたい、そういうふうにお尋ねしたいと思っております。

それに今回、一般会計の補正予算、ピアス跡地の土壌調査委託料3,000千円を計上してありますが、特に問題はないと再三発言をされている市長が今回なぜ予算を措置されたのか。今までの発言は勘違いで、特別委員会の指摘が正しいので今回予算を計上されたのか。それとも、もっと違った理由が発生したので計上されたのか、計上の理由を明確にいただきたい、そういうふうにお尋ねしたいと思っております。

また、今回委託される調査の結果、汚染が判明した場合は、その除去費用は今回調査費分

を含めて売り主であるピアスに請求されるのか、お願いいたしたいと思います。それから、旧大和町学校共同調理場及び関連施設の跡地についてであります。敷地面積及び前回の予算計上時に計画をされていた跡地利用について、どのような利用計画がなされていたのかをお答え願いたいと思います。

二つ目についてでございますが、石油製品の値上がりに関連をしての質問であります。

現在、原油価格の値上がりに伴いまして、大幅に石油製品の値上げが行われ、庶民の生活が大きく圧迫されています。特に、ことしの冬場における暖房用の灯油やハウス栽培、ノリの乾燥に必要な重油の価格の高騰が懸念をされます。

そこで、特に影響を受けると思われます、ひとり暮らしの年金生活者や生活保護を受給されている家庭に対しどのような対策を考えていられるのか。18リットル入りのポリタンクを自分で運ぶことすらままならないひとり暮らしの皆さんにとって、経営のためとはいえセルフ方式の導入により、配達していただけるお店が減少する中、配達に頼らざるを得ない実態を理解し、配達料の一部助成などの考えがないものか、それをお尋ねしたいと思います。

市においては、市内の購買力の向上を目指して、柳川藩札の発行に1割の援助をなされていますが、柳川藩札の購入を見ますと、まとめ買いができる富裕層の皆様が恩恵をあずかり、日々の暮らしに一喜一憂している庶民には縁遠いのも否定はできません。そこで、低所得者に限り恩恵にあずかることができる制度の設立ができないものか、市の対応をお願いするものであります。

三つ目でございますが、県立柳川病院の行く末であります。

私は旧大和町議の時代より、県立柳川病院のあり方について、地域の医療を担う中核病院として公立の存続を望み、幾度となく質問をしてまいりましたが、その都度、市長からは存続に向けて精いっぱい努力をしていますとの返事をいただき、廃止が決まっていた県南女性センター、今は市民プールか何かありますけれども、県南当局への働きかけ、また知事、副知事の太いパイプをフルに活用して存続された手腕からして、当然存続はできるものと思っておりましたが、新聞報道等によれば、民間で引き受けてくれるところを探しているとのことであります。

先日の行政報告の中では、来年2月か3月か引き受ける医療機関が決定するとのことですが、今までどおりの診療科目や、また職員の身分や雇用が確保されるのか、勤務条件などどのようになっているのか、引き受けの条件を県が指示するに当たって、所在地の市長として、存続運動の先頭に立って頑張っていたいただいた方として、参考意見を求められたのか。県南女性センターの10数倍の署名までされている施設でもありますので、県への働きかけもそれに見合う努力をしていただいたものと思いますが、具体的にはどの程度の働きかけを行ってこられたのか、明らかにしていただきたいと思います。

これにて1回目の質問を終了しますが、答弁の内容次第によりましては再度質問いたしま

すので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

三小田議員から通告がありましたアスベストの除去と土壌汚染、過去10年間における除去工事の内容、除去後の施設跡地の活用、それから2点目には、低所得者への暖房費への支援対策、3点目は、県立柳川病院の存続に対する考え、大まかにこのような通告がっておりますが、具体的に今お聞きをいたしました。

特に第1点目の、ピアスの関連いたしますアスベストの問題、これにつきましては聞いておりますと、ややもすると誤解を与えるような表現があるようでございますので、アスベストというものは、ことしの2月14日、西日本新聞、各マスコミ等が報じておりますとおり、国土交通省は2月13日、住宅や事務所ビルなどの価格を算定する不動産鑑定の際に、アスベストの使用の有無や飛散防止の措置をとっているかを価格に反映させるための評価指針を作成する方針を固めた。ことしの2月なんです。

これまで私は皆様方に申し上げてきておりましたが、平成14年、15年、ピアスを買収する折には、このような問題についての不動産鑑定、重要事項の中には明記されるように法律で定められておりませんので、当然そういったことは行われてきていないわけであります。ただ、この不動産鑑定につきましては、アスベストは価格対象の有害物質でないため具体的な評価基準がなく、価格にどう反映させるかはあいまいだったと、こういうふうな表現でまだなっているんです。そして、国土交通省は省内に検討会を設置し、不動産鑑定士が留意すべき評価点を盛り込んだ指針をつくり、夏をめどに中間としてまとめる。ことしの夏によくそのまとめができ上がろうとしているんです。だから、客観的な事実を十二分に御理解いただかないと、そういうふうな問題が出てくるやに思います。

これまで私も答弁の中で繰り返してきました。去年の8月、大阪のクボタ、特に幻の化石と、今や静かな原爆というふうに言われるようなアスベストは、当工場で作られ、そこに飛散をしている。従業員の皆さん方がそこで吸引をなさっている。こういうものに起因するさまざまな事案が発生したわけです。したがって、このアスベスト問題については国の指針もきっちりと出されてまいりましょうし、そういうものはいわゆる遡及してどうなのかというものも当然議論されなきゃならない。こういうふうになるわけでありまして、あたかもその当時、どちらも双方も知っていてそれをやらなかった 刑法と同じですけども、故意なのか過失なのか全く知らない。そういう事案が法律で定めていないとするならば、なかなかこれは、実施していなかったというのは事実でありますし、また、する必要もなかったというのも事実であります。ですから、今回の予算措置の問題についても、私は誠意を持ってピアス社と双方話し合うということを議会の中で、議場の中で答弁を繰り返してまいりました。当然、その責任がどちらにあるか。なすりつけ合いのやり方では、私はいけない。誠意を持ってお互いに議論し、あるいは協議し、話し合いをしながら、市民のために私は選ばれ



ている市長でありますので、市の立場として当然交渉をやっていく、当たり前のことだと思います。

また、予算措置をされていた給食センター、これをアスベストがあるからやらなかったという話ですけれども、これはどこから出ている話でしょうか。私は逆にお尋ねをしたいところです。この給食センターは、新しい給食センターができて、アスベストなるものがその施設に使われているのはスレートなんです。そのスレートを含まれている可能性があるということなんですが、建物があるだけに、ただ給食センターを建てかえた経過といたしましてはO-157、いわゆる食中毒が学校給食の中で起きる。この危険性を文科省から指摘を受け、そしてドライ方式のO-157の発生しない給食センターに変えようということが、これまでの市の方針でもあったわけでありまして、町の方針でもあったわけなんです。そういうことで給食センターを建てかえておるということで、これは全く誤解であります。しかも、この利用方法、あるいは活用法については後ほど教育長なり、あるいは担当の部長から説明させたいと思いますけれども、これは何らか、いささかまたこれも市民の皆さんに誤解を与えるような私は発言だろうと思います。

それから、ちょっとさかのぼりますけれども、ピアスの内部にアスベストがあるという御指摘でありますけれども、いかにも危険性が迫っているような感じを受けますが、アスベストは飛散をしないように被覆をします。こういうことによって、それは十分法の範囲内でクリアできている。今、ピアス社も工場の中に70名か80名の方がお仕事をなさっていると思いますが、飛散をするような状況ではないということでありまして。したがって、このアスベストの除去につきましても、私も皆さん方から御指摘を受けるまでもなく、そういう事案が発生をしたならば、ピアス社と誠意を持って、どれくらい費用がかかるのか、どのような方法で現状にあるのか現状把握をしながら、次の対応というものを誠心誠意取り組んでいきたいという話をしているところでありまして、決して害が今広がっているような状況ではないと。また、害があるというような状況であるならば、工場は閉鎖しなければいけません。その辺はまた、市民の皆さんに安全・安心、私はガラス張りで情報公開をしなきゃいけないということは、正しい情報を伝えなきゃいけないということなんです。さまざまな問題も一緒ですけれども、正しい情報が伝わらないから、やはりそういった誤解を招いたり、さまざまな憶測が生まれてくるわけでありまして、決してそういうことが、市を預かるリーダーとしてはあってはならないということで申し上げてきているわけでありまして。

それから、土壌汚染、県の問題も指摘されました。これは当時の県の衛生部の方で調査されている試案ですね。そういったものの水質の地下水の関連であるわけでありまして、これは分布図もございまして、地点、スポット的に調査しているものもございまして。県の方で出せないというのは、どういうことなのか私もよくわかりませんが、これは後ほど資料が必要

ならば、そういう御提案をされているならば差し上げたいと思いますので、どうぞおいでてください。

それから、出任せな資料ということですが、何が出任せな資料なのか、この辺は私は非常に心外であります。出任せな資料というのはどういうことをおっしゃってあるのか、また、このことについてはお尋ねをいただき、お答えをしたいと思います。

それから、一般会計で土壤汚染の調査を3,000千円計上してあるということですが、これはつい先般の椋島議員からの質疑の中でお尋ねがございました。私は市民の皆さん方にこれまで申し上げてきているとおり、ピアス社は土壤汚染は安心ですよと、されていないという重要事項の説明、ピアス社が第三者機関にゆだねて、私どもが信頼する機関にゆだねて、11,000千円を越す調査をやっているんですよ。11,000千円をかけて。その調査がうそであるとするならば、検査をしたところはそういった信頼が失墜します。ましてや、そういった企業は倒れるでしょう。だから、そのことについては11,000千円という金をかけて土壤汚染の調査結果を報告して、そしてこれがうそだとするならば私が問題にしたいと思います。

ただ今回は、百条委員会の報告の中で皆さん方から、議会の多数決によって調査しなさいと要請されたんですよ。三小田議員もそうでしょう。そうすると、当然、私は3,000千円の金、貴重な市のお金です。財源です。これを使ってやる必要があるのかと、私はやる必要がないと申し上げてきました。しかしながら、そういう結論が出て、住民の皆さんの代表である、議決機関である議会がそのような結果を出したならば、全くそれを無視するというわけにはいきません。一部の方々には、市民の方々にも信頼を取り戻していただく、またそれが事実であるというようなことで、市民の皆さんに私は、皆さん方から説明していただきたい、そこまでやらなきゃいけないければ、重要事項の中で、新しく土壤汚染法が変わった中での問題点を調査しましょうよと。しかし、市民の皆さんにはお金を3,000千円使わしてくださいと、こういうことになるわけです。

私は今でも、土壤汚染はあっていないと自信を持っています。これは裁判もあっていますがけれども、当然この中で出てくるでしょう。しかしながら、性急に3,000千円の金を使ってでもやらなきゃいけないというのが、住民の皆さんの代表である議員さん方の多数決の話なんですよ。何でやらなきゃいけないのか、このことは私は今でも疑問でなりませんが、やはり議会の総意というか、多数決でそういうことになっているとするならば、やらなきゃいけないと。それは市民の皆さんに安心をいただく、また、次の企業誘致をやるときに安心を担保することになる。どちらかというと、うやむやに終わらしちゃいけない問題ということで、苦渋の決断をして予算を計上しているわけでありまして。この問題については、後にも議員から御質問があるようですけども、同じようなお答えしかできません。

それから、跡地の利用計画はどうかということですが、当然、その当時、跡地検討委員会が設置をされまして、町有地の使い方についての検討がございました。20人から成る委員が

さまざまな各界各層の方々からおいでをいただいてやってきているわけですが、百条委員会の中ではこの問題についての御指摘もいただいております。

当時の議会の全員協議会、記憶をたどってみますと、議員のお声は、公共の整備だけでは活性化には至らないと、企業誘致だとかさまざまなあらゆる分野に幅を広げて検討すべきではないかと、こういう御指摘をいただきました。私は真摯に受けとめて、そのことを念頭に置きながら、さまざまなものを今めぐらして手を打とうとしているわけですが、何せその土地は裁判中でもございます。

また、議会の中では、いわゆる公共施設整備基金を使っているからこれは問題ではないかと、そういうお声もございます。とすれば、やはり状況の変化といえども、皆さん方に十二分に、こういったことでこういうふうな予算、こういうものでこんなものを今誘致し、お金を使わせて買った土地ですけれども、こういうふうなものに使わせてくださいと市民の皆さんに理解を求めなきゃいけません。それが私の責任であります。したがって、これが情報公開、前面に情報公開して理解を求める。その努力をするというのが跡地利用に対する考え方です。

それから、暖房費への支援対策の考え方、これにつきましては保健福祉部長の方から答弁させたいと思います。

それから、県立病院の存続に関する考え方、これについては三小田議員、冒頭からおっしゃってありましたように、大和町の議会当時からのことは三小田議員、特に御質問なさってこられました。恐らく市議会まで含めて3回ぐらいやられたと思います。

これについては、昨年9月、新市になりまして御質問をいただきました。答弁をいたしておりますけれども、その後の経過は、8月25日の議会開会冒頭、つい先日ですよ。行政報告の中で私は申し上げました。大ざっぱに申し上げますと、そのように申し上げてきたわけですけれども、繰り返しあえて説明しなければならないとするならば、県立病院の運営につきましては、福岡県の行政改革審議会、この答申を受けて、福岡県が平成17年4月1日から太宰府、遠賀、朝倉の3病院の委託、あるいは移譲をするという方針が出され、9月議会におきまして、知事が柳川、嘉穂の2病院について民営化の方針を打ち出されました。そして、これを受けまして同年の10月5日に、柳川市を含め近隣2市4町で私どもは議会の声も聞いています。町長当時からそうですけれども、2市4町で県立病院の存続要望、意見書を知事に提出し、みずから現地に行きまして、その存続を訴えてまいりました。そのときの新聞報道もあると思います。

決して私は、地域医療の中核として安心していただける、そういった医療機関、核となる機関がなくなるということは、その当時、私は大和の町長でしたけれども、副知事に随分迫ったもんです。当時は稗田副知事さんでした。これは地域の責任ではなくて、県の運営に起因するもの、県の管理、運営、それが悪いからこのようなことになるんじゃないかというこ

とを申し上げてまいりました。随分申し上げましたけれども、その方針は変わりませんでした。

そして、ことしの6月26日に至っているわけですが、その前に柳川市議会の田中議長も同道していただいて、この2市4町の首長と議長でさらなる要望も続けてきたんですけれども、この6月26日付の新聞報道、あるいは県の報道のとおり、県の広報で知らせてあるとおり、柳川病院、嘉穂病院の移譲先の公募開始をされました。この病院を受けてくれるところはないかという募集でございます。そして、5月に県から、移譲先の公募を行うので移譲先選定のための地元要望を提出してほしいと、こういうお話がありまして、昨年10月に存続の要望書を出しました2市4町の要望を取りまとめまして、県知事へこの6月12日に出したところでございます。

その内容については、つい先日も申し上げましたが、今日まで福岡県立柳川病院が果たしてきた地域における役割が確実に継承され、さらなる地域医療の充実強化が十分に見込める機関への移譲であること。二つ目に、現在受診中の患者さんに不安がないようにスムーズな引き継ぎが保障され、経営状況や管理体制も安心できる確実な機関への移譲であること。三つ目に、主治医 お医者さんですね との地域連携医療が図られる機関への移譲であること。四つ目に、総合病院を堅持できる機関であること。特に小児科、脳卒中、あるいは肝臓病、こういった医療の充実強化を見込める機関への移譲であることということで申し上げ、具体的に説明をしてきたところでもございます。

この4項目はもちろんでございますが、その後も電話等のやりとりの中で県に働きかけをいたしているところでございます。ただ、それから先の職員さんに対するさまざまな待遇の問題、あるいは移籍、転勤というふうな問題が出てくると思いますけれども、そういったものにも十分配慮してやるということも県から回答をいただいておりますので、そのことには私は偽りないんじゃないかなと、このように思っております。

不足の分については、この暖房費の問題については保健福祉部長から答弁させます。

教育長（上村好生君）

先ほど旧給食センター跡地の利用はどうなっているのかという、そういう御質問でございました。

これは、給食センターの跡地はしっかり活用しておりまして、具体例を申し上げますと、実は平成17年度までは牛乳パックの納入業者が、飲んだ後の空のパックを回収しておったわけでございます。ところが、18年度になりまして、もうそれはしないと。柳川市の方で牛乳パックのあきは処分してください、そのようなことになりまして、1日に6,500個の牛乳パックが出るわけでございますが、その保管場所として給食センター旧跡地を使っております。それで、これが学校から1日に6,500個出てまいりますので、1万何千個という牛乳パック、あきパックが出るわけでありまして、それを月に1回廃棄処分業者に渡して、リサイ

クルしていただいている。1カ月分を集める置き場にしている。そのようにしております。

それからもう一つは、旧給食センターにおきましては、生ごみ処理のための、柳川市民全員に配布するためのEMボカシ、それを地域サービス課が製造している、保管している。私も実際にどのように使われているのかということで現場を見てみました。面積の半分以上、敷地に広げられてEMボカシを製造されている、そのような状況でございます。教育委員会といたしましては、そのような牛乳パックの保管場所等が別のところがあればありがたいんですが、なかなかない。そして、学校に置いておきますと腐敗をすると、においがすると、そういうふうなこと等もございますので、できましたら当分の間は、旧給食センターの跡地は存続していただければありがたいなと思っているところでございます。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

保健福祉部長でございます。三小田議員御質問の、原油の高騰に伴います暖房費への支援対策の考え方についてお答えいたします。

石油情報センターの石油製品の価格情報によりますと、8月の全国平均のレギュラーガソリンの平均価格は143円70銭になり、1年前と比較いたしますと14円70銭の値上がり、湾岸危機の平成2年当時に記録しました142円を突破しており、最高値になっております。灯油の18リットルでも、7月の店頭での平均価格は1,454円と、1年前と比較しますと229円値上がりしております。原油が高騰している原因といたしましては、インド、中国の高度成長、中東情勢の緊迫化、アメリカ・アラスカ州の油田操業の一時停止などが上げられておりますが、原油の高騰は今後も続くというふうに報道されているところでございます。

現行制度で、暖房費といたしまして生活支援が行われておりますのは、生活保護受給者のみでございます。冬期加算といたしまして11月から3月までの間、生活保護費に1人当たり2,530円、4人世帯では4,440円の加算をして支給しているところでございます。保護費の支給額につきましては厚生労働大臣が決定しますが、本年度の冬期加算の額は前年度と同額とされております。

福祉事務所におきましては、昨年の冬も家庭訪問の折、保護受給者から灯油の高騰に伴う悩み等が寄せられております。福祉事務所といたしましては、生活保護法第60条に規定しております生活上の義務を説明いたしまして、日ごろから支出の節約を図り、省エネに努めて冬場に備えていただくよう指導しているところでございます。原油の高騰によって国民生活のあらゆる面に影響が出ており、低所得者に対する支援対策につきましては、国政レベルでの検討が必要な問題と考えておりますが、何分我が国は資源に乏しい国でございます。まずは国民一人一人が灯油などの消費がふえる冬場を待つまでもなく、常日ごろ石油製品のむだ遣いをしないで、省エネを心がける自助努力が大切だと考えております。

以上でございます。

28番（三小田一美君）

保健福祉部の部長ですかね、どうもありがとうございました。

それでは、市長にちょっとお尋ねをしたいと思いますが、まず一つ目でございますが、アスベストを初めとする有害物質の除去に対する市長の一般的な考え方を再度お聞かせいただきたいと思います。

それと、合併前の旧市、町を含めて、過去10年間、何カ所の施設で除去の工事を行ったのかと、それも市長お尋ねをしたいと思います。市長は御答弁の中では、去年ですかね、そういうことをお知りになられたような御答弁をなされましたので、それをちょっと再度お尋ねしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

この問題については、これまでも答弁を繰り返してきておりますけれども、当然教育施設、国から通達のあったものについては、市としては適切な除去工事を終わっております。

それから、何カ所かということでございますが、これは原課の担当課の方から 箇所については担当部長から 担当部長というか、総括の部長から答弁させたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

アスベストの吹きつけ部分の除去工事の件でございますが、過去10年で申し上げますと、平成9年、大和中学校で除去工事を行っております。平成14年に同じく大和小学校 失礼しました、先ほど「大和中学校」と申し上げましたが、「大和小学校」でございます。それと、平成16年に豊原小学校、そしてことしの夏、8月の夏休み期間中に三橋中学校の校長室と放送室、これの吹きつけアスベストの除去工事を行ったところでございます。また、本年2月に柳川市民会館の照明室の外壁、これの除去工事も行ったところでございます。

以上です。

28番（三小田一美君）

今10年間、何カ所の施設で除去工事を行っておるか、そういう御答弁がありました。市長、まず、今クボタのことをおっしゃられましたからちょっとお尋ねするが、アスベストの話題になるようになったのは、クボタの事件があると市長は至るところで吹聴されておりますが、今もおっしゃられました。市においてアスベストの除去工事が最も早く行われたのは何年でしょうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。市においてアスベストの除去工事が最も早く行われたのはいつでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

豊原小学校の音楽室の除去工事をやったのが平成6年の7月でございます。

以上です。

28番（三小田一美君）

今、平成6年とおっしゃられました。そのときは市長は町長か何かやったのでしょうか、

私よっと、もう忘れておりましたが、そこをちょっとお尋ねしたいと思いますが。建設の係長やったか何か、そこどうでございましょうか、ちょっと記憶ございませんから。

市長（石田宝蔵君）

当時は建設課の係長でございました。

28番（三小田一美君）

今、市長のいろいろ御答弁ももろうたわけですね。今いろいろ市長が披瀝されました基本的な考え方、また、ピアスアライズ株式会社に対する対応にはちょっと大きな違いが感じられるわけですね。私、百条で初めてああいう土壤汚染、また重要性ということがわかったわけですね。だから、私は本会議の中で大変申しわけなかったと陳謝したつもりでございます。

それで、言うだけでなく、やはりこのピアスアライズの問題はやっていただくことが今求められていると思いますが、いかがでございましょうか、その撤去について。いっちょよろしくお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

私は、その言葉は議員にお返ししたいですよ。大和町時代の議員さん御議論なさったでしょう、審議なさったでしょう。（「はっ」と呼ぶ者あり）御審議なさったでしょう。（「審議ですか」と呼ぶ者あり）はい。（「本会議」と呼ぶ者あり）いや、大和町の議会のときですよ。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）そのとき全会一致で議決なさったでしょう。

28番（三小田一美君）

今、市長のおっしゃられた、それはそうだと私は思って、その中で今陳謝したわけでございます。ただ、重要事項説明のあれを見せていただかなかったからそういう問題が生じた、そういうふうに私は思うわけですね。

それでは、四つ目でございますが、市長がピアスアライズ株式会社に対してアスベストの除去、緊急に求められないと、そういう発言でございますので、国、また県に対して除去の指導をお願いすることも必要になるとと思いますが、市長の考え方をお願いしたいと思います。（「もう一回ちょっと言ってください」と呼ぶ者あり）

市長は、ピアスアライズ株式会社に対してアスベストの除去を緊急に求められないということであれば、国、または県に対し除去の指導をお願いすることも必要になるとと思いますが、いかがでしょうかと市長にお尋ねしておるわけです。

市長（石田宝蔵君）

1点目の、重要事項説明を見せてもらえないと。あれは見ていいんですよ。説明を求められましたか。いやいや、それは当然どなたがごらんになってもいいわけですから。ただ問題は、そんなことをおっしゃいますと、何か隠しているように誤解を与えたらいけません。私はいつでもガラス張りと言っていますので、どうぞ情報を開示して正しく理解していただくと物事は理解が深まるんです。ですから、重要事項説明書はあの当時ここにありますが、全

員協議会の中にも申し上げたと思います。

それから2点目、市長が緊急にアスベストの除去を求められない。

これは、企業は操業を今やっているんですよ。会社の雇用を守れというのが議会の声でした。私も同じ気持ちで、この企業をいかにして存続させ守らなきゃいけない。そういった中で、操業中の工場をどうやってそんなことができるのかというのがまず1点。

2点目は、今被害が出ておると、出るおそれがあるとするならば、それは緊急性があるんですよ。また、国や県にこれをやらせるように、これは当然そういったおそれがあるならば行政指導というものをやらなきゃいけないんです、国、県じゃなくて市が中に入って。しかし、そのことは今やる必要はない。しっかりアスベストを被覆して、安全な状況にありますというのがピアスの説明であります。また、それを確認いたしております。そういうことで御理解いただきたいと思います。

28番（三小田一美君）

安全でありますよ、あれは貸し主さんですよ。市長、そこ誤解を招かんごととしておってくださいよ、皆さんたちも聞いてありますからね。私たちが地主さん、また建物も貸し主さんですよ、あれは。あそこがですね、自分で操業して自分でしてあるところやなかつですよ。そこんところ誤解ばせんごととしておってください、市長。

それと重要事項説明、あの件を市長もちょっと触れましたけど、いつでも見せてあげていいと、そういうふうにおっしゃられましたが、全然私たちはそういうのも、あの重要事項説明とのそういうことは見せてやらんやったじゃないですか。それは議員さんあたりも悪いところもあるかもわかりませんよ。けど、あれは不動産の鑑定か、あれだけが見せてやらんやったじゃないですか。だから、百条委員会を設置していろいろ出てきたっじゃなかつですか。土壤汚染は出てきたですね、アスベストも出てきたと。中にまだありますからちょっと言いますけどね。そこなんですよ。

それと、あれはピアスアライズさんに貸しとっじゃないですか。貸与しとっじゃないですか。笑るたっちゃできんですよ。これは非常に大事ななことだからですね。あれはですね、責任はだれが持たやんとですか、もしも何か事故が起きた場合は。

事故はですね、この間もテレビ、新聞等でありましたが、プール、あの場合も、ああいうきちんとした予防もしてあったかもわかりませんが、ああいう予期せぬ事故が起きるじゃないですか。だから、皆さんたち全部が心配しておるわけですよ。なぜこだわって、こうこうこう市長がされるのか、それが私はわかりません。

それと、今国、県と。それは私たち心配だからそういうことをしたいと。市長がしないなら、それはもういいです。私たちがやりますから、心配だから。はい、次に行きます。

これは大事な話でございます。特別委員会で現地視察をしたわけですね、実際委員会です。そのとき、1,800坪のアスベストの除去、多額の費用を要する旨の説明を当時の工場



長さんから受けています。そいけん、市長にちょっとお尋ねしますが、除去、坪大体幾らぐらいになるのか。いろいろうわさば聞きよったら、60千円ぐらいと市長の言いよんなはった、ごたつたふうに、そういうのを耳にしますけど、市長は本会議の中できちんとそれをただしてください。大体幾らぐらいかかりますか。

市長（石田宝藏君）

これについて私はよくわかりません。形態　　どういう状態のときにどんなふうにかかるのか、これはそれなりの専門的な方に見積もりなり調査なりさせてみないとわからないと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）個人の家の問題と工場等についてはまた違うかもしれません。そんないいかげんなことは私は答弁できません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

28番（三小田一美君）

そんなら、私が参考としていっちょ。視察に皆さんたちで行ったとき、そのいきさつをちよっとお話ししたいと思います。

向こうに行って、「解体から除去まで全部で大体お幾らぐらいかかりますでしょうか」と皆さんたちはお聞きしたわけですね。そしたら、「坪の大体200千円ぐらいかかるでしょう」と。「ほう、そんなにかかりますか」ちいうて、そういうことでびっくりして、また委員会を再開したことがありますけれど、一応それは参考に聞いておってください。市長、大体坪の200千円ぐらいかかるそうですよ。

それと土壤汚染、あれも全部言われました。資料は持ってきておりませんが、その方が一応上だけふるうて、下は全部ふっとりますと、そういうふうに工場長もはっきり言っています。これは皆さん、全部議員さん知ってありますからね。

それでは、6番目にちょっと行きたいと思いますが、土壤汚染の除去、従前に実施をされて一部の土が運び出されたようではありますが、汚染の土壌は産業廃棄物に該当するので処理のマニフェスト、また管理費用、それぞれの業者、また具体的に排出者の運搬の業者、また中間処理業者、また最終受け入れ業者ですが、このマニフェストは法定年数の保管が義務づけられておるわけでございます。市長もしくは購入に当たった職員はマニフェストを当然確認されていると思いますが、いかがでございましょうか。

市長（石田宝藏君）

一定の信用ある機関が法律にのっとって処理をしているわけですから。今のはマニフェストじゃないですよ、マニュアルでしょう、恐らく。処理マニュアルでしょう。マニフェストは、期限と予算を決めて示すことがマニフェストです。

ただ問題は、今のような話は、いかにも土壤汚染が今でもあるようにおっしゃっているじゃないですか。私はないと言っているんですよ。皆さんが知っていらっしゃいますと、皆さんは知っていらっしゃらないですよ。特別委員会、百条委員会で宮崎さんが証言されたとき

にそんな話が出たならば、私もちょっと読んでいませんけれども、そんなことは私はないと思います。私が報告を受けているのは、問題はないということであります。

28番（三小田一美君）

市長はそういうお考えなら、なぜそんなら予算を計上したのか、それもちょっと今からお尋ねしたいと思いますが。

今市長は、特別委員会の報告に基づいて調査費用を計上したと。先日の同僚議員の質問にお答えになりましたが、一部の議員は、特別委員会の報告はお金ばかりかかって取るに足らない報告書であると発言されていますが、取るに足らない報告書に基づいてなぜ3,000千円の大金を委託料として計上されたのか、取るに足らない報告書と公言されている議員に対してどのように説明をされるのか、それをちょっと聞きたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

私は最初からございませんと、問題はないと申し上げているんですけども、三小田議員のように執拗にこんなことがあるじゃないですか。そういうふうなことが市民の皆さん方に本当に不安を抱かせているんですよ。だから、あえて大事なお金ですけども、3,000千円というお金を苦渋の決断をしてこの議会にお願いしていると。私はやらなくていいと思いますよ。今でもいいんです。しかし、やれとこんなふうに執拗にも執拗におっしゃるから、市民の皆さんに私は理解を求めて3,000千円使わせてくださいと、こうお願いしているわけがあります。そうしないと大多数の議員、百条委員会に出られた議員は納得できないということでしょう。私が要らんとするたら、今度は何で調査せんとかと、こう来るんじゃないですか。

28番（三小田一美君）

今そういうふうに、おたくは汚染がないないと、そういうことをおっしゃられますけど、百条委員会の最終報告の中でああいうふうに出たやないですか。そんなら、市長、まあいっちょ再度お聞きするが、特別委員会の指摘が正しいと、そういうふうで今回予算を計上されたですか。そんならまたですね、もっと違った理由が発生したので計上されたですか、また再度お尋ねしたいと思いますが。

市長（石田宝蔵君）

指摘が正しいとかじゃないんですよ。新たな事案が発生したとかじゃないんです。こういうふうな議会の皆さん方、百条委員会ということで報告書が出たんですね。委員長から報告がありました。議員の皆さん方に諮られました。多数決でこれが承認されたということは、住民を代表する議員がこれを尊重しなさいということなんですよ、執行部は。たったそれだけのことです。それを誠実にやるかやらないか。これをやらなければ、今度は百条委員会の要請を軽視したとおっしゃるでしょう。でも、これは私が先般の質疑の中でも申し上げてきておりますように、（「はい、わかったです」と呼ぶ者あり）大事なお金です。私はやらな

くていいという自信を持っていますけれども。また裁判で明らかになっていくでしょうけれども。私はこんなことは、もう柳川が後退するところじゃないんです、前に進まなきゃ。それが私は大事だと思います。

28番（三小田一美君）

きれいごとばよう並べにゃ、前に進んで、だっでん議員さんたちは全部そういうふうにしてあつとですよ。あのですね、そんならようわかった。今までの発言は勘違いで、今の答弁あたりは特別委員会の指摘が正しいんで今回予算を計上されたと、それで私理解しておきます。

最後になります。私は、今回行われます合併後の選挙、議員の選挙はどうなるかわかりませんが、合併後1年半の議会において話題となり、物議を醸すかもしれない諸問題のほとんどは、現在、市長が大和町時代に合併を目前に駆け込みで契約をした、約束をしたことに起因するものばかりと、私はそういうふうにするわけでございます。ピアスアライズが撤退するというので、跡地利用計画もなく購入した用地や建物等を現状のまま貸与するのであれば、撤退そのものを疑わざるを得ませんし、公共用地として取得すれば売り主に対し当然国税の特別控除制度が適用されていると思いますが、これもそのまま貸与するのであれば、税務当局を欺くことになりはしないかと心配をしているところであります。合併すれば必要でなくなる職員の駐車場、また、合併後に旧柳川市、中学校給食含めて、計画設置して何ら問題はなかった学校給食センター建設、すべて駆け込みで行われたと思います。

そして、これら一連の行為を阻止できなかった私を初めとする当時の大和町町会議員の不勉強を、市長の言葉をおかりすれば、どうもこうもの議決を深く反省いたしまして、選挙後に付和雷同の議会にならないことを強く要望して、最後の質問を終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 休憩

午前11時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、20番梅崎和弘議員の発言を許します。

20番（梅崎和弘君）（登壇）

20番、日本共産党、梅崎和弘です。通算53回目の一般質問を行います。54回目に向かって頑張っておりますので、皆さん方よろしく願いいたします。

それでは、発言通告に従って行います。

まず第1点目は、税制改革による市民への影響についてであります。

6月に届きました住民税の納税通知書を見て、多くの高齢者の方が何でこんなに上がったのか、計算間違いではないのかと、市役所の窓口や電話での問い合わせがあったということでございます。これはどうしてかと申しますと、2004年の国会で自民、公明党の賛成で決められた二つの税制改革が、今年度から住民税についても実施されましたこととあわせ、所得税の定率減税の縮減があります。二つの税制改革の一つは、公的年金等控除の縮小です。

年金生活者で65歳以上の場合、最低でも1,400千円引くことができた、この年金額の少ない人は非課税でありました。この最低額が1,200千円になるなど、この公的年金控除の額が縮小されたために、年金は1円もふえないのに計算の上では所得がふえたことになり、その分税金がふえることとなります。もう一つは、65歳以上の高齢者に適用されておりました老年者控除、住民税では480千円、所得税では500千円が廃止されたことにあります。

そこで、柳川市におきまして、定率減税、老年者控除廃止、公的年金等控除額の改正によって影響を受ける人の人数、影響額は幾らぐらいになるのか、お尋ねいたします。

2点目は、就園・就学援助、いわゆるこれは第3子についてであります。

柳川市では、経済的負担の軽減と幼稚園教育の一層の普及充実を図るため、私立幼稚園に満3歳児から5歳児を通園させておられる保護者に対し、入園料と保育料を減免するための就園奨励費補助が行われております。特に、平成18年度では少子化対策として、第1子の条件を小学6年生までとした第3子以降の幼児に対し、保育料を全額減免する制度が導入されました。このことは、国の基準より進んだものであり、大いに評価できると思います。

しかし、この制度は第1子が中学生になると、第3子に対してこの制度が適用されなくなります。第1子が中学生になっても、第3子がこの制度を適用できるようにするためには、どれぐらいの予算が必要なのか。それと、子供が3人いた場合、中学生から小学生までの第3子に対して就学補助を行った場合、これに対しての予算はどれぐらいなのか、お尋ねいたします。

3点目は、プールの安全と着衣水泳体験についてであります。

先日来より、プールの吸水口に吸い込まれて、女の子が死亡するという大変悲しい事故が起きております。そこで、まず市内のプールについて、排水口などの危険なところがないかどうか点検をされたのか、お尋ねいたします。

それと、着衣水泳体験につきましては、私は平成6年の9月議会に一般質問を行っております。それ以後、旧柳川市では実施されているんじゃないかなと思っておりますけれども、合併後の小学校で実施されていないところもあると聞いておりますけれども、現状はどうなっているのか、お尋ねいたします。

それから、第4点目です。筑紫橋歩道取り付けについて。

沖端川広域基幹河川工事に伴って、筑紫橋の建てかえ工事が始まるということです。ここ

の道路は交通量が多く、住民の方は橋を通るとき危険を感じながら橋を通らなければならないと、こういうことでございます。また、ここは高校生の自転車通学も多いところです。ある地区では、公民館の総会で、お隣の町では子供会とか婦人会などの各団体から筑紫橋の両側に歩道をつくってほしいと、こういう要望がっております。そこで、筑紫橋建てかえの進捗状況、工事計画、特に歩道の設置はどうなっているか、お尋ねいたします。

以上で第1回目を終わります。

市民部長（大曲豊喜君）

議員質問の1点目の、税制改正による本市への影響額及びその人数についてお答えをいたします。

本年度適用の税制改正につきましては、議員御質問のとおり、平成16年度及び平成17年度に改正されました地方税法の一部改正の適用によるものでございます。御質問の人数及び影響額を市県民税合計で項目別に申し上げますと、1項目めの定率減税の縮減に関しましては、対象者は約2万7,000人で、その影響額につきましては157,000千円、2項目めの老年者控除廃止に関しましては、対象者は約2,600人で、その影響額は79,000千円、3項目めの公的年金等控除額の改正に関しましては、対象者は約2,700人で、その影響額は48,000千円となりまして、3項目の影響額を合計いたしますと284,000千円となっております。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

梅崎議員の就園・就学援助についてお答えいたします。

まず1点目でございますが、第3子の保育料の全額免除については、現在、保育園と幼稚園で実施しております。保育園の入園対象者はゼロ歳から、幼稚園の入園対象者は3歳からでございます。第1子の範囲を現行の小学6年生から中学3年生に引き上げた場合、幼稚園通園者では18年7月末時点で新たに11名が該当することになります。平均保育料で算出しますと、年間で新たに2,244千円が必要となります。また、保育園児については、第3子の対象児数が45名、市の負担としては11,298千円となりまして、合計で13,542千円が市の新たな負担となります。

次に、2点目の就学援助についてでございますが、8月22日現在で第1子が中学3年生以下で第3子が小・中学校に在学している児童・生徒は411名となっております。小・中学校については義務教育でございますから、授業料は無料です。ただ、給食費や修学旅行費、学用品費等は必要です。そのため要保護、準要保護世帯等の低所得者の児童・生徒に対しては、就学援助として給食費や修学旅行費、学用品費等の援助を行っています。第3子全員に対し給食費や修学旅行費、学用品費等の就学援助を行うとなると、新たに23,890千円ほどが必要になります。

以上でございます。

教育長（上村好生君）

プールの安全と着衣水泳体験についてという御質問でございますが、埼玉県の大変痛ましいプール事故、それを受けまして、柳川市におきましては、翌日、市内の小・中学校25校にプールの点検を命じました。その結果、すべての小・中学校がきちんとボルトどめ、ねじどめ、あるいはコンクリート等による埋め込み等によりまして、しっかりと固定されております。私も念のために数校抽出してプールを見てまいりました。きちっとねじが締めてあります。安全でございます。そのことを確認いたしました。

それから、着衣水泳の指導につきましては、本年度は小学校19校中、6、7月に7校が実施いたしました。また、9月に2学期になりまして6校が実施する予定でございます。計13校で実施をいたします。着衣水泳の指導につきましては、小学校の学習指導要領解説の中に、各学校の実態に応じて取り扱うことができるようになっておりまして、義務的な強制的な実施は求めておりませんが、やはり着衣水泳を体験するということは、非常に重要なことだと思っております。今後とも水の事故から子供たちを守るために、着衣水泳実施の指導を行ってまいりたいと思うところでございます。

以上です。

建設部長（蒲池康晴君）

最後に質問事項4点目の、筑紫橋の歩道取り付けの件についてお答えいたします。

筑紫橋につきましては、1級河川沖端川に架橋しております福岡県柳川土木事務所が管理する橋梁でございます。この路線は、一般県道柳川城島線といたしまして歩道がございませんで、2車線の道路で、1日の交通量は6,700台が通過しておる道路でございます。本市と大川市を結ぶ重要な広域的な基幹道路という道路でございます。この筑紫橋は現在、柳川土木事務所の方で広域基幹河川事業によりまして、平成13年度から総事業費10億円をかけまして、現在の場所に延長70メートル、車道2車線で、特に歩道の取り付けの件でございますが、北側に3.5メートルの歩道を設置する計画で事業が進められているところでございます。

平成17年度までの進捗状況でございますけれども、調査設計、用地買収及び物件移転交渉などが進められておりまして、現在、用地買収関係の進捗率が72%となっております。今年度、平成18年度も引き続き用地買収、物件移転交渉等を行いまして、早期完成に向け精力的に交渉を進めているところでございます。また、平成19年度からは現橋梁の南側、下になりますけれども、仮設の迂回路工事に着手する予定でございます。その後、平成20年度で橋梁の本体工事に着工いたしまして、平成23年度を完成目標に鋭意努力を重ねていくということでございます。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

それでは、順番どおり第2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、税制改正による市民への影響についてでございますけれども、高齢化社会がますます進んでいく中で、この問題がどこにあるかといいますと、このようなことがことしだけではなくて、こうした負担増が今後も続いていくということです。2007年度には所得税、住民税の定率減税が全廃されることと、今は段階的に進んでおりますけれども、高齢者の住民税非課税限度額が完全に廃止されることによって、負担が一層重くのしかかってくるわけです。

また、これまで所得2,000千円以下は5%、7,000千円以下が10%、それから7,000千円以上は13%と3段階に分かれていた所得に対する住民税率が一律10%に改正をされると。それだけ所得の少ない高齢者などには、ますます負担が多くなるわけであります。

先ほど説明がありましたように、柳川市に対する影響は284,000千円と。そのうちの市税が約170,000千円くらいふえることになると思いまますけれども、いわゆるこのように高齢者の暮らしを守るための負担軽減の対策をとる必要があると思ひますけれども、これの市長の見解はどうでしょうか、お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員おっしゃっていただいておりますように、非常に高齢者の方々にとっては昨年、そしてまた一昨年と大変厳しい、国での税の改正が行われております。

御案内のとおり、地方税法という法律、特に東京都知事の選挙の折に問題になりましたけれども、勝手に地方自治体で税率を変えるということは法律上できないんですね。したがって、こういった17,000千円、税がふえる。このことは裏を返せば、やはりそういった方々に還元する施策を打たなきゃいけないということにもなるわけでありますので、当然高齢者の方々に対する福祉施策、こういった方もこれまででない情勢適応の原則といいますか、そういったものを十分踏まえながら高齢者福祉施策のためにいただいている税でありますので、このことも真摯に受けとめて、これがまた還元をされるような施策に展開しなきゃならないんじゃないかなと、そんなふうに思います。

お気持ちは私も梅崎議員と同じです。しかし、国の法律で決まったものを地方では勝手にさわれないという地方税法の定めがございますので、この辺については御理解をいただくという、市としては努力を重ねなければならないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

20番（梅崎和弘君）

市長の答弁にありましたように、このことは国が決めることでありますので、制約があるということは非常にわかります。私たちが今回の市議選に対しまして、アンケートを行いました。その中でも、国保税とか介護保険の負担が重いという答えが圧倒的に多かったわけです。

そこで、今回のいわゆる増税による市の増収分といいますか、先ほど市長は17,000千円と言われたですかね。（「170,000千円」と呼ぶ者あり）170,000千円でしょう。こういうことですけれども、まず、次の三つの点について特に要望したいと思ひます。この件は、ほかの

自治体でも申し入れがあっているということでございます。

まず第1点目は、今実施されております高齢者への増税について直ちに中止をすると、見直しを図るとともに定率減税など今後実施予定の増税については凍結するよう国に強く要請をすること。

2点目が、国が見直し、凍結を行うまで急激に負担がふえた高齢者に対しては市税の負担軽減措置をとること。

3点目が、今回の国の増税に伴い、収入がふえていないのに介護保険料と国民健康保険料が値上げされた高齢者については、本市として保険料を引き下げるとともに、少なくとも激変緩和措置を拡充するなど負担を軽減すること。

以上、三つについて要望するわけですけれども、この三つの要望について、よければ市長の再度の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

大変私も切実なる思いであろうと思いますし、市民の皆さん方、特に高齢者の方々から私にも、市長への手紙の中でもこのことがよく取り上げられてまいります。しかしながら、税の制度というのは、国税に限っては、特に全国どこにいても同じように、国民の義務として納税を課するという観点から、地方自治ではいかんともしがたいものもございます。梅崎議員がおっしゃっておりますように地方自治法、あるいは地方分権推進法、こういったもろもろの法律ができながら、まだまだこういった面においては、国の制度に逆らうことができないというのが実態であることも御理解をいただきたいと思います。

御案内のとおり、16年度の税制改正で世代間、あるいは世代内の税負担の公平の観点ということで、国会での議論を踏まえまして、所得税と同様に公的年金等の控除の見直し、あるいは高齢者控除の廃止等がなされました。また、定率減税の廃止は、ことしの第164春の国会において、地方税法改正において決定をされたものであります。従来でしたら、国会で法律が決まりましても施行されるまで、国会で議決をして公布されても実施するのは、従来でしたら2年か3年後だったんですね。しかし今は、春にできたものが即秋にと、そういった感じを抱いております。したがって、国民の皆さんから見ると、十二分にその趣旨の説明がなされていない。私どもも地方からそんな声を上げなきゃいけないというふうにも思っております。したがって、自治体が国に対して凍結の要請を行うというようなことは、極めてできない状況にあるということも御理解いただきたいと思います。

また、市独自での高齢者の方々に対する税金の負担軽減措置は、地方税法との整合性、あるいは地方交付税、そんな勝手なことをすれば地方交付税は減らすよと、国が分配しているお金は減らしますよ、柳川市さんとは。わかりやすく言えばこんなことですがけれども、こういうふうな影響を考えますときに、柳川独自で対応するというのは極めて無理な話であります。そういうことで、特にこういった選挙のとき、しかるべきそういった施策に同調してい



ただ、そういった方々をやはり選んでいただかなきゃならない、こういうふうになっていくわけでありませう。

それから、国保の保険料引き下げにつきましては、保険税を決定いたしますときには、これは医療費の伸び、あるいは国保世帯の所得などが資産とかですね、応益割、応能割と言いますけれども、こういうものが大きく影響を与えるものでございますが、ここ2年間、残念ながら柳川市におきましては、国保会計は2億円の単年度の赤字が続いております。こういった状況の中では、減免をするということはまただれかに負担をふやすのか、そういうことにもなってしまうし、大変難しい問題であります。担当課において十二分にまた検討させながら、なるべくサービスは高く、負担は低くということは、当然自助努力によってやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、介護保険料につきましても、3年間の見通しということで、第3期の保険料の改定が迫っております。これにつきましては、当然私どもの柳川市は連合に加盟しておりますので、一たん3段階方式というのをとっておりますが、この保険料、法の改正でどんなふうになるか、まだ今は見えない状況にございます。したがって、市民の方々が納得できるような形で、私は委員会なり、あるいは運営委員会なり議会の中でも、そのような主張をしてみたいというふうに思います。保険料と給付の関係、このアンバランスというものは決して健全な保険の運営のあり方ではないというふうに理解をしておりますので、そういうことで御理解いただけたらと思っております。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

20番（梅崎和弘君）

3点について、市長としての見解を聞かせていただきましてありがとうございました。私たちとしては、ぜひこの3点は強く要望しておきたいと思っております。

それから、就園・就学援助、第3子についてですけれども、いわゆる就学援助については、また別途申請の制度がありますので、ここでは特に幼稚園、保育園に限り、再度お願いいたします。

いわゆる少子化対策という趣旨からすれば、上の子供が中学生であっても、第3子が幼稚園、保育園にいる間は免除していただくのが筋ではないかなと、このように思うわけです。これに対する経費も、5年間で22,400千円でよかですかね、数字は。（「13,500千円です」と呼ぶ者あり）45名で13,500千円ですね。（「合わせて」と呼ぶ者あり）ということでございますし、何とかして予算のやりくりといたしますが、大変難しいと思っておりますけれども、この辺について市長としての英断をぜひお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

私も合併をした折に、第3子についてですね、3人が一緒に保育園に行っていなければならない、また幼稚園に行っていなければ第3子は無料にはなりませんよという制度だった

んですね、合併する前は。合併をしまして、やはり少子化対策、次の時代を考えると、高齢者を支えていくのは、次の世代の子供たちであり、孫たちであるわけですね。1.25人の出生率が国の統計で割りました。こうなってくると、相当な子供に対する負担が次世代ではかかってくるというようなことで、現実的に6歳まで3人の子供を持っていなければ3人目は無料ではないということは、年子みたいな感じで子供を産まなきゃいけないんです。だから思い切って、つい先般来の議員からの御質問がありまして、私も小学校6年生まで、まず柳川市として今の段階で、厳しい財政状況の中でありまして、第1子が6年生に行くときに、保育園に行く3番目の子供は無料でいいんじゃないかと、幼稚園に行く子供は無料でいいんじゃないかと。それだけ市民の皆さんの御理解をいただこうと。

こんなことで、まず第1段階として6年生まで第1子が行く間は3子は無料にしようということをやったのが、先ほど部長が答えました2,244千円ですね。これは柳川市の財政からすると微々たるものだとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、それなりの財政計画、経常経費が94%、柳川市は必ず出さなきゃいけないものが94%あるわけですね。100円のうち、94円はもう決まっているんです。これをだんだん、恐らく今度は議員さん方も減られることになっていきますね。職員さん方もそういうことで御理解をいただいて、減っていくことになっていきます。こういった経常経費、必ず出さなきゃいけない経費を減らす、公共の施設を一つ使わないようにするとか、こういったものも市民の皆さんの理解があればこういった金が出てくるわけですね。

したがって、やはり合併をしたことは何なのか。要らない公共施設、広がっている施設を、三つあるものを一つでも使おうじゃないかと、そういうふうに市民の皆さんの理解がふえてまいりますと、このことについては十分弾力的な運用、福祉政策にもお金を回すことができる。中学校の3年生、ひよっとすれば高校生まで第1子が行く間、3番目もつくりたいと、おれは4人目もつくりたいという方がいらっしゃるならば、そんなふうな環境をつくり出していく、これも大きな施策の中にあるわけですけれども、何せこういった第3子の、今のところは小学校6年生ですが、中学校の段階に行くためには十分検討させていただいて、私は前向きに考えます。そして子育てしやすい柳川というイメージもつくらなきゃいけないと、こんなふうに思っております。ただ、ないそでは振れませんので、そのことを十分前向きに検討しながらやらせていただくということで御理解をいただいたらと思います。

20番（梅崎和弘君）

ただいまの市長のお言葉、本当にありがとうございました。やはり中学生になっても第3子が、子供をですね、少子化対策の一環として第3子の問題もぜひその方向で進んでもらいたいと思います。

それから、プールの件ですけれども、プールの吸水口を安全点検したら異状なかったということでございますので、安心をしておるわけでございます。

そこで、もう一つが着衣水泳体験ですけれども、まだあと6校か幾らか実施されていない、計画がないということでしょう。今、通学路、堀割が多くあるわけです。その堀割も護岸工事が進んで、堀に落ちた場合、つかまえる箇所がないところが、こう見ておっても非常に多いわけですね。そうした場合、やはり子供同士の学校の行き帰りに堀でおぼれたりなんたりした場合の避難訓練みたいなものをぜひする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

何ですか、指導 あれでは義務づけになっていないということですが、特に筑後地方ですかね、堀割も多いし、子供の安全を考えた場合、そのような救難訓練とか着衣水泳体験、ぜひこれは実施してもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

教育長（上村好生君）

子供同士の救難訓練をしたらどうかということでございます。

まず、危険な場所は通らないというのが原則だろうと思います。危険なところは通らない。水にはまらないように、川と反対といいますか、川に遠いところを歩いて通学していくと。そういうようなことを、まず基本にすべきだと思いますが。

議員御質問の件でございますが、現在、各学校におきましては、友達が水の事故に遭ったら、まず大声で近くの大人を呼ぶという、そのような指導をしております。大人を呼びなさい。それから、近くに浮くものがあれば、ペットボトルの大きなものでもあれば浮力になるということでございますので、近くに浮くものがあつたらそれを投げ込むようにとか、そのような指導をしているところでございます。

また、小学校におきましては、学習指導要領に基づきまして、発達段階に応じた指導を行っております。4年生につきましては、約10メートルから25メートルを泳げるように指導しているところでございます。また、教育委員会におきましては、教育委員会主催で泳げない小学校1、2年生を対象に、毎年市内の2カ所で水泳教室を行っているところでございます。

子供同士による直接の水難救助訓練と申しますか、それにはやはり、訓練は訓練でございますが、実際に子供が落ちた場合、そういう場合に小学校3年生が、あるいは2年生が水に入ってということになりますと、二重、三重の事故等も考えられますので、私どもといたしましては消防署とか、あるいは警察署など、専門家の助言を仰ぎながら方策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

20番（梅崎和弘君）

危険なところは通らないのが第一だということですが、やはり子供は冒険心といいますか、危なかと近づこうとする気持ちがあるわけですね。そういうことを考えますと、やはり子供同士の水難救助の訓練とかはぜひ必要だと思います。

それから、着衣水泳体験につきましては、ほかの実施されていないところは計画があるのでしょうか。

教育長（上村好生君）

これもいろいろな理由がありまして、去年は指導したんだけど、ことしは校舎の改築でどうしてもできない、そういうふうなこともございます。今議員おっしゃったように、できるだけ指導をしたいと思っているところでございまして、校長会が今度は9月5日にありますので、そこできちんと各学校の校長を指導するということふうに、指導主事に指示をしているところでございます。

20番（梅崎和弘君）

最後の筑紫橋歩道取りつけの件ですけれども、ちょっと確認しますけれども、歩道橋ですか、真ん中1カ所だけやったですか。（発言する者あり）1カ所だけですね。そうした場合、仮設の橋ができると思いますけれども、その仮設の橋には、歩道は両方につくのかどうかということと、その架設工事期間中、今あります筑紫橋のところに、橋の上は徐行してくださいとか、そういうみたいな看板の設置ができるかどうか、ちょっとお尋ねします。

建設部長（蒲池康晴君）

仮設橋でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の橋の下流側に仮設橋を19年度に設置する予定でございまして、車道が2車線、7メートル、それから歩道については、これも北側に1.5メートルの歩道をつけるというふうなことで計画がなされておるようでございます。

それから、期間中の安全対策ということだろうと思いますけれども、ここの設計速度が時速40キロということで設計をしておる、法線もそういったことを出しておるということでございます。40キロの制限はかかるということでございます。そしてまた、工事に際しましてはいろいろ安全対策、看板にかかわらず、そういったガードマンが必要であるというふうな判断等があれば、またそういった対策も土木事務所の方でするだろうと思いますし、そういった分では、現在のところ、設計速度が40キロでこの仮設橋も設計をして安全対策を施しておるというふうなことでございます。

20番（梅崎和弘君）

先ほども言いましたように、地区の名前はちょっと余りはっきり言いませんでしたけれども、いわゆる諸藤地区とか筑紫町ですね、両住民の方たちは、せっかくつくるなら両方に歩道橋をつくってほしいということで、お互い連絡を取り合って、署名運動をしようとか、県議に頼もうとか、古賀誠元幹事長にぜひ陳情しようとか、いろんなことが今計画もされておるそうです。やはりこの件につきまして柳川市としても、これからつくるのをですね、今から交通量もふえるし、ぜひ両側に歩道橋をつくってほしいということは、市としても応援をしていただきたいと思いますけれども、この辺について市長どげんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

今、梅崎議員おっしゃっていただきましたように、住民の方々、地元の方々のそういった要望があるなら、やはり早急にこれは取り組まなきゃいけないと思います。しかし、それはまさしく民主主義の根幹なんですね。市にそういう声が届いた、届かない。これによって随分変わってまいります。また、行政同士とのですね、政治家だけの問題ではなく、行政同士での機関の連携、あるいはそういったものをやるのは当然のことありますから、ましてや市としてもそういう声があるとすると、ぜひとも署名いただき、そして要望いただき、そしてどなたか陳情の代表者になっていただいたり、請願の紹介人になっていただいたりすること、それが本当の私は血の通った政治だと思いますよ。

20番（梅崎和弘君）

市長の力強いお言葉、ありがとうございました。これで終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時52分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、43番島添達也議員の発言を許します。

43番（島添達也君）（登壇）

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告のとおり質問を行います。

1、2の質問は、ピアス跡地の活用策並びに環境調査特別委員会報告に関連するものであります。

この報告については、去る7月19日の臨時会で議決、承認されていることは市長も十分承知されていると思います。その議決に当たっての討論の場で、反対討論に立たれた議員さん方の何人かが「なぜ告訴、告発しないのか。すればいいじゃないか」というような御意見がありました。それに対して委員長として答弁した私は、「我々は小なりといえども政治家です。政治家には政治家として政治の場で果たすべき責務があります。また、尽くすべき手だてがあります」というふうに申し上げておりました。我々議員には、調査権、審査権、質問権等々が選挙民によって付与されております。それを尽くさずに安易に司法の手にゆだねることは、政治家としての責任を放棄することだと私は考えます。そのような思いで私は今この壇上に立っております。

このピアス跡地については、大和町議会で議決が行われており解決済みのことである。それなのになぜ今さら蒸し返すのかといった考え方に立つ人々が、議員の中にも市民の一部に

もあるようです。また、市長みずからがそのような考え方のようにあります。しかしながら、果たしてそうやってしまっているのでしょうか。確かに2万9,000平米の土地を実質580,000千円で購入した、そのことを議会は承認、議決したということは事実でありましょう。しかしながら、またこの土地が大変な瑕疵ある物件であること、安心・安全な公共用地として市民のために活用する上で産業廃棄物による土壌汚染、重油による土壌汚染、それらの複合作用による水質汚染、さらに、建物にはアスベストが全面的に使用されております。それらの問題を解決しなければならない大変な環境問題を抱えた土地であることも、また厳然たる事実であります。その解決のためには綿密な調査が必要であり、また、除去したり解体するには莫大な費用を要することが予測されます。そうした重大な問題に目をつぶって解決済みのことだと主張するのは、人間としての感性がおかしくなっているのではなかろうかと思わざるを得ません。特別委員会の委員さん方のそうした思いが結集されて委員会報告が取りまとめられ、あのような結びとなったのだと思います。

そこで、まず第1に、あの委員会報告を市長はどのように受けとめられたのか、率直な考えなり見解なりをお聞かせください。

第2に、同報告書の結びにある要請項目1、重油汚染やその他の土壌汚染、水質汚染、アスベスト等々の環境調査を早急を実施し、取得した財産の環境の安全性を確保すること。このことについてはどのような取り組みをなされたのか、また、なされようとしているのかお聞かせください。現在、補正予算で3,000千円の土壌調査の予算が計上されていることについては承知しております。

詳細については自席にて質問させていただきます。

2、契約証書の約定に基づきピアスアライズ社に明らかに責任のある重油汚染やアスベストについては、市財政にいささかたりとも負担を及ぼさないために毅然たる姿勢で交渉に臨み、完全撤去に関する覚書等を締結し、速やかに解決を図ること。このことについて、ピアスアライズ社と交渉されたのか、したとしたり、何回ぐらい、いつ、どこで、だれと、どのような内容の交渉を持ち、結果どのような回答を得たのか、覚書等締結できたのかどうか、お聞かせください。

次に質問3、合併協定書並びに協定項目を市長は柳川市政を運営する上でどのように位置づけられているのか、その認識と見解についてお尋ねします。

平成16年8月17日、柳川市、三橋町、大和町は、40項目にわたる協定項目を内容とする合併協定を合併合意の根幹として議会代表や住民代表の立ち会いのもと、それぞれの市・町長が署名捺印して新市柳川市の新設合併が成立したことは当事者の一人として石田市長は十分御承知のことと思います。

合併協定書は、法によって、また住民合意によって定められた約束事であり、決め事であり、協定項目は新市がまちづくりの指針として誠実に着実に取り組んで合併の成果を確

実なものとしていく上での重要な政治課題であります。新市運営の前提条件であります。しかしながら、石田市長はこの1年4カ月の間にその協定から逸脱した提案を幾つか行ってきました。県南女性センターの再活用もその一つであります。この問題は柳川市議会で廃止との決定がなされていたので、合併協議会の協議の対象にすらなっていませんでした。したがって、協定項目のどこにも入っておりません。しかし、この問題は紆余曲折の末、議会も同意してあのような形で決着しましたので、今さらどうこう言うつもりはありません。また、現在教育民生委員会に付託され継続審査となっている個別合併浄化槽設置推進事業を市町村直営方式に切りかえることもその一つであります。しかしながら、この件は不適案件であります。これ以上触れません。

そうした幾つかの事実から、石田市長が合併協定並びに協定項目を新市柳川市の市政運営の上でどのように位置づけられているのか、私には不可解でなりません。ともすれば市長選挙の際のマニフェスト公約を優先的に考えて合併協定を無視するかのような言動が目立ちます。まず検証すべきは、合併協定並びに協定項目の進捗状況だと私は考えます。ちなみに私の手元には、2003年、埼玉県知事に当選された上田清司氏のマニフェスト公約の抜粋があります。石田市長が、2005年、市長選挙に当たり公約されたあなたのマニフェスト公約とかなりの部分で一致しております。そっくりそのままだと言っていいぐらいです。

市長、だからといって私はあなたのマニフェスト公約がだめだと否定するわけではありません。人まねであってもいいものはいいんです。ただし、埼玉県知事と石田市長、あなたの立場は大いに違っておると私は考えます。そのことをおわかりでしょうか。

市長、あなたは合併協定並びに協定項目を市政運営の上でどのように位置づけられるのか、その認識と見解をお聞かせください。また、協定項目とマニフェスト公約との関連性をどう考えているのか、整合性をどのように図ろうとしているのか、お聞かせください。

以上、お尋ねいたします。残余の質問は自席にて行います。

市長（石田宝蔵君）

島添議員から今大きな4項目にわたってのお尋ねがございました。ピアス跡地の活用策並びに百条委員会、特に環境調査特別委員会に関する市長の見解について、それから、同報告の結びにあります市長に対する要請項目(1)(2)の取り組みについて、また、合併協定書及び協定項目に対する市長の見解、合併協定項目とマニフェスト公約との整合性に対する市長の見解、これらについてのお尋ねでございますが、まず第1点目のピアス跡地の環境調査特別委員会報告に関する市長の見解はどうかというお尋ねでございます。

これは、今島添議員は、特別委員会の意味合いを政治家は政治家として、委員長としてこの問題については政治の場で決着をすべきということですが、これは私はとんでもない話だと思います。たとえ政治家であろうとも百条委員会という特別委員会の性格からいたしますと、やましいことがあると、例えばわいろをいただいた、贈収賄につながるような問題、大

きな事件につながるような問題であるならば当然司直の手にゆだねなければならない。この委員会の中では、百条委員会というのはそういった疑惑に対して告発をすることができる。また、問題があるとすればしなければならないというのが特別委員会の趣旨でありまして、決して政治的に判断をするものではありません。

私は、政治家であると同時に行政の最高の責任者であります。市を預かる責任者としてそういうものがあるとするならば、政治決着とは何ぞやというものの議論を展開しなければなりません。しかしながら、やはりこれまで問題がある。2,860千円という、2,860千円程度の特別委員会の調査予算、さらにはこれにかかります期間、職員がそれに当たります労力、経費、そういうものを踏まえてみますと、やはり大きな経費になっていくわけでありまして。それだけ問題があるとするならば、当然行政の長として、責任があるとすれば当然司法の場に、司直の手にゆだねることは、その条例、法律の中にはできるようになっているわけでありまして。だから、そのような論をおっしゃることがどうなのかなと私は納得できません。

これまでも町長時代から同じように、仰いで天に恥じず、おてんとうさまがいつもごらんになっている、そのような問題になるようなことを私はやってきた記憶はございません。したがって、百条委員会等でそういう委員会を設置されるならば、それなりのものが、物証なり、あるいはさまざまな証拠なり、そういうものの情報を収集された上で市民のお金を使われる特別委員会であらねばならない。だから、設置するにおいては慎重な上にも慎重でなければならないと、このように思うわけでありまして。ましてや、この調査、審査、質問、こういったものが議員にゆだねられている、権限が与えられる、これは仰せのとおりであります。だから、そういうものについては市民の皆さんの目の見えるところで堂々と議論をし、そして、これについてはこうだと、お互いの見解の違いもあるでしょう、解釈の違いもあるでしょう。そういったものはやはり市民の皆さんの前で堂々と明らかにしていかなければならないと、こんなふうな政治的責任はあろうかと思えます。

また、この大和町議会で議決をしたものを今さら何で蒸し返すのかという論でありますけれども、その当時、ピアスの買収問題については合併のことが起きる前の話なんです。しかも、これについてのアスベスト等の問題についても、先ほど三小田議員の質問にお答えをいたしましたとおり、ことしの8月ごろ、夏をめどに国土交通省はこういった建物、事務所の評価の方向性をまとめるという程度なんです。しかも、そういうものがそのときに法律で定められてあるとするならば、私どももそんな甘いことはしていません。そういうことで蒸し返す一定のものがあつたと、しかし、この議場において市民の皆さん方から、こういう問題が発見されたからそれについては市長どうするんだという論ならばまた別問題であります。もちろん皆さん方から御指摘をいただきましたので、私もそれなりに、おっしゃられてすぐさま社ともかけ合い、さまざまな話し合いをしてきております。しかし、皆さん方に今発表できるような段階ではないし、また、詰まったものでもありません。議会の中ではやはり誠



心誠意市民の皆さんに迷惑のかからないように、そして雇用問題を考え、あるいは跡地の問題を考え、さらには将来的な土地利用計画も考えなければやっていけません。スポット的に、単面的に、一面的なものでとらえる、それは首長ではないんです。やはり将来の柳川の大きな市の財産でありますから、その財産をどうやって市民の皆さんのために活用するかということを考えるのが私の責任であり義務であると、このように思っております。

したがって、重大な問題に目をつぶって、私は目なんかつぶっていませんよ。目はちっちゃいですがけれども、しっかり将来を見据えて、柳川の10年後、この負託を受けている4年間という間でありましてけれども、粉骨砕身私は市民の皆さんのためにやらなきゃいけない、そういうことでやらせていただいているつもりであります。決して誤解がないようお願いをしたいと思います。

また、人間としての感性がおかしくなっているのではないかというふうな市民の皆さんに対する、あるいは私に対することかもしれません。決してそのようなことはございません。やはり7万7,000の明日の生活を考えながら、暮らしを考えながら、支持をいただいた方々、7万7,000の皆さんの暮らしをひとときたりとも考えないときはありません。（発言する者あり）

また、2点目の交渉の問題ですが、これについては私も担当部長、あるいは担当者に話をし、そしてまた、大阪へも赴きまして今交渉をやっているさなかであります。特別委員会で結論が出ましたのは7月の臨時議会であります。わずか一月の間でそんな詰まった話をするということ、覚書、協定書を結ぶという段階まで至っておりません。ここについては市民の皆さんに近日に明らかにするようにいたしたいと思います。

それから、次の40項目の合併協定項目とマニフェスト公約との整合性に対する市長の見解はどうなのかということですが、今議員がおっしゃったように、合併協定項目は法律に定められた合併の協議会でありまして、ここで十二分に審議された1市2町の総意として決定されたものであることは御案内のとおりであります。ところが、私が示しましたマニフェスト、こういったものは立候補するときに政治家として市民の方々にお約束をしたものでありまして、マニフェストというのはどういったものを、これまではどちらかという公約といえども何でもかんでもぺたぺた張りながら、そして、いつ事案が見える、いつ物が見えてくる、予算は幾ら使うのか、そういうものが示されてきていないんです。しかし、マニフェストというのは、三重県の北川知事、中心になられまして、これからの地方議会、地方自治体においても、国においては政党がある、地方においてはそれなりの首長が、市長が、町長が、村長がかじ取りをやる上において、市民の皆さん、住民の皆さんに示すべきこと、期限を明らかにして、予算の規模を明らかにして、それを具体的に示すこと。

今、埼玉県知事の話が出ましたが、東京財団というところにこの研究所がございます。虎ノ門にあります。もちろん次の時代を担っていく松下政経塾みたいのところですが、

そういうところで活発な議論をし、マニフェストとはどんなものだ、どのように具体的に示すものだ、中身についてはこうなければならない、それがマニフェストの形でありまして、決して模倣する、人のものを盗用する、まねたと言われるものではありません。そんなふうには島添議員がお受け取りになったならば、それはそれで解釈でよろしいかと思いますが、私は石田宝蔵、柳川市政を預かる者として柳川市のことを明らかにマニフェストの中にお示しをし、市民の方々に約束をしたということでもあります。くれぐれも誤解がないようお願いしたいと思います。

したがって、合併協定項目については、その趣旨を達成するための手段としてさまざまな事業が示されております。約1,800項目、具体的に協定で調印したものは、1市2町で調印したものは40項目でありました。そして、より効率的、効果的なものがある場合、これは当然文言としては見直しの必要があるというふうに考えております。協定項目を決してないがしろにする、無視するような、そういったことではございませんので、誤解がないように。これについても着々と協定項目に盛り込まれていることを誠実に実行してまいります。

また、議員が御指摘をいただきました合併浄化槽の設置につきまして、生活環境に伴います、特に柳川市の場合、合併浄化槽、水環境の整備率が福岡県では80%あるのに、水郷柳川というこの柳川の水の浄化整備率27%、何とも寂しい限りであります。このことをしっかり現実を踏まえてみると一日も早く有明海の再生のため、クリークの中にお魚や生物が戻ってくる、また、堀割を下っていただく観光客の方々にも柳川に来て水がきれいだと、本当にいい水郷のまち柳川というイメージを発信しなければ、いつぞやはそういったものが衰退の一途をたどると。したがって、この合併浄化槽の新しいメニューにつきましても国にかけ合いながら、そのような事業を導入するという事は、当然合併協定項目とかけ離れるというような表現もあるかもしれませんが、今までの合併浄化槽をつけられる、何人槽に対しては何万円という補助制度は当然協定項目の中に入っているわけですから、これは実行できるわけです。ただ、新たなメニューとして、市民の皆さんの負担を少なくする、このことは柳川市にとっては、7万7,000の市民にとっては大変いいことだと、また、やらなきゃいけないことだというふうに思っております。

したがって、今議会では継続審議になっていきますけれども、一日も早くこの事業について御賛同をいただき、そして柳川市の水環境を回復させる、この努力を払わなければならないと御理解を求めるものでございます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

それから、新市建設計画の財政計画との整合性はとれているかということですが、これは総務部長……（発言する者あり）済みません、どうも。大体そういうふうなところが1回目にお尋ねになったところの内容のようでございます。

43番（島添達也君）

百条委員会の性質については、もう見解の相違として私から反論するつもりはございません

ん。百条委員会を設置したからといって法的にどうだとか、裁きの場とは違うと思うんです。ですから、今回のような委員会もあり得ると私は考えております。委員会の結論もあり得ると考えております。そこはもう見解の相違ですから、それ以上申しません。

ただ、今回土壌調査ということで、総務費、5目の財産管理費で3,000千円の土壌調査費が組まれております。そのことを有明新報は、「29日の議案質疑の際に椛島隼人議員の質疑に対して、市長は去る7月19日の臨時会で可決された特別委員会の報告の結びに、土壌汚染などの環境調査を早急に行い、取得した財産の環境の安全性確保を要望する文言があるとし、執行部として市民への安全の担保を示す責任がある。苦渋の決断をした。考えがぶれているのではないと答えた」と報道しております。その報道に基づいて私なりに市長の真意を伺いますと、概略三つのことを提示していると私は了解しております。

一つには、私は今でも調査の必要はないと考えている。あの土地は調査するまでもなく環境的に安全な土地である。だから、私の考えがぶれているわけではない。二つには、議会がああ報告書を承認し、環境調査を行うように強く求めているので、渋々、苦渋の決断をして調査を行うことにした。三つ目は、執行部として市民への安全の担保を示す責任がある。ピアスライズ社が復建株式会社に依頼して行った調査で安心・安全な土地であることは明らかである。だから、今回の調査はそのことを立証するために実施するものである、そういうような真意でないかと私は伺います。

ただし、議会は土壌調査だけを求めておるわけでは決してありません。土壌調査も重油で汚染された部分、これはピアス社も認めております。重油の汚染については、まだ操業中であるから、操業できなくなるからまだ調査に手をつけていないと。それから、復建の調査データでも排水溝の底質　どぶです　のデータが正確には出されておりません。また、建物にはアスベストが全面的に使用されております。なるほど法制度が厳しくなってアスベストは全面禁止、使っておるところは全面除去というふうになったのは去年のことだと思います。私もその辺は認識しております。しかしながら、21年までにそういう全面除去であるとか、解体であるとか、使用禁止しなければならない、そういう建物があの土地にあることは厳然たる事実であろうかと思えます。

したがって、そのことを解決して公共用地として、あるいはその他の用途を考える上で、そういったことは解決しなければならない課題であることは明らかであります。そのことは市長も否定はできないと思えます。

ですから、今回の調査で土壌調査と限定されておることの意味合いと重油汚染やアスベストについて触れていないことについてはピアス社が何らかの確証ある回答を行ったのかどうか、その辺のことをお尋ねしたいと思えます。

市長（石田宝蔵君）

私は、つい有明新報の報道のとおり、これはぶれることはございません。

今、島添議員から三つのことをおっしゃいました。今でも調査は必要ないと、私は今でもそんなふうに思っています。それから環境調査、これについてはどうなのか、市民への安心を担保しなきゃならない、先ほど三小田議員にお答えしたとおりであります。

まず、この土壌調査について、これは大変汚染をされております。産業廃棄物云々という話がありました。重要事項説明の中、環境調査11,500千円程度だったでしょうか。第三者機関に調査を委託し、そして、その調査結果が出てきております。それは恐らく委員長はごらんになっていると思います、細部にわたって。それを見ますと、やはりそこにはガラスなりビニールの破片が残っているというものについては当然あるわけですね。振るってそれを除去しなさいという指摘はありますけれども、土壌が汚染されたという指摘はないんです。それから、この重油汚染、あるいは水質汚染、こういうものについて、これはピアス社がまだ操業をしています。今やったところで売買契約の条項の中にこのことはしっかり入っているんですね。百条委員会で川島専務もお呼びになりました。そのときにピアス社が誠意を持って地元で長い間お世話になった、迷惑をかけるようなことはしませんと、私にもそのことを、売買契約を結ぶとき、また、その後の話の中でもしっかりやってきているわけですよ。したがって、そんなことをすれば企業の営業、操業を中断させる、また、重油については、土壌汚染については最後のところできっちりと処理をしますと、焼却炉についてもまだ使わせていただいておりますから、そういうことは安心ができる、良心的な、常識の話はしているわけです。だから、町に迷惑をかけること、市に迷惑をかけること、市民の皆さんに迷惑をかけるようなことは我が社は責任を持ってきちんとしてまいりますと、何でそんなこと。

また、アスベストの問題は、島添議員も今明らかにされたように、去年の8月、そういったものが出てきたということは私どもも初めてそういったものがあったのかと、事実知らないものは知らないわけでありまして。ですから、それについてはやはりピアス社においてそれなりの措置をするということで恐らく調査が今進んでいると思います。これも具体的に、9月中旬ごろに話を詰めるようにしてきておりますから、まだまだ4月にこのような結論が出され、私もこれだけにかかっておくわけにはいきません。ですから、市民の皆さんに私は申し上げてきておりますとおりに、責任を持ってやります。石田宝蔵、逃げ隠れもしません。市民の皆さんに納得のいただける形で私の責任においてやってまいります。そういうことで御理解いただいたらと思っております。

43番（島添達也君）

市長も御存じのとおり、瑕疵担保責任の期限は本年の12月26日だということは明らかであります。9月の中旬にピアス社との方できっちり詰めた話をしてきておると、9月の中旬に明らかにできる、市民にも公開できると、そういう話し合いをしてきておると。ということは、9月の中旬まで待てば12月が期限である瑕疵担保についてそれ以後心配する必要はない

と、そういう理解でよろしいでしょうか。そういうふうな考えとっていいんですか、我々は。

市長（石田宝藏君）

先ほど三小田議員にも答弁いたしました。あそこに柳川市内何名いらっしゃるかわかりませんが、80数名の従業員さんがいらっしゃると思うんですよ。お働きになっている。今まで申し上げてきておりますように、いわゆる雇用の問題、こういったものすべてひっくるめて私は判断をしてきているわけですが、あの覚書条項の中に、売買契約の中には、ことしの12月26日が大体瑕疵担保が切れるんですね。それらについてはピアス社が責任を持って行うということなんです。これはもちろん皆さん方から御指摘をされるまでもなくそのことについては契約を結んだ時点からさまざまな問題について、問題が出た場合については、やはり事業者であります、長い間操業されていたピアス社でもってひとつ解決していただくことに理解を求めてきたんですよ。

そういった中で、こういう問題が惹起しました。工場は九州工場と東京工場を静岡県掛川の川に統合して（「その話はいい」と呼ぶ者あり）いやいやいや、言わないとわかりませんから。中国の上海に工場を新設する、ですから一日も早く撤退したいんです。ところが私は、裁判があって、こういった特別委員会ができて、そういったものもありますから次の新たな企業誘致等の働きかけはできないんです。ということで、私はこれについては裁判が決着するまで、梶島議員から通告があったので、そのとき申し上げようと思いましたが、何年か操業を延ばしてほしいと、この通告があつていないときにこんな答弁をしちゃいけないと私は思うんですが、関連ですから。

そういうことでしたので、大阪に私も参りまして、日帰りで行ってまいりました。その話は詰めてまいりました。ピアス社はもう静岡県、中国、企業の体制は整って引き揚げる、しかしながら、そんなことじゃ私どもとしては塩漬けの土地になってしまうんですね。しかし、これだけの騒ぎが起きているわけですから、ピアス社としてのイメージもあります。そういうことを考えると、あと1年延長ということで、瑕疵担保についてもそういった同じようなことで話をしながらこれから話し合いをしていこうと、誠意を持って、常識の話で、そういうことで詰めてきているわけでありまして。（発言する者あり）

43番（島添達也君）

ちょっとその辺のあと1年延長、裁判が終わるまでというような都合は、これはどう考えたらいいんですかね、それが市民のためにどういうことになるのか、ちょっと私としては見当が付きませんが。

とにかく我々が目にする書面では、あの契約書しかないわけですよ。だから、その契約証書では18年の12月26日としか読み取れない。だから、それにかわる何らかの覚書なりそうした確実なものを9月の中旬に市長はピアス社と結ぶことができるのかということをお尋ねしておるわけです。この契約証書にかわる、延長なら延長でそれを保証する、1年間なら1

年後に撤退するときには必ず重油汚染なり、あるいはアスベストなり、その他の焼却炉周辺のダイオキシン問題なり解決して撤退すると、そういう確約を9月の中旬までにもらえると、そういうことを市長が言っておるのかなということをおは考えておるわけです。

市長（石田宝蔵君）

そのことは、私が9月中旬まで確約することは、相手があることですから、相手としてはそのような検討を進められているということでもあります。したがって、9月の中旬ごろに一定の結論が出るならば、その辺で社としての考え方が固まるならば結べることもできるでしょうし、若干時間がおくれるかもしれませんが。おおむねそういうふうなところで話を詰めてほしいということは申し上げてきております、誠意を持ってやりますという、現段階ではそのようなことでございます。

43番（島添達也君）

とにかく12月26日が刻限だと我々は理解しておりますので、それまでにそれにかわり得る確約をとるということで、市長再度その辺のことを確認したいと思います。

市長（石田宝蔵君）

それは当然でございます。

43番（島添達也君）

先ほど百条委員会は2,800千円経費がかかっておるといようなことがあったかと思いますが、私は1,740千円当初の予算を超えて支出することはないと聞いております。その辺のことを事務局からお尋ねしたいと思いますが。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

暫時休憩をとります。

午後1時47分 休憩

午後2時 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

島添議員の発言を許します。

43番（島添達也君）

先ほどの市長の特別委員会にかかった経費2,800千円という数字は、明らかに事実誤認であります。間違いであります。平成17年12月に委員会を設置したときに当初組んだ予算が1,740千円、それから、継続審査となったために18年度に新たに組んだ予算が1,020千円、その総計が約2,800千円、実際に使った経費は、平成17年820,080円、平成18年448,300円、合計の1,268,380円、ついでに、市長の数字についてのうそと申しますか、間違いがあったことは、8月23日、三橋町の中央公民館で行われた柳志会の議会報告並びに石田市長の市政報告の際に、現在の個人設置型の合併浄化槽の年間設置数は150基と市長は説明してありまし

た。しかしながら、我々が担当者から受けてきた説明は350基であります。このように、都合の悪いことは過少に報告し、都合のいいことは過大に市民に報告する、説明する、このようなことであってはならないと思います。今後二度とそのような数字の間違い、明らかに事実誤認、結果としてうそ、そういう発言のないように気をつけていただきたい。

それから、4月19日、臨時会で委員長報告の明くる日の新聞報道によれば、毎日新聞、「環境汚染等についても安全だと説明を受けているが、取得先の会社に負担を求め環境調査をする交渉をしていきたい」、有明新報、「環境調査については市のお金を使ってやる必要はない。ピアスと交渉する」、読売新聞、「環境調査に関しては、会社側と話し合う」とあります。それなのに、なぜ市の一般財源から3,000千円支出して調査を行おうとするのでしょうか。答弁要りません。（「答弁せにやでけんやろう」と呼ぶ者あり）いや要りません、もうさっき聞いておりますから。議会委員長報告に基づいてすると言うたやんね、そうでしょう。ただ、新聞にはこう報道しておると、だからその論理矛盾を私はついておるだけです。いや、答弁は要りません。答弁は受けておりますから、私は論理矛盾を追及しておるだけです。（発言する者あり）いやいや、それはもうさっき言いました。（発言する者あり）（「前さん進まんかい」と呼ぶ者あり）答弁は要りません。

ですから、私としては、土壌調査に限ってでももっと広い範囲で、もっと深く、3メートル以上、そして、民間の調査会社ではなくて、公的な客観的な調査のできる調査機関、県の環境部の調査部門であるとか、あるいは大学の専門分野の研究所であるとか、そういうところに依頼して調査を行っていただきたい。そのことを強く求めて、私の質問を終わります。

議長（田中雅美君）

答弁要りませんか。

43番（島添達也君）

だから私の答えに、客観的な公的な機関に依頼しようと思っておるということであればいいですよ。（発言する者あり）ああ、それは私の方で指摘はしました。指摘はしましたが、市長の方でそのことについて間違いであったと認められるならば答弁を下さい。

市長（石田宝蔵君）

やはり質問をしたならば、お答えをいただくというのが民主的なやり方だと思いますよ。（発言する者あり）はい。

先ほど冒頭言いました2,800千円の問題についても、このままでしたら確かに決算はそうでしょう。17年度の決算はですね。17年度に1,740千円、18年度に1,050千円予算が計上されているんです。17年度の決算が1,740千円のうち820千円をお使いになっているんですよ。これまだ決算認定は終わっていませんけれども、それから18年度に1,050千円、合わせますと1,740千円と1,050千円で2,800千円という数字が私の頭の中に予算的には残っているわけです。18年度決算はまだでしょう。今執行中ですから。（発言する者あり）いやいやいや、ち

よっと、答弁をしているわけですから。

それから、150基、350基、そんなふうに私が申し上げたのかどうか分かりませんが、その辺について誤解があったならば、これは訂正しなきゃならないと思います。

それから、環境の基準については、これは第三者どなたでもやっていただいてもいいんですよ、公機関で。皆さん方が安心できる。私と結託したような人がやるようなことじゃいけないわけですから、堂々と第三者にそれはやらせます。（「はい、そうしてください」と呼ぶ者あり）

43番（島添達也君）

百条委員会の予算の件ですけどね、予算は確かに市長が言われるとおり2,800千円でしょう。しかし、今私が申し上げたとおり、平成17年の決算は820,080円、そして、現在明らかになっておる18年度の支出は448,300円で、もう委員会は解散したわけですから、これ以上使うことはありませんので、合計1,268,380円が正確な支出額でございますので、そのように認識してください。

議長（田中雅美君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これをもちまして島添達也議員の質問を終了いたします。

第4順位、3番椛島隼人議員の発言を許します。

3番（椛島隼人君）（登壇）

3番椛島です。ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。本当に昼間お疲れのところ、慎重に聞いてください。よろしく願いいたします。

まず、一般市政についてでございますが、その前に、現在の柳川市のあり方、行財政大変難しい時期に入っております。特に第1番に上げておる大型店舗出店に対する商店街の反応と市長の見解についてであります。現在柳川を中心とした佐賀、大川、大木町、大牟田、この周辺には大型店が出店しております。肝心かなめの柳川市内においては全くその形成がございません。このようなことを考えますときに、私は市長の見解を求めますけれども、まず最初に、ただいま市長がいろいろ各議員から質問を受けて答弁をなさっておりますが、私はまず市長は、皆さん御存じのとおりと思いますけれども、県庁に行った場合に、あそこに日蓮上人がおります。日蓮上人の銅像が立っております。あそこに何と書いてありますかと見ますと、まず第1に「日本の捨て石とならん」、それから第2に「日本の大船<sup>たいせん</sup>とならん」、<sup>たいせん</sup>「大船」とは大船です。それから第3番目に「日本の柱とならん」、これは元寇のときの日蓮上人の格言でございます。

私は、ただいまの市長の答弁を聞いておりましてこれを思い出したわけです。やっぱり市長は柳川の捨て石となって、また大船となり、本当に柱となって市政を運営していただきたいと思うわけですね。



そういうことで質問に入りますが、さてこのたび、イオン九州が計画する大牟田岬の大型商業施設出店に対する小売商業調整特別措置法の手続により県知事に対しての申請がなされております。現在その法律は、大規模進出で小売業に悪影響が出ると各地区、特にこの周辺でございますけれども、商工業者26団体から問題点が疑問視され、指摘され、同時に同連合会エリアの自治体に向かって反対の働きかけがなされております。そこで私は、商工連合の一員として、もし自治体へ呼びかけがなされ、この反対に対する動議が出された場合に、自治体の首長として市長がどのような見解をお持ちなのか、まずお伺いいたします。

次に、第2番目に入ります。第2番目が用排水路管理条例の実行推進についてであります。

この条例は、平成17年3月20日、条例126号として水路管理の適正と公共の福祉に資する目的を持って、定義、あるいは禁止条項、あるいは許可申請、細目にわたって1条より18条まで施行に関して定めてある規則であります。そしてまた、水路委員会規則は昭和51年改正を行い、その後7次にわたって水路の整備、維持管理、改良について条例の改正をしてあるわけです。この条例に反して、特に条例の13条、14条と適用もありますが、全く条例に対する違反、これに対してその実行が全くなされていないことを考えますと、本当に立派な条例でありますけれども、13条、14条になる的確性、これに当てはまるような実行力が現在の執行部に全くない。その辺を考えますと、このような実効力のない条例をつくって何になるかと、こう考えざるを得ません。条例をつくる以上はやっぱりその条例に基づいて条例の施行をするのが当たり前なんです。その点どういうふうに答弁をいただくのか、具体的にお伺いいたします。答弁次第によっては2回、3回これをやります。

次に、空き店舗対策の反応と実態についてであります。

空き店舗に対し市当局の空洞化に対する積極的な施策として、現在空き店舗対策補助金を出しております。しかし、その施行たるや1カ年に限られております。商売をするのには3年間が、石の上にも3年と申します。1年ぐらいで商売の見通しがつくはずはございません。その条例も現在1カ年で終わり、その空き店舗が出入りが多くて、交代交代でずっと空き店舗が続いておるわけですね。このような状態をどのように市長は考えられるのか。

まず具体的に私はお伺いするわけですが、空き店舗の現実の状態、どれくらいの数があるのか、市内5商店街ありますけれども、5商店街の空き店舗の数、それから、空き店舗対策を各地区はどのように対策なされておるのか。次に、空き店舗の補助を出しておりますけれども、最高50千円でございます。最高50千円の補助金を出しておりますが、恐らくその高低があると思いますが、その実態についてお伺いします。それから、空き店舗対策の総額、恐らく数十件あると思いますが、その総額がどれくらいになっておるのか、具体的にお伺いいたします。

次に、二丁井樋の河川敷利用と水産橋の改築についてであります。

現在、二丁井樋河川敷は立派に整備されており、また、北原先生の立派な細工ができてお

ります。しかしながら、その整備も進み、維持管理がなかなかできておりません。時には数十台にわたって違法駐車をなさっておるわけですね。そういうふう立派な施設はできたわ、違法駐車はするわ、本当に嘆かわしい問題として地区住民はひんしゅくを買っております。このような状態のときに私たちが地区住民寄って全面禁止のなんをいたしました。現在全面禁止になったと思いますけれども、ただ問題はその管理ですね。管理が思うようにいきません。どのようにこれを管理してなさるのか、徹底して管理がなされるならその管理の状態、運用をお願いいたします。

次に、水産橋の改修であります。平成2年、水産橋の着工がなされております。それから既に16年間、まだまだそのままだ状態です。石の上にも3年と言いますが、もう既に16年たっております。いろいろな問題がありますけれども、16年もそのままだ状態、危険状態なんです。そのような場合に本当にやる熱意があるのかなのか。16年も地区住民は苦勞しております。そして危険状態なんです。これに対して当局はどのような対応をなさっておるのか、その進捗状況をお願いいたします。

次に5番目、市有財産ピアス跡地の問題、活用とその対策についてであります。これはただいま三小田議員、あるいは島添議員よりいろいろな問題が提起されております。しかしながら、ただいま市長の答弁のとおり、本当に御苦勞なさっておるなど、こう考えますけれども、前後しますけれども、これをいかに活用し、いかにこれをなんせるのか、その対策が必要と思います。

さっきの答弁で、12月25日に一応切れると、貸借の契約が切れると、こう答弁いただいておりますが、1年契約延長とさっき市長は答弁なさったですね。しかしながら、私は1年延長するよりも、今度新しい条例ができております。企業立地条例、あるいは企業誘致条例、この二つの条例を本当に適用しながら、雇用問題、あるいは安心・安全の企業、この誘致ができると思います。

さっきもアスベストの問題がいろいろ提起されておりますけれども、そういうふうな問題をクリアしながら、今立派な条例ができつつある企業立地条例、あるいは企業誘致条例、この二つを有効に利用しながら、私は新しい雇用問題とともにこれを立ち上げていただきたいと、こう思うわけですが、市長の見解はどうでしょうか。

次に、最後でございますが、公営駐車場の問題、この駐車場の問題は観光地沖端の本当の待ち望んだ公営の駐車場でございます。柳川にいまだかつて公営の駐車場はございません。このたび市長の英断によって公営駐車場が設置される、私たち地元民としてはもろ手を上げて賛成いたしています。しかしながら、まず公営の駐車場となりますと、その管理ですね、管理とか、一番肝心なのは地賃、何台ぐらい入るのか、その点が非常に私たちは勉強不足でございますけれども、不明でございます。その点執行部において管理面、あるいは地賃代、どれくらいであるのか、これを的確に答弁をお願いいたします。

以上、第1回の質問を終わります。

市長（石田宝蔵君）

椋島議員におかれましては、特に商店街の問題、あるいは足元の沖端の問題を具体的に引き上げられての、この6点のお尋ねであろうかと思えます。

まず、1点目の大型店の出店に関する各地商店街の反応、市長の見解、県庁の南側にあります日蓮上人の像を引用しながらお話をいただきましたが、あるときはお褒めをいただき、あるときは大変厳しいことをおっしゃっていただいて本当に恐縮でございます、大変な御指導をいただいた大先輩議員だと改めて敬意を表したいと思えます。

ただ、今出てきました問題、この用排水路管理条例の実行の推進、あるいは水産橋、もう20年、30年前からの話の課題のようでございます。私も今、昨年就任いたしましたけれども、余りにも課題の多さ、問題の多さに驚いております。一つずつ答弁させていただきますけれども、担当部長の方から答弁させますが、まず、大型店舗の出店に関する考え方、これはつい先般の6月定例議会でもお尋ねになりましたし、それぞれ聞いております反応は、やはり新聞紙上での報道のとおり、町内で商業を営んでいらっしゃる小型店舗にとっては大変大きな問題だというふうに受けとめておりますし、私も何らかの行政としてできる限りのものはやらせていただかなきゃならないと、こんなふうに思っております。

ただ、6月議会で申し上げましたとおり、これはあくまでも行政としては、他の行政の首長、あるいは議会が決定をしたものでありまして、なかなか内政的なものに関与することはできません。柳川の次の時代を考えながら、柳川の振興策を考えていくということは私として当然のことでございます。この辺は御理解いただけたらと思います。

もちろん、大規模小売店舗立地法に関連する今回の大牟田の大型店舗の出店でございますけれども、特にこの中で、法律の中では当該市町村が生活環境に重大な影響を及ぼす場合に意見を述べるができるということになっておりますが、今では県の都市計画審議会、専門委員会の見解としては決定的な問題があるとは言えないというふうな報告が出されておまして、大変厳しい状況にあるという現状認識であり、しておかなきゃならないというふうに思えます。

したがって、私どもは柳川の商店街の活性化のためにさまざまな皆さん方のお知恵をいただき、また、活性化計画、活性化構想をつくりながら、そういった中で柳川市としての商店街の活性化振興策を具体的に、そして確実に進めていくその作業に入っているところでございますし、やらなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

個別については、また担当部長の方から答弁をさせようと思えます。

それから、用排水路管理条例、条例はあるけれども執行ができていないと。全く議員の御指摘のとおりだとするならば、それは大変なことですね、仏はつくって魂を入れていないわけですから。

規制するものに、人が住む地域社会においては一定の秩序なりルールがあるわけでありまして、また、水路を守ろう、道路を守ろうとする、維持管理していこうとするならば、それには一定のルールがあるということを市民の皆さんにも理解をいただき、行政として指導していかなきゃいけません。時としては取り締まらなきゃいけません。しかし、そういうものが具体的にどういうことをお指しになっているか私もよくわかりませんが、一定の条例はできている。そこに配置している職員については、やはり市の公人公僕としてそういった維持管理の責任と義務を負いながら執行してくれていると思います。ただ、やはり難しいのは、公の財産というのはなかなか人目につかない、あるいは不特定多数の人の財産であるだけにあながちこれは長い間無断で使用されたり不当に使用されたり、そういうケースはまああるかと思います。しかしながら、この用排水路管理条例の中にはそういった監視する機能というよりもむしろ許認可をする、申請が上がってくるならば、それを審査して許可をしないのか、そういうふうにシステムがなっておりますので、やはりそういうものについての一定の歯どめのきくようなものを調査研究しなきゃならない、そういうふうに私は思います。

したがって、今おっしゃっていただいておりますこの用排水路管理の問題については、執行部はやっていないと、どこが具体的にどうなっているのか、お示しをいただきますならば、そのことについては当然そこも含めてやはり行政の責任でやらなきゃいけないというふうには思います。

ただ、さまざまな長い歴史、昭和20年代とか明治時代のものを持ち出されましても、そこに新たな権限が生まれたり、新たなそういった訴訟なりやったときに、住民の皆さんのために勝つ訴訟でなければなりませんし、不特定多数の極めて公益性の高い、公共の福祉のためにあるもの、そういう意味での行政執行は当然私ども責任、義務がございますので、どうぞ御指導いただきたいというふうに思います。

それから、空き店舗対策、さらに二丁井樋、市有財産のピアス跡地の活用の問題、5点目に飛びますけれども、この市有財産ピアス跡地の活用については、今議員がおっしゃいました、新しい企業立地条例、これでやればいいじゃないかという話ですけれども、やはり行政も同じなんですね、石の上にも3年、仕込み計画、やはり構想を練るために3年かかるんですよ。そして次に実施に移る、そして、それを結果的に出てきたとき評価をする、プラン・ドゥ・シーのまさしくエンドレスでありますので、このことからいたしましても、今ここで泥棒をつかまえて縄をなうというわけにはいきません。先のもが見えないと、どんな企業にするのか、どんな公共用地にするのか、公共の目的に使うのか、また、これをやれば市民の皆さん方からは独断、トップダウン、物事を決めるのはトップダウンが早うございますけれども、やはり市有地としてこれだけ広大な土地でありますので、一定の検討委員会なり、あるいは審議会なりつくった上での議論を踏まえてやらなければ、また、さまざまな議

論、物議を醸し出すかもしれません。

したがって、跡地の利用についてはそういったものに一定の期間ゆだね、そして検討し、企業誘致についてはこっちだけのことじゃございませんので、探し求めて、さまざまなものを、そして、しかもこの柳川に一番いいやつを、そういうことを考えながらやらなきゃいけないと。一朝一夕にできるものではないということは桜島議員が一番御案内のことかと思えます。そういった時間的猶予をいただくためにはやはり1年後、2年後というきちっとした時期を定めて、その期限に向けてアクションを起こす。しかし、やはり完全に白いものになかさなければこれはならないわけでありますので、その作業も先ほどから議会の答弁、私がやってきているようなことの中できっちり皆さんに明らかにしながら次の作業に入らせていただくということになるかと思えます。御理解いただきたいと思えます。

それから、公営住宅の設置につきましては、初めての公営駐車場、特に沖端においては今計画をしているもの、また事業、整備を進めているもの、これも市民の皆さん、議会の皆さん方の御理解のおかげでございます。これはやはり次の時代の観光客の皆さん方を柳川へお招きするためには、そういったものもおくればせながらの感じがするんです。もっともっと早い時期に、私もまだ就任して1年半程度でありますけれども、さまざまなものを柳川を見、そして次の時代を見、そういった手を打たなきゃいけないということで進めさせて、御理解をいただいているところでありますので、どうかそういうことは御理解をいただきたいというふうに思います。詳しくは担当部長から答弁させます。

産業経済部長（田島稔大君）

私の方からは、3点目の空き店舗の分について答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、空き店舗の数でございます。柳川市内に五つの商店街がございますが、トータルで六十五、六程度の今現在空き店舗があると思えます。これにつきましては、現地の確認とか商店街からの聞き取り調査というところでございますので、若干の数字の違いはあるかと思えますが、現時点で大体六十五、六の空き店舗がございます。その中でも一番数が多いのが柳川商店街振興組合ということで38程度現在あるようでございます。

続きまして、各地区の対策ということでございますが、現在この空き店舗につきましては、シャッターがおりているところがすべて空き店舗ということで、この対策の対象にできるのかという部分がございます。と申しますのも、特に柳川商店街が多いかなというふうに思いますが、自宅の道路のところ、玄関口ですね、そこを店舗にしてあるというふうなところにつきましては、他人に貸したくない、貸せないというふうな事情もございますので、これについて現在調査をやって、完全に市の条例で空き店舗対策の対象とできる店舗について調査をやっていくというふうなところでございます。そういったところを十分つかんでいただいて、今後各商店街に空き店舗に対する、入っていただく方、そういった方に入りやすくする

ような形で市の方でも進めていきたいというふうを考えております。

三つ目に、助成の額でございます。

この空き店舗対策につきましては、平成14年度から始めまして、家賃の2分の1、月額50千円を限度ということで補助をしております。補助の実績を申し上げますと、平成17年度までの4年間で累計25件で10,702,500円というふうになっております。この内訳としましては、柳川商店街で7件、2,954千円、そして沖端商店街で18件、7,748,500円、そして17年度につきましては、また決算の方でもお示しをしておりますが、12件で3,261千円というふうになっております。

それから、家賃についてでございますが、32千円から170千円までという大きな幅がございます。5倍以上の幅があるようでございます。

市といたしましては、こういった助成につきましても、また補助金審査委員会等の答申も踏まえながら空き店舗対策という部分について対策をとっていききたいと、対処していきたいというふうを考えております。

それから、二丁井樋の河川敷の利用でございます。

議員から今御質問がございました沖端二丁井樋の河川敷の利用につきましてでございますが、県の主催で8月11日に、議員も御出席いただきまして、地元区長、商店街、漁協、そういったところの関係者が集まっていたいただきまして、船だまり箇所の管理について話し合いを行ったところでございます。

御承知のように、この河川敷は県の河川管理区域と県の漁港管理区域が重複しておりますので、県が管理者というふうになっている地域でございます。一般車両の駐車場問題では、先ほど議員の方からも話していただきましたように、一般車両の乗り入れを禁止するというふうなことで、8月28日から東側の入り口、そして、すぐ横の花壇のところに一般車両の進入禁止措置ということで仮設のバリケードを既に設置しております。現在は、暫定であります。緊急時に、さらに利用目的いかによっては通行可能な上げ下げができるような方式に10月までには本設置をしたいというふうなことで県の方と協議をしているというふうなところでございます。

以上でございます。

建設部長（蒲池康晴君）

続きまして私の方から水産橋の改築の進捗についてと、6点目の公営駐車場の設置についての具体的な答弁を行いたいと思います。

まず、4点目の水産橋改築の進捗状況についての件でございますけれども、水産橋は福岡県柳川土木事務所が小規模橋梁かけかえ事業という事業によりまして、総事業費960,000千円で現在の水産橋西側30メートルの位置にかけかえ工事を行う事業でございます。

平成17年度までの進捗状況でございますが、晴天浜武線県道から沖端船だまりまで、北側

堤防まででございますけれども、220メートルにつきましては道路舗装工事のみを残して改良済みとなっておりますでございます。また、用地買収及び物件移転につきましては、左岸側、南側でございますが、現在2名の未同意者と交渉中でありまして、柳川土木事務所では平成19年度に水産橋本体工事の橋脚に着工しまして、平成23年度の完成ということを目指して鋭意努力を重ねているところでございます。

それから、公営駐車場の設置についてでございますけれども、まず筑紫町の観光駐車場についてでございますが、場所は西海罐詰殖産株式会社跡地でございます。10月中のオープンに向けて現在整備中でございます。土地については、所有者であります中村貞子さんから年額343,980円、月額にいたしますと28,665円で借り受けるということになっております。面積につきましては、1,127平米、駐車台数でございますが、大型バスのみ駐車した場合には7台が駐車できます。それから、普通車のみの場合で計算しますと約40台駐車ができるという規模のやつでございます。

管理の方法は、今回議案第84号に上程しております柳川市観光駐車場条例にもうたっておりますけれども、観光客が多い土曜日、日曜日、そして祝祭日、この該当日に午前9時から午後6時まで管理者を設置しまして駐車料金を徴収するというようにいたしております。なお、観光客の少ない平日につきましては無料開放いたしまして、しばらく様子を見たいというふうな考えているところでございます。

次に、白秋北団地跡地につきましては、進入路を相談します沖端漁協とは大方の了解はいただいております。面積につきましては約1,800平米ありますので、これから細部にわたりましての交渉で収容台数の調整も必要になってくると考えられます。整備につきましては、ノリ期の終了後になるかと考えておるところでございます。

なお、筑紫町観光駐車場に大型観光バスを中心に、それから、白秋北団地跡地には普通車を収容することといたしておるところでございます。

以上でございます。

3番（椋島隼人君）

ただいま市長から答弁いただきましたが、大型店出店に対するイオンの問題、これは商調協の問題でありますけれども、ただ、私たちが考えるのは、まちづくり三法の以前にこれを申請しておるわけですね。このまちづくり三法といいますと規制が激しいわけですね。この規制を逃れるために急遽出店のなんを県に出したということをお聞きしております。これは事実であります。そういうことになりましたと、三法、法のなんを曲がりくねって大型店が出店するということになりましたと、これは非常に問題になると思いますよ。ただ商調協のなんだけじゃございません。三法そのものをかいくぐりながら出しておるわけですね。非常に私たちは不愉快と思います。これは討議の材料にはなりませんけれども、市長その点はよく、もし自治体になんが出ますと、その点をよく考えられて、どちらを商店街の言うのが正しい

のか、あるいはイオン、あるいは大型店が正しいのか、その点は非常に考えていただかんといかんわけです。結局、柳川地区に1,200軒の小売店があります。1,200軒の生死にかかわる問題なんですから、その点は強くですね。私は柳川は、大牟田とか佐賀とかお客さんをとられたくないです。やっぱり柳川は柳川市内として地元の店を使ってくださいと私は日ごろ言いよりも。その点は、やっぱり柳川の市長だから市長が先頭に立って柳川を守る、さっき言いましたように、柳川の柱とならんと、捨て石とならんと、その覚悟で私は交渉をしていただきたいと思いますと思うわけですよ。

大阪城じゃございませんけれども、外堀は全部埋まってしまいよりも。大川、佐賀、久留米、大木町、今度はまたイオンができます。もう外堀は全部埋まってしまうわけです。すると、柳川はもう本当に外堀は埋められた、どこに立っていきますか。その点は柳川の市長として、ぜひそこనికిは十分考えていただきたいと思いますと思うわけです。ただ、大牟田の市長とか久留米の市長、佐賀市長、あの人たちはまたあの人たちの考えがありましよう。しかし、石田市長は柳川の市長なんです。柳川市長だから柳川のことを考えてください。その点は十分考えていただいて、自治体の首長として答弁をお願いいたします。

市長（石田宝藏君）

先ほどから繰り返しておりますように、柳川の市長として考えない日はひとときもありません。外堀を埋められたという、柳川にはこれまでそういうものはやはりなかったわけでしょうね。それは小型店舗の皆さん方のサービスがよい、企業努力、店舗努力がいい、そういうものもあったかもしれません。しかし、交通の利便性の問題もあったかもしれません。さまざまな要因を考えながら、消費者のニーズをつかみながら柳川としての政策を打たなかったかもしれません。さまざまな反省をしなければならぬ時期に来ておる。けんけんがくがく小田原評定的な議論ばかりやっても、これは物は進みません。いかに計画を立てたならばそれに実行に移す、それをスピードアップするということが大事なことであります。

ですから、議員おっしゃっていただいているように、決してそういうものは手ぐすね引いて時移り変わりを的確に把握して、やはり視点は新たな法律の改正はどうなっていく、次の時代はどうなるんだということを私どもが先取りするような、そういったまちづくりを考えなきゃいけないんじゃないでしょうか。それが柳川市のためになることですし、また、一定の反対や賛成、活発な議論の上に発展の道が開けてくると私は思います。そういうことで御理解いただきたいと思います。

3番（椋島隼人君）

市長の言うことはわかります、私も一員としてですね。ただ問題は、私たち商工業者も反省するときは必ずします。私たちこそ十分反省はしましてこれに当たらんといかんと思いますけれども、何しろ柳川には人が少ないです、柳川のまちを見ますとね。そういうことを考えますと、やっぱり柳川に核が必要なんです。私はそう思います。



久留米においでてください。久留米のゆめタウン、大川のゆめタウン、佐賀、すべて核なんです。核あってこそ商店街が立っていきます。柳川には核はございません。

私は、さっきも土地の活用問題がありますけれども、その点は柳川にも核が必要じゃないかと、こう考えるわけです。これは私も商工業者の一員として、方角は違いますが、その点どうでしょうか、市長。

市長（石田宝蔵君）

椋島議員がおっしゃってあるのは、核となるものをつくれということでしょうか。ちょっと私はよく解釈できていないんですが、核となるものが久留米ゆめタウンある、大牟田ゆめタウンあるということですから、私どもの柳川にもそういうものをつくれということで……（「欲しいと……」と呼ぶ者あり）欲しいということをつくれということでしょう。やれということであれば、私はやります。（「やりますか」と呼ぶ者あり）はい。

しかし、そのときにまた新たな商店、小型店舗の商店街の問題がひとつ出てきたときには、先生よろしく願いしておきます。

3番（椋島隼人君）

もう大型店舗のことは市長にお任せします。

それから、用排水路問題、これはここに条例がありますよ。さっき市長答弁の中で、具体的な例をおっしゃいましたね。あるところではございません。沖端にあの日の出屋から小さい河川がありますね、裏側に。あそこに、これは個人の名は上げられませんが、あの小さい河川の上に庭をつくってあるわけですね。これは沖端のもう20年前からの懸案でございます。その幅が8間、8間なんです、16メートル以上あります。庭をつくって構成しておるわけですね。再三再四私は条例、条例のできる前から言いよりますけれども、全くその反応がない。それで私はこれを上げておりますが、ただ、隣に物を置いておりました。ところが、それはきれいに撤去していただきました。しかし、その16メートル、8間の庭はそのままなんです。恐らく柳川市内にわたって16メートル以上の庭をつくるところはないと思うわけです。そういうふうに、特にその16メートルの下なんか、河川の上ですから、暗渠ですから掃除ができません。そこで水の流れがとまっておるわけですね。それで非常に地区住民の人たちが苦勞しておるわけです。その点私は取り上げたわけですが、暗渠どこじやなか、庭なんです。庭の構成なんです。言語道断です、私に言わずと。これも地区住民からのひんしゆくを買っておるわけですね。そういうことで、これはぜひいっちょこの条例に基づいて、立派な条例なんです、これ見ますとね。これに書いてあります。4メートル以上はでけん、はっきりうとてあるわけですよ。4メートルどころじやなか、その4倍でしょう。こういうふうな条例がせっかくなんなら、この条例を生かしながら勧告していただきたい。その点どうですか、建設課長。あんたか。そんなら、あんた答弁せんの。

産業経済部長（田島稔大君）

この件につきましては、先日沖端地区の用排水路委員会の中で議員から指摘がされまして、早速水路課の方にそういった実績が残っておりません。そういった形で早速指摘いただいたところで現地の調査を行ったところでございます。

先ほどからお話にもありますように、相当の期間を経過している案件のようでございます。旧柳川市におきましても、昭和35年から用悪水路管理条例というものが制定されて、当然これにのっとって管理をするべきでございますが、何せ市内には、現在1市2町合併いたしまして、相当な水路がございます。そういった中で市の方から監視に回るといってもなかなか無理もございまして、ただ、この条例におきましては、本人がその水路を使用したい、する必要があるというふうなときに本人から申請をしていただいて、それに対して可か否か、そういった形をお願いをするということで、この物件については使用願等もないようでございますので、長い期間経過しているようでございますので、先ほど市長からもありましたように、何らかの権限が発生して、権利が発生しているかもしれませんので、弁護士等の意見も聞きながら、今後対応について検討していく必要があるかというふうに思っております。

以上でございます。

3番（椋島隼人君）

最後ですが、公営駐車場の問題について。

筑紫にできるのは立派です。私は本当に市長のおかげと思います。ただ問題は、この前、白秋団地の裏に駐車場をつくとおっしゃったですね。しかしながら、ちょっとあそこは地元から見ますと、曲がりくねった道路なんですよ、こっち入り口から。私はちょっと無理じゃないかて、地元の人たちも、ああ、無理じゃないかなと、こう言うわけですが、それはありがたいことですよ、公営駐車場をつくっていただくのは、空き地でもありますしね。しかしながら、もしもあそこで事故でも起こすなら大変なんです。事故を起こす可能性が相当あるわけですよ。あの白秋の生家から曲がって、また先を曲がる。そういうことを考えますと、ありがたい話ですけれども、駐車場にはちょっとあそこは不向きじゃないかと思うわけですが、その点再考はできませんか。市長どうですか。

市長（石田宝蔵君）

これは先ほどから申し上げておりますとおり、観光客の皆さん方、団塊の世代がいよいよ定年を迎える、これまで柳川も観光客がだんだんウナギ登りではなく下がってきていると、しかも道路交通法では一定の時間以上、当然とめられていたものが法律でとめられなくなりました。観光客の皆さん方を受け入れるためにはその受け皿は、きちり駐車場をつくるべきじゃないかと、こういった次の時代の展望に立っての理解を求めてきているわけでございまして、それこそ筑紫町、あるいは宮永、柳川の沖端を中心といたしますお堀には大型バスはとめられるけれども、小型、普通車、これはどうかそちらの方にもとめられるようにと、やはり観光客を120万の時代に戻す、そういったものを考えますときに、一定の広さ、しかも厳

しい財政の中ですから新たに用地を求めるということは至極困難なことであります。ですから、今あるものを有効活用する、そして安全対策は極めて万全にやる。

御指摘のように、確かに狭いと思います。しかしながら、6メートルの道路をつくればそれで事故を起こす人はよっぽど安全運転義務違反か前方不注意か、そういうもの、人為的なもの、物理的なものについてはやはり交通安全対策はしっかりやらなきゃいけないと思います。

そういうことで、せめて団地の跡、広い敷地です。漁業組合さんも話も具体的に進んでいる中でございますので、お気持ちはわかりますけれども、やはりここを有効活用した方が一番柳川のために私はなるというふうに思いますので、前向きにとらえていただきたいと思います。

3番（椋島隼人君）

それから、5番目のピアスの跡地の問題ですが、今現在、ここに資料もありますが、パブリックストアがあっちこっちできよるわけですね。要するにパブリックストアと申しますと、医療、あるいはIT、あらゆるなんが入るわけですよ。それで、私はただピアスの単独のなんじゃなくして、そういうふうな医療とか、いろんなパブリックストア的ななんを考えらりゃせんじやるかと思うわけですが、その案はございませんか。市長は考えは浮かびませんか。

市長（石田宝蔵君）

もう私の頭の中はさまざまな情報が入っているわけですよ。議会の中から出されてきているもの、旧大和町の議会で付議されているもの、こんなふうにつくりなさいと注文がついているもの、ばらばらでございます。学校に使えとか、漁業関係に使えとか、あるいはスポーツ関係、社会教育に使いなさいと、企業誘致しなさいと、パブリックゾーンに活用しなさいと、住宅政策に使いなさいと、もうさまざまなものですよ。跡地検討委員会も結論めいたことは出されておられません、幅広い答申がなされておりますけれども。

ですから、私は先ほどから申し上げておりますとおり、跡地については一定の市民の皆さん方の御意見を聞きながら、パブリックゾーンでよければパブリック、しかし、つい先般来の質問で、たしか6月議会だったでしょうか、ピアスを用地取得しているのは、百条委員会でしたか、公共施設整備基金というのを使っていると、それだったら公共施設にしか使われんのではないかとおっしゃられた議員もいらっしゃった。さまざまなものを情勢適応の原則にのっとり時を見て物を判断していく、時としてはそういった柔軟な発想もしなければならぬと思うんです、私は。何でもかんでもコンクリートで固めたような頭の考え方ではやはりいけない。それかといってルールを逸脱するようなこともできない。ですから、さまざまな情報がインプットされておりますけれども、これをどうクリアするのか、それがまた皆さんに理解を求める、知恵を出さなきゃいけない。国、県にお願いしなきゃいけない部分かもしれません。ですから、現段階ではそういう御意見もあるということで、私の胸の中に

とどめておきたいと思います。

3番（椋島隼人君）

これはもう最後ですが、市長今までの答弁本当にありがとうございます。ただ私は、最後に市長にお願いするのは、さっき言いましたように、日蓮上人じゃございません。柳川の財政が一番難しいときなんです。きのうも質問しましたが、質疑の中でしましたが、非常に難しいときだから、まず柳川の本当に捨て石になってください。そして、大柳川を建設していただくように、そして、導いていく柱となっていただかやん。私はそう思いますよ。

それで、日蓮上人の県庁の前の立派なお姿、あれを見てください。柳川の国難です。柳川の危機を救っていただくのはやっぱり市長なんです。その点十分心がけていただいて、お願いいたします。最後です。終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして椋島隼人議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時2分 延会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成18年9月1日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	江口文博	2番	太田武文
4番	藤吉昌徳	5番	樽見哲也
6番	大橋恭三	7番	太田種生
8番	藤丸剛正	9番	江崎一恵
10番	井上一實	11番	澤野雅夫
12番	古賀澄雄	13番	緒方寿光
15番	斉藤磨須雄	16番	藤丸富男
17番	上村信男	19番	江崎實
20番	梅崎和弘	21番	足達征次
22番	山下千鶴子	23番	島添勝
24番	白谷榮治	25番	平川秋吉
26番	龍益男	27番	塩塚博愛
28番	三小田一美	29番	竹井澄子
30番	山田奉文	31番	横山忠行
32番	大橋淳一	33番	吉田勝也
34番	藤木利美子	35番	津村政道
36番	河村好浩	37番	佐々木創主
38番	森田文次	39番	諸藤哲男
40番	荒木憲	41番	谷川通澄
42番	伊藤法博	44番	椀島貞博
45番	高田千壽輝	46番	上妻勝吉
47番	浦博宣	48番	大橋茂樹
50番	金子久男	51番	木下芳二郎
53番	田中雅美		

2. 欠席議員

3番 椛島隼人  
 18番 龍国男  
 52番 隈川直樹

14番 藤丸正勝  
 43番 島添達也

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
助	役	島	田	眞	司
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	曲	豊	喜
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	高	田	邦	隆
三	橋	北	原		博
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	藤	木		均
総	務	与	田		勲
企	画	大	坪	正	明
財	政	櫻	木	重	信

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	乗	富	三	男
議	会	事	務	局	主	幹	櫻	木	恵美子
議	会	事	務	局	次	長	高	巢	雄三
議	会	事	務	局	庶	務	高	口	佳人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
----	-----	------	-----

1	12番 古賀澄雄	1. 市政一般 (1) 医療の安全・安心・がん対策 基本健診について (イ) 受診状況と受診率 (ロ) マンモグラフィ健診の申込み状況 (ハ) 保健指導と陽性指導 人間ドック・脳ドックの実施について (2) 少子化対策と子育て支援 出産育児一時金の受領委任払い制度導入について 保育料の見直しについて	市長
2	13番 緒方寿光	1. 市政一般 (1) 市長の政治理念と本市の将来像について (2) 市長の地域再生へ向けての重要政策について	市長

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員47名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、12番古賀澄雄議員の発言を許します。

12番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんおはようございます。12番古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

私は平成13年初当選をして、1期5年と5カ月となります。今日まで22回の議会を数え、20回目の一般質問になります。任期最後となります今回は、市民の健康と子育て中の親の負担軽減を願い、質問させていただきます。

がんは日本の死亡原因の第1位、3人に1人ががんで亡くなっている、まさに国民病と言えます。がんになったら運が悪かったとあきらめるしかないだろうとする日本人のがんに対

する無知とストレス社会ががんを増長させる要因となっています。政府はこのような悪しき生活習慣病に歯どめをかけるためにがん対策基本法を成立し、がんは治る病気として国会で具体的な目標と達成時期を明記した基本計画を策定し、取り組むこととしています。

がん対策基本法の中では、がん罹患者の欧米化で有効な放射線治療と医師の育成、また、痛まない、苦しめない、本来のがん治療は診断のときから治療と並行して緩和ケアが受けられるように盛り込まれています。また、全国均一にだれでもどこでも最高の治療が選べるように、自治体で進めるがん登録を支援するなど、もしがんになっても早期発見で自分の価値観に応じた治療法を選べる社会づくりを目指す方針でございます。

特に、健康には関心が深まっている昨今、本市では医療の安全・安心についてはどのようにお考えでしょうか、次の点についてお伺いします。

一つ、基本健診の受診状況と受診率、一つ、マンモグラフィ検診の申し込み状況、一つ、保健指導、陽性指導について。

また次に、国の医療制度改革では、急速な高齢化で医療費が増大する中、だれもが安心して医療が受けられる国民皆保険を将来にわたって維持するため、構造改革を進め、医療費の適正化策として予防を重視した医療への転換が進められています。

そこで、以前、私は人間ドックの補助事業について一般質問をいたしました。市長答弁では人間ドック助成とあわせ、脳ドック助成の実施を今年度、18年度計画するお話でした。どのようになっているのでしょうか、進捗状況をお伺いいたします。

次に、出産育児一時金の受領委任払い制度について。

急速な少子・高齢化社会の進展に伴い、子供を産み育てやすい環境を整える支援策として、国は出産費用として親に現金支給しています。出産育児一時金の支払い方法について、現在は出産後に請求し、赤ちゃん1人につき300千円、今年10月から350千円となる予定です。この一時金を受け取るまでに1カ月近くかかります。柳川市では改善され、請求と同時に払う仕組みです。しかし、一時的ではあっても、高額の分娩費を親が一たん立てかえる必要があるため、厚生労働省は10月から市町村など健康保険の運営者に改善策を求める方針ですが、私は旧三橋町でこの委任払い制度導入を求めてまいりました。今後、柳川市としての考えはいかがでしょうか、所見をお伺いいたします。

次に、保育料の見直しについて。

今年度、保育料が増額となっています。本市では少子化対策、子育て支援策として、今年度より第3子以下の保育料を無料としています。この施策は大変有意義なものとお喜びされていますが、しかし、同時に保育料が上がったことに、中ではその負担が全体の保育料にはね返っていると、この施策に批判の声が上がっています。少子化対策に理解を求める施策が逆効果となるこの時期に見直しとなったことについて、執行部の所見をお伺いいたします。

以上で終わりますが、再質問につきましては自席で行いますので、よろしくお願ひします。



保健福祉部長（本木芳夫君）

古賀澄雄議員の一般質問につきましては、保健福祉部に関する質問事項でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

市では今年度、基本健康診査のほか、がん検診といたしまして、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんの検診を実施しております。

議員御質問の受診者数並びに受診率の状況でございますが、今年度は12月まで実施期間がございますので、最終的な数につきましては1月下旬ごろに判明すると思えます。

ちなみに、昨年、平成17年分と、一昨年、平成16年分との比較を申し上げますと、基本健康診査は108名、受診率0.6%の増、胃がん検診は21名、受診率0.2%増、肺がん検診は19名、受診率0.1%の増、子宮がん検診は213名、受診率3.6%の増、乳がん検診は183名、受診率0.7%の増、大腸がん検診は57名、受診率0.2%の増となっており、微増ではございますが、すべての健診におきまして受診者数、受診率ともに増加という結果でございました。

また、昨年度より実施しておりますマンモグラフィによる乳がん検診でございますが、今日現在、予約受け付け中でございますが、昨年度の受診者数326名と比較しますと、8月31日、昨日現在でございますけど、542名と、昨年の約1.7倍の予約がございまして、マンモグラフィによる乳がん検診は早期がん発見の有効性が示されており、市民の関心も徐々に高くなってきているようでございます。

がん検診につきましては、やはり早期発見、早期治療の考え方をより一層広めていかなくはならないと考えております。中でも、乳がんは我が国では女性のがん罹患の第1位でありまして、特に、65歳未満の比較的若い女性のがん死亡率の第1位ともなっております。乳がん検診につきましては、国の基準では40歳以上で2年に1回となっておりますが、本市におきましては、視触診については満30歳以上に引き下げ、毎年度受診可能ということで実施しているところでございます。

がん検診はがんの発見、治療だけでなく、他の疾病も発見されることは少なくありません。市は検診の結果、精密検査が必要な方への受診勧奨の徹底、精密検査の把握を行い、早期に治療に結びつけ、より早い社会復帰を目指すとともに、医療費等の抑制を図っていくように努めているところでございます。また、受診者数の増加に比例しまして、がん発見も増加すると考えられますので、やはり受診率の向上を図っていくことも重要であると考えております。そのためには受診機会の拡大や正しい知識、情報の提供について取り組まなければならないと考えているところでございます。

また、最近話題に上がっておりますメタボリックシンドロームにつきまして、基本健康診査を受診することでハイリスク者の把握を行い、健康教室、健康相談、訪問指導等の保健事業につなげて、生活習慣の改善を促し、重症化予防に努めていかなければならないと考えております。

基本健康診査につきましては、生活習慣病の低年齢化の傾向が強くなっていることから、今年度より対象年齢を満40歳以上から30歳以上に引き下げて実施をしているところでございます。また、従来7月、8月に医療機関で行っております施設健診につきましても、それに加えて複数の検診が同一日に受診可能な総合健診を9月から各保健センター等を巡回しまして実施の予定でございます。

市といたしましては、1次予防の重要性が叫ばれる中、引き続き健診のみならず、各種の健康づくり関連事業との一連の流れの中で市民の健康づくりに対する意識向上を目指し、市民のニーズにこたえられるよう努めていきたいと考えているところでございます。

次に、2番目の人間ドック、脳ドックの実施についてお答えいたします。

国民健康保険の保健事業といたしまして、生活習慣病の早期発見、治療を目的に、個々の被保険者を対象に、人間ドック200人、脳ドック100人に対し助成事業を行う予定にしております。検査項目や費用等につきましては、柳川山門医師会と近隣の総合病院との協議が調い次第、早急に実施医療機関を選定しまして、10月からの実施をめどに今準備を進めているところでございます。

続きまして、質問事項の少子化対策と子育て支援についてお答えをいたします。

一つ目が出産育児一時金の受領委任払い制度導入についてでございますけど、現行の支払い方法につきましては、被保険者が出産いたしましたして、実際に医療機関に分娩費を支払った後に出産育児一時金を申請し、健康保険から被保険者に支給される仕組みになっています。一時的ではありませんも、実際に被保険者が費用を立てかえる仕組みになっていますので、その負担を軽減するための対応策といたしまして、柳川市では出生届を提出し、請求されればその場で小切手によって支払っております。しかし、今回の医療制度改革の一環といたしまして、出産育児一時金の受領委任払い制度が制度として可能になりましたために、柳川市といたしましても、少子化対策の一助になればと、平成19年度からの受領委任払い実施に向け検討をしておるところでございます。

続きまして最後に、保育料の見直しについてお答えをしたいと思います。

ことし6月に厚生労働省において発表されました合計特殊出生率は5年連続で最低を更新しまして、平成17年には1.25まで落ち込んでいる現状でございます。

このように深刻な少子化の流れの中、柳川市におきましては、少子化対策の一つといたしまして、本年度から柳川市独自の第3子優遇制度を設けました。昨年度は保育園に3人以上通っている世帯では3人目以降を無料としており、保育所入所児童数1,945名のうち、該当者はわずか35名だけございました。そこで、小学6年生を第1子と数えまして、第3子以降の保育園に通園している子供を無料とする第3子優遇制度といたしました。この柳川市独自の方法によりますと、平成18年4月現在で該当者は314名、この施策のために必要な保育料負担額は62,502千円となり、これにつきましては、市が単独で負担しているところでござ

います。この制度につきましては、福岡県27市の中では柳川市のみしか採用しておらず、次世代育成支援行動計画でうたいます子育てのまち柳川に向けた柳川市の将来につながる施策と確信いたしています。

また、延長保育や一時保育などの特別保育事業の充実や学童保育所の増設、そして、つどいの広場の新規開設など、柳川市における18年度の子育て支援対策等の当初予算額は17年度に比べまして約238,000千円の増額となっており、本市の子育て支援のサービスが手厚いものと理解しているところでございます。

さて、保育料は保護者の住民税や所得税の階層ごとに徴収金額を決定しております。柳川市の保育料は、平成17年度では国の保育料徴収基準と比べた場合、所得階層が高くなるほど開きがございました。例えば、4歳以上児の場合で所得税が一番高い階層であります408千円以上の世帯では、国の保育料徴収基準は77千円でございますが、柳川市では30千円の保育料となっており、差額の47千円は市の超過負担となっております。また、所得税が一番高い階層でございます408千円以上の世帯の3歳未満児の保育料は45千円ございました。県南8市の平均と比べますと10,800円ほど安い保育料となっており、国の保育料徴収基準と比べましても35千円の差があり、この差額が市の超過負担となっております。

柳川市といたしましては、より質の高い保育サービスの水準を保つためには受益者に応分の負担をしていただくのが必要と考えておるところでございます。したがって、18年度の保育料については、所得税の低い階層はそのまま保育料を据え置きまして、国の保育料徴収基準額や近隣市町とかなり差異がある所得税の高い階層の保育料のみの改定を行ったところでございます。

以上、古賀議員の一般質問に対する答弁といたします。

12番（古賀澄雄君）

最初に、保育料の問題からさせていただきたいと。忘れんうちにさせていただきたいなというふうに思いますけれども、第3子優遇制度というのは子供を持つお母さんにとっては大変喜ばれて、少子化対策の一環ということで御理解を深めていただいているところでございます。しかし、中では今おっしゃられたように負担が増額になっているというようなことで、この第3子優遇制度のいわゆる負担額が、お金が、そういったところに回ってきていると、こういう勘違いといたしますか、そういったことであろうかと思えますけれども、思い込みをされている人がおまして、だろうと思えます。そういうことで、御意見が何カ所か出たわけでございますので、今回の質問とさせていただいたわけでございます。

先ほど部長の方から値上がりの説明がございまして、私も国がこれだけ取りなさいよという金額と今回柳川市が取っている金額の差というのがここに書類としてございますけれども、生活保護世帯から408千円以上のところまで、ずっと階層が7段階に分かれているわけでございますけれども、保護家庭はゼロ円と。それから、市民税の非課税については、3歳未満

の児童については、国は9千円取りなさいと言っているところを柳川市は今8千円取っているということでございます。第3番目は、国は19,500円取りなさいというところを17千円取っている。第4番目は、30千円取りなさいというところを25,500円取っている。それから第5番目は、44,500円取りなさいというところを34,500円取っている。第6番目は、61千円取りなさいと国が言っているところを43千円取っていると。それから、最後の第7番目は、80千円取りなさいというところを45千円取っていると、こういうことだろうと思います。

いわゆる今回は第5番目、第6番目、第7番目のところの負担を上げた、こういう説明だと思えます。だから、いわゆる低いところについては上げていないと、そういうことで査定というか、今回の値上げをしてあるということだと思いますと、やはりもう一つの比較を見てみますと、今回、第7番目、いわゆる408千円以上の世帯は80千円取りなさいというところを45千円ですから、その差は52千円あるわけですね。国との比較をした場合、52千円も優遇されているというふうになるかと思えます。それがだんだん少なくなって、非課税世帯は9千円取りなさいというところを8千円取られているということで1千円軽減をされているというような形で、確かに今回市が上げている部分については、いろんな意味で考慮をされながら計算されて上げられているということについては理解をしているところでございます。しかし、こういったことがお母さんたちに、いわゆる市民の皆さんに理解されているのかどうかというところが、今回私の質問の趣旨でございます。

せっかくの少子化対策で第3子優遇制度が実施されて、柳川市もやるなど、こういうものがあつたときに、同時にこういう負担が上がったということで、お母さんたちにこの少子化対策の施策が理解をされないという部分が非常に懸念されるわけでございます。そういったことを考えると、市と市民との信頼関係ということを思うと大変残念でならないと、そういうことで思ったわけでございます。こちら辺、市長いかがでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員の少子化対策に対する質問については、昨年、6月でこういった御質問をいただき、第3子は無料というのは名ばかりではないかというような御指摘をいただいて、本当に少子化対策に真剣に取り組んでほしいという熱意が今回の改定につながってきているわけでございます。担当課におきましても随分精査をいたしまして、さまざまな事案を想定しながら試算をして市民の皆さん方にお示しをしたのが、今、古賀議員から御指摘ありましたような金額についての改定でございます。もちろん国の基準からすると当然低かったわけでありませんが、やはりそれなりの所得のある方については一定の負担をいただく。しかも、それは国の基準は上回っていないんだということで、市民の方々には本当に柳川市という市の少子化に対する対策というのはきっちりなされてきていると。しかも、その伝達方法が、やはり議員御指摘のとおり、啓発の不十分さが正しい理解をいただくに至っていないんじゃないかなと。議員のところにもそのような申し出なり御意見があつたということは、私どもも真摯

に反省をしなけりやなりません。

したがいまして、私がいつも申し上げております正しい情報を開示するならば、住民の皆さんはいつでも、ああ、柳川市の財政は厳しいんだ、しかしながら、これだけ子育てには、福祉にはしっかり手当てをやったんだなど、思い切って他の27市に先駆けてやったんだなどという御理解もいただくかと思えます。このことについては、十分広報紙等で啓発をしたい。そして、国の基準は幾らですよ、柳川市は幾らにさせていただいております、このことがやはり私がいつも申し上げております情報開示なんです。情報を開示することによって市の財政状況もごらんいただき、さまざまな施策についても御理解をいただく。そういうことで、反省しなけりやならない一つでもあろうというふうに思っております。

したがいまして、昨年、古賀議員から特に福祉、環境の党として公明党、にしきの御旗としてやられておりますし、私も全く昨日の答弁のとおり、子育てだとか高齢者の福祉の問題、障害者の問題、こういったものについては、でき得る限り、ただ、それなりの所得がある方については、いささかひとつそれなりの応分の御負担もお願いするという御理解いただきたいと思えます。

まさしくこの少子化の時代、古賀議員から御指摘をいただきまして、改定をしたものは18年度、大きな改定、ここの中にも、先ほど部長が申し上げましたように、第3子を無料にすることによって市の負担は62,500千円ふえております。しかし、これも市民の皆さん方に御理解をいただいて、そして、執行に移せたことでございますので、どうぞ関係者の方々にも、そういうお尋ねがありますときには十二分御説明をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

12番（古賀澄雄君）

せっかくの施策が理解できないということになると大変もったいないと、こういうことでございますので、市民の皆さんの御理解を得るためには、やはり正確な情報伝達をお願いしたいと、こういうふうに思います。

それでは、最初の基本健診のことでお尋ねしたいと思えますけれども、基本健診は健康の安全・安心については欠かせないということでございます。それには多くの方が受診されることが望まれることとなります。予防、また早期発見、医療費の抑制、こういった目標を達成するためには必要ではなかろうかと思えます。特に今回、国民医療費は今年度34兆円、20年後の25年度には64兆円に膨らむと、2倍になると、そういう報道があっています。この国民医療費を抑制するために、今度の医療制度改革では治療から予防重視へ、また、入院から在宅への医療転換を図ると、こういうことでなかろうかと思えます。

そこで、旧三橋で医療費が高いということで三橋町として国の指定を受けた経緯があるのかと思えます。そういった中で、1市2町が合併しまして、昨年から今年にかけて、その指定というか、そういったことはどういうふうになっているのか。また、なっているのだから

ば、その対策についてはどうなっているのか。また、医療制度改革について、いわゆる柳川市の対応策というか、何かあればお聞かせ願いたい。三つの点をお願いします。

保健福祉部長（本木芳夫君）

医療費の高い自治体の国からの指定はどのように行われているのか、旧三橋で指定を受けていたけど、新市になってどのようになっているのかというふうなお話でございますので、そのことについて、まずお答えをしたいというふうに思います。

国保の医療費が非常に高い市町村は、国から高医療指定市町村に指定されることになっております。この指定に当たりましては、全国平均の1人当たりの医療費より上位にある自治体の医療費を抑制しようということで、地域格差というのを設けまして、その判定に基づきまして、それぞれの自治体の1人当たりの医療費平均額が全国の自治体1人当たり医療費平均の14%を超える場合に指定をするというふうなことになっております。そして、通常医療保険にかかります療養給付費の負担につきましては、原則は国庫が2分の1、残りの2分の1を保険者が国民健康保険税として徴収するというふうな制度になっております。しかしながら、国の指定を受けた場合につきましては、保険者の医療費平均が全国平均の17%を超える場合につきましては、その超えた分を医療費の負担割合といたしまして、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1とすることによりまして、それぞれ市、県に独自の持ち出しという形でペナルティーを科すことによりまして医療費の抑制をしようとする制度でございます。

そこで、柳川市においては、平成17年度については、合併前の医療費によります平成16年度の実績で計算しました地域差指数というのが、柳川市が1.116倍です。大和町が1.142倍、三橋町が1.176倍ということで、三橋町が一番高いという状況でございました。そのため、旧三橋町と旧大和町が国の指定を受けていたために、合併というような特殊な事情によりまして、柳川市は下でございましたけど、合併後の平成17年度につきましては、そのまま国の指定を受けていたというふうなことでございます。今年度につきましては、17年度の医療費実績に基づきまして、新柳川市としては1.125倍というふうなことになっておりますので、今年度は国の指定ではなく、県の指定、準指定に切りかわるというふうなことでございます。

続きまして、それに伴います予防対策としましてどのようなことを実施しているかというふうなことで、先ほども申しましたように、柳川市の医療費につきましては、福岡県下の平均から比べますと非常に高いというふうなことになっております。特に、入院にかかる医療費等が高いというふうな理由でございます。高血圧、脳卒中等の長期の入院が必要となる病気で入院が多いというふうなことで、医療機関が多く、環境も入院しやすいという状況もあるかというふうに思いますけど、そういうふうな実態がございますので、平成20年に予定されております医療制度改革の重点事項にも安心、信頼、医療の確保と予防の重視、それと医療適正化の総合的な推進がうたわれておりますので、治療重点の医療から疾病予防を重視

した保健医療への転換、糖尿病等の患者予備軍の減少、平均在院日数の短縮が具体的な目標となっており、柳川市といたしましても、先ほども申しましたように、特に生活習慣病予防が重要課題ではないかというふうなことで、基本健康診査の受診年齢を独自に30歳まで引き下げているとか、国保の加入者で予備軍に対するヘルスアップ事業の実施、20年度から始まります生活習慣病に特化した特定健康診査の下準備としまして、レセプトの分析を行うような対策を考えているところでございます。

以上です。

12番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。保健指導についても話していただきましたけれども、やはり平成7年度から今年度まで、そういう指定、準指定を繰り返しながら今日まで来たということで、大変御苦労をされている事実は否めないわけでございますけれども、そういった中で、成果としてきちっと出るというのが大変難しい問題であろうというふうに思います。最善を尽くしていただいているというふうには思っております。

先ほどからも生活習慣病については対策等も考えてやってあるということでございますけれども、先日、新聞でしたけれども、大牟田市で今月9日に健康づくり市民大会が行われるというようなことで載っておりました。その中にもメタボリック症候群の特別講演ということで、内蔵脂肪とかの蓄積、高血圧や高脂血症、高血糖などが重複した場合に脳卒中みたいなことがよく発生するというようなことで講演が行われると新聞に載っておりました。

そういったことを考えますと、国においてもやはり医療費の3割以上が生活習慣病に係る医療費になっているというような報道もあっております。そういったことは、我が市においてもその傾向というのは同じではないかというふうに考えております。そういった指導を含めながら、やはり医療費の削減というのが課題ではなかろうかと思っておりますけれども、今回の17年度の柳川市決算に係る主要施策の成果説明書の174ページには、17年度は国の指定を受け、医療費分析、健康指導データ整備及びレセプト点検等の医療費適正化対策事業、健康管理推進事業や生活習慣病予防教室などに取り組み、健康教育、健康相談や高齢者対策事業、健康の保持増進事業等を継続的に取り組んでいるところであると、こういうことがございますけれども、この予算対効果といいますか、そういう部分において、こういった取り組みについては、予算というのはどれぐらいかかっているのか。正確な数字じゃなくても結構ですけども、そういった努力の中で、この11年間、なかなか改善するところまで来ていないというようなことを考えますと、やはり方向転換というか、今後の対策というのもやはり何らかの方向転換等も考えられるべきじゃないかと思っておりますけれども、ちょっとわからん、難しいでしょうね。急に言いまして済みません。

保健福祉部長（本木芳夫君）

予算関係につきましては、先ほど言いました健診なり生活習慣病に対する具体的な予算の

金額については、ここにちょっと持ち合わせておりませんので、後でまた。

12番（古賀澄雄君）

では、その点は後でまたお聞きしたいというふうに思います。

次はがんに対する対策を少しお願いしたいと思いますけれども、マンモグラフィについては、今年度の検診も前年度から比べると1.7倍に増加しているというようなことで、関心がぐっと高まっているという結果だろうというように思っております。がんについては、やはり私たちも非常にがんになったらどうしようと、こういうことがございまして、なかなか健康診査といいますが、検診を受けることについて少しおびえといいますが、そういうのがあるような気がいたします。特に、女性は関心が高くて、男性が低いんじゃないかというようなことも思いますけれども、その割合というのがわかれば、ちょっとお知らせしていただきたいと思います。

それと同時に、がんというようなことで陽性反応が出たというときに、そういった方にどういったお知らせをしているのか、そこら辺をちょっとお願いしたいと思います。

保健福祉部長（本木芳夫君）

議員お尋ねのがん検診受診者の男女比ということでございますけど、男1に女2と、1対2の割合で女性の比率が高くなっております。

その理由といたしまして考えますところに、検診の対象者の約6割が女性であるというふうなことでございます。また、市が行う検診は老人保健法に基づきまして行うものでございますので、主に国民健康保険の被保険者と社会保険の被扶養者等を対象に実施しておりますので、社会保険加入者については含まれていないというふうなことで、その分につきましては労働安全衛生法による受診ということでございますので、御本人さん、男の方が社会保険の方で受けられる分があるというふうに思います。市で行う分については、1対2の割合ということでございます。

あと先ほど要指導等につきましては、健康指導とか、あとはすぐ病院に行ってくださいとか、そういうふうなことでの対応をいたしているところでございます。

12番（古賀澄雄君）

陽性通知といいますがね、基本健診、がん検診を受けまして、ちょっと疑わしい陽性反応が出た場合に、いわゆるその人にお知らせするときに、やはりびくびくして、私も健診を何遍も受けていますけれども、陽性反応も出たことがありまして、病院の指定とか、そういったことで不安を感じている場合がありますので、そういったことも含めて何かあれば、そこら辺をお聞きしたいと思いますけれども。

保健福祉部長（本木芳夫君）

その分につきましては、プライバシーの問題等もございまして、封書等によります通知とか、そういうのについて実施をしているということでございます。



12番（古賀澄雄君）

わかりました。今回、国ではがん対策基本法というのが成立をしておりますけれども、この内容としては、先ほども申しましたけれども、日本人はやはり欧米化をしているというようなことで、肺がんとか直腸がん、また、男性の前立腺がん、女性の乳がん、こういったことで抗がん剤とか放射線治療をすることが非常に有効とされているということから、ある医学者の話では、この放射線をがん細胞にピンポイントに絞って治療すると、がんは100%治るといったことも新聞に載っておりました。それと、緩和ケアということで、モルヒネといいますか、そういったものを早期から治療と同時にしていくと、いわゆる痛みも和らげ、食事や睡眠などが楽になり、治療に役立つと、こういったことで、非常にがんも怖くないぞというような認識がここで生まれるわけです。

それと同時に、がんがよくなるというような中で、いわゆるがん難民といいますか、病院を選ぶになかなか難しい環境の中で、がん登録というのがありますけれども、これは盛り込んでいないけれども、自治体で進めるがん登録の支援を行うと、こういう内容になっているようでございます。今回のがん対策基本法というのは私たちに対しては非常に勇気づけられるものではないかなというふうに思って、基本健診にも勇気を持って男性も行けるんじゃないかというような内容になっているような気がいたします。

この点について、市長、がん対策基本法並びにがん登録とか、こういったことについて何か考えるところがあれば一言お願いしたいと思いますけれども。

市長（石田宝蔵君）

今、古賀議員おっしゃっておりますがん対策基本法、随分がんに対する国民の関心も高いし、がんに一たんかかりますと大変な医療費がかさむし、本人はもとより、家族の苦しみも心配も大変なものだというようなことで、それなりの法制化がなされてきた経過があるようでございます。

したがって、今回がん登録の問題等も含めまして、やはり検討しなきゃいけない。特に、治療に至る、早期発見にやはりいかに力を入れるか、ウエートをかけるかが医療費を抑制することにもなりますし、被保険者の皆さん方の保険料も下がることになります。このことをやはりしっかり啓発をしていかなきゃならない。私もよく従来から考えているんですけども、大会とか、そういうものについても一定の成果は私はあると思います。しかしながら、やはりもっともっと医療費の実態、予防することによってこれだけ下がるんだといった事例等も紹介をしながら、市民の皆さん方にやはりかかった後、かかってしまっただけでは相当の医療費がかかる、これだけ莫大な金がかかるということも行政としてせしめていく、また理解を求めていく、そうすることによって、そういったがんの、あるいはさまざまな疾病の予防の一助に大きく貢献をしていくことになるというふうにも思います。したがって、そういったものに私はウエートをかけなきゃいけないんじゃないかなと。大会等についても一定

の効果はあるでしょうけれども、ごく一部の方がお集まりいただいて、ごく一部の方が認知いただくということだけでは、やはり効果は半減するでしょうし、さまざまな角度から検討をし、そしてまた、柳川市に合った手も打たなきゃいけないというふうに考えております。検討させていただきたいと思います。

12番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。

それでは、次の人間ドック、脳ドックについては、先ほど10月から実施計画があるというようなことで、特に健康に積極的に考えてある方々については関心のあることでございます。また、負担軽減については大変喜ばれると、こういうふうに思っております。脳疾患や生活習慣病の早期発見、早期治療に大変期待されるものと喜んでおるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それから、出産育児一時金につきましての委任払い制度、これは先ほど説明があったとおりで、今回の医療制度改革で高額医療者も委任払い制度に変わるというようなことが載っております。これも負担軽減には大変なものだと思います。それと同時に、出産育児一時金の委任払いというのは、今回の厚生労働省の指導では、そういうことでしていきなさいということでもありますけれども、いわゆる保険者の任意で実施するというので、やるやらんは市の勝手ですよというようなことが載っておりましたので、今回確認をさせていただいたところでございます。

以上をもって私の一般質問は終わりたいと思いますけれども、今後どうか市民の皆さんの声をよく議会の中で反映しながら、また、市当局と検討しながら進めていきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。しっかり取り組んでいきますので、よろしくお願いしておきます。ありがとうございます。

議長（田中雅美君）

これをもちまして古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をとります。

午前10時50分 休憩

午前11時4分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、13番緒方寿光議員の発言を許します。

13番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。13番緒方寿光です。質問通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、市長の政治理念につきましてお尋ねをいたします。

昨年4月の市長選挙におきまして、石田市長は市民との約束と言うべきマニフェストを掲げられ、そして当選をされ、早いもので1年と4カ月が経過しました。さらには、今月8月1日の「広報やながわ」には、いち早くマニフェストの達成度を具体的に市民に公表をされてあります。

ここで、マニフェストとはどのような意味を持つものであるのか、改めてあえて申し述べさせていただきたいと思います。

それは皆様御存じのように、立候補者が選挙時にきれいごとだけを総花的に抽象的に述べるものとは全く違うものでございまして、政権を獲得したときの具体的な政策を示すものがマニフェストでありまして、政策実現のため、期限、数値目標、財源を盛り込んだ政権獲得後はその政策を着実に履行しているかどうか、このことについて検証をみずから示す必要があるとするものであります。私は政治家にとっては腹を据えて政治を行うことが求められる第一歩ではないかと思えます。

私はこのことを考えますときに、マニフェストを掲げられ、マニフェストの検証をされてある石田市長は、別に褒めるわけでもございませんが、就任後、忠実に市民に対して約束を守られていると、私はそう思います。そしてまた、市長の公約でもありますガラス張りの市政が淡々と貫かれてあることに対しまして、私は市長の政治に対する揺るぎない信念を強く感じるところでございます。私は信頼できる場所です。

さらには、マニフェストの達成度の公表されてある内容を検証させてもらいましたが、政策宣言その1「すぐやります」、その2「1年以内にやります」という項目につきましては、施策として具体的な取り組みを実施され、完全な成果がすべて得られているものも数多くありました。このことを見ますと、昨今では往々にして立派な公約を掲げながら、当選した後は無責任な姿勢で取り組まない政治家が多い中で、石田市長はまずは自分で発言したものに対しては責任を持って行動し、そして、結果を報告する誠実な前向きな姿勢に政治家としての資質の高さを感じさせられるところであります。

今後もマニフェストの中での政策宣言その3「4年以内(任期内)にやります」を含めて、市民も私自身も大いに期待をしておりますので、ぜひ達成に向けて全力で邁進をしていただきたい、強く望むところであります。

そこで、市長に就任をされまして1年4カ月を経過された時点での市長の政治理念、政治信念を改めてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

それは市長の今後考えられる本市の5年先、10年先の将来像について、さらにはそのことを見据えての市長のこの地域の再生へ向けての重要政策を、特に重要と思われることに対して大きく三つに絞って率直にお尋ねをさせていただきます。

いよいよ日本の社会の形が変わり始めております。2006年、来年をピークに日本の総人口

は減少に転じることになり、子供が減り、若者が減り、働き手が減る。特に、10年後は世界に類のない超少子・高齢化社会になると言われておる中で、特に、この地方において待ったなしの状況であり、私は柳川市にとっても大変な時代になると考えておるところでございます。

特に、御存じのように、バブル経済崩壊後は国、地方含めまして多くの課題に直面しておりまして、財政の悪化、少子・高齢化、人口減少、経済不況、治安の悪化、そしてまた、教育の荒廃等々が急速に進む中で、年々本市についても活力が失われていることを強く感じております。果たして今後柳川市はどうなるのでしょうか。

そこで、改めて御質問しますが、市長が考えておられる今後の将来像、そして、再生へ向けての重要施策を三つ絞りまして、質問とさせていただきます。御答弁よろしくお願い申し上げます。

市長（石田宝蔵君）

今、緒方議員から平成の龍馬と言われる代名詞を掲げながら、本当に長い議員活動をやられている議員からお褒めにも似たような大変な檄を飛ばし、質問をいただきました。私は昨年4月に、御案内のとおり、この柳川市、合併の新市誕生とともに出馬をさせていただきました。平成6年7月に大和町の町長に町民の皆さんから御推挙をいただき、3期町長を続けさせていただきました、そして、昨年4月には市長という大変身に余る、しかも、重責をお預かりすることになりました。これは私の政治信念、理念なりをやはり今改めてお尋ねいただきましたが、緒方議員にも私はまさるとも劣らない、私よりもむしろ緒方議員を尊敬するものがあります。

この柳川市にありまして、私は昨年、暴挙だと言われながらも出馬の意思を固めましたのは、やはりこのままではいけないんじゃないか。さまざまな施策を前面に、しかも、具体的に市民の皆さんにわかりやすく、そういった時代を迎えている中で、やはりトップダウンだけではだめだ、あるいはボトムアップだけではだめだ。次の時代は十年一昔という時代とは違う。二、三年一昔、一年一昔という極めて速いスピードで動いてきているということを町長時代から実感をしております。特に、町長に就任いたしましたとき、あのじくじたる事件が起きました。中学校の体育館をめぐる執行部と議会の逮捕という事件です。司直の手に落ち、そして、私に白羽の矢が向けられて、出馬の意を固めて出馬をしたわけですけれども、町民の皆さんの意思は、私に頑張ってくれという意味を示していただきました。そのことが私の確固たる信念でありまして、やはりいつも申し上げておりますMVP、ミッション、政治家たる使命感、そして、次の時代を担う計画を立て構想を立てていくビジョン、そして、政治に傾ける、まちづくりに傾ける、市民のためにやらなきゃいけないというパッション、このMVPの三つでございます。

もちろん私は昨年、皆さんの目の前にマニフェストというものを示しました。議員が御指

摘のとおり、今までの政治、そういったものについて、国民の、市民の信頼を随分失墜している部分、さまざまな事件、さまざまな問題が、そして、でたらめなことが市民の皆さんの信頼を失墜していることが政治の信頼を失墜している、このようにマスコミ等で供されるわけであります。特に、昨日の西日本新聞のデスク日記というものを私も読ませていただきましたが、政治家というのは次の時代を考えるのが政治家であって、次の選挙を考えるのは政治家と私は思います。一たん市民の皆さんに政治家としての姿勢を示し、そのことを実行するか否や、市民の皆さん方が次の4年後にその審判を下していただく、それがまさしく通信簿であるわけでありますが、私は示してきたマニフェストの中には、すぐやるもの、1年以内にやるもの、4年以内（任期以内）にやるもの、こういうものはやはり過去の11年間、町長の在職中にさまざまなものを我が身に体験をし、そして、一定の洞察をすることができるようになりました。したがって、そういうものはやはり政策については、政党なり首長なりが市民の皆さんにお預かりをした以上は、その期限を明らかにし、そして、政策目標を明らかにし、予算を明らかにする。もちろん期限を切ってきっちりと示す、それだけのものではないと私は思います。

したがって、マニフェストたるもの、私もこの青い冊子のものを掲げ、昨日も島添議員から御質問がありましたが、まず、これからのやはり地方自治を預かる者として、国、地方ともどもに約1,000兆円の借金がある。きょうの新聞報道でもありましたが、国債の償還金、年間20兆円でございます。1,000兆円の利率だけ考えると、1年間の利率が、利息が20兆円、こんな概算要求の新聞報道がけさもあっていましたけれども、まさしく大きな借金を国は抱えているわけです。地方も同じです。となると、それなりのものを明らかにしなきゃいけない。10年なりのタイムスパンで物を考えてみますと、やはり財布を守ること。住民の皆さんはバブル期のあの高度成長期の中では、民主主義は何ぞや、地方自治は何ぞや、住民の役割は何ぞや、行政が果たすべき役割は何ぞや、そういうものがやはり権利意識だけ強くなって、義務を忘れてしまうような、そういう錯覚を起こし、何でもかんでも行政にというツケが、今、国、地方の財政にツケとして残されてきている。

したがって、1点目は、理念としては財布を守る、当然このことが基本になってまいるわけであります。要望は無尽蔵、要求は無尽蔵でしょうけれども、これは一定の財布を入りはかって出を制する、まさしく上杉鷹山のような、そういった政策をきっちりと市民の皆さんに明らかにし、それを実行していく、このことがうそのない誠実な政治に変わっていく、そういうふうに私は訴えました。

また、やはりどんなにこのまち、リーダーが一生懸命頑張ろうとしても、7万7,000人の市民の皆さんの生活を預かる職員、約603名おりますけれども、職員の皆さんと心をつなげて、やはり納税者である市民の皆さんの視線に立って、目の高さに立って、親切丁寧に、そして、スピード感を持って説明責任を十分果たしていく、そのような職員を育てていくこ

とが柳川市が変わること、まさしくまちを守るということになるわけであります。

また、昨今の町中の状況ばかりでなく、全国的に見ましても、青少年の思わぬ事件等も頻発をしておる。犯罪が頻発をしている。やはり柳川市というところはイメージ的には水郷であるし、観光地である。そうやってまいりますと、やはり柳川市に行っては夜も昼も安全だよ、そんなふうな心を守る、そんなものができてこなければいけないということで、私はその理念を掲げ、皆さんに訴えてまいりました。特に、マニフェストではできたもの、そういったもの、あるいはハードの面、ソフトの面、今、市民の皆さんからさまざまな評価をいただいていると思います。1年4カ月という短いタイムスパンでありますけれども、でも、報告をする義務、市民の皆さんに1年間お預かりをし、どんなふうなものができたのか、できなかったのか、情報公開をし、そして、それを厳しいものは厳しい、できないものはこういう理由でできない、そういうことを明らかにしていくことが行政と市民の皆さんの信頼関係を深めていくことだと私は思っております。

そういったことで、政治信念はやはりガラス張りでスピード感のある行政で、5年先、10年先、これをしっかり見据えて、私はトップセールスマンとして、時としてはさまざまな場面にみずから出かけ、そして、市民の皆さんが喜んでいただけるような、暮らしがよくなるようなことを絶えず心がけ実行していく、このことに尽きると思います。ましてやとりわけ大事なことは、みずからクリーンであって、しかも、やましいことのない、「仰いでみれば天恥じず」という言葉があります。昨日も申し上げましたが、やましいことがなければ堂々と明らかにし、そして、それを説明責任を果たしていくことが市民の皆さんの信頼を築いていくことだと、このように思っております。

それから、5年先、10年先、そういった緒方議員のお尋ねでございますけれども、やはり本市の将来像は、基本的には法律で定められております市の総合計画、新しく市が誕生いたしまして、昨年からはやはり皆さん方からさまざまな御意見をいただき、ワークショップというシステムを取り入れながら、市として進むべき10年後のまちづくり像の総合計画をこの議会にも提案をし、いよいよ成案ができ上がるわけでありますが、まちづくりの青写真は総合計画との整合性をとりながら、優先順位をつけ、財政の許す範囲内でこれを実行してまいらなければならないと、このように思っております。

特に、議員が御指摘をいただきました10年後、1期4年、そういった考え方についてはどうなのかということではありますが、広域的な道路網のインフラの整備、これが私は社会資本の大きなポイントになると思います。これまで有明海沿岸道路、主要地方道大牟田川副線、あるいは385号、国道443号の瀬高インターチェンジ、こういったもののインフラをきっちりと仕上げる。そして、その道路をいかに柳川市として有効活用するのか、活用の方策を考え、そして、そこにおのずと1次産業、農業と漁業、そして、観光業、サービス産業、さらにはインフラの整備ができることによって、新たな福岡県が目指しております自動車産業都市北

九州、これにリンクする企業誘致が可能になってくるんじゃないかな、そういうふうには私は思います。

したがって、若者が働ける、若者が定住する、若者が活力を呼び込む、そのようなまちづくり像が具体的にできればと思っております。そして、もっとも農業の政策も、農業は大きく変わろうとしておりますし、きょうの新聞報道でもあったとおりに、いよいよ新たな新農業の政策が具体的にこの秋からスタートしてまいります。こういうことを考えるときに、やはり柳川市はこれまで1次産業、農業と漁業の都市、観光の都市でありましたけれども、やはりインフラ整備後の新市柳川市は、そういった新しいものに生まれ変わっていく。そのためには、市民の皆さん、議会と執行部とが一体となって常に前向きに建設的に議論をし、心をつなげてやらなければ市民の期待を裏切ることになると思います。したがって、こういうものについても議会の中でどのような議論が行われ、そして、どのような意見のもとで最終的には執行の方向性が決まっているということも明らかにしていく責任が私がございます。そのことが4年間、2万2,786人、とうとい票をいただいた。しかも、7万7,000人の市を預かるトップリーダーとして当然のことだと私は思います。

具体的に申し上げたいことは山ほどありますけれども、限られた時間の中でありますので、また質問もあろうかと思っておりますので、1回目、アバウトな答弁になったかもしれませんが、緒方議員の質問に対する私の考え方のお答えということで御理解いただきたいと思っております。

13番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございます。政治理念、とうとうとじっくり聞かせていただきまして、当然今後も石田流で頑張ってくださいと思います。

そしてまた、重要施策を3点ほど上げていただいたわけなんですけど、実は私の同級生はほとんど柳川市を出て、全国に散らばっておられるわけですが、特に、ことしの盆にいろんな人と会ったわけですが、先ほど申された若者が働く場がないということでございます。特に、子供も孫もこんな柳川市に落ちついて今後じっくり住まわせてあげたいということも言っておりましたが、ただ、やはり働く場がないと。やはり飯を食えるような環境に乏しいということで柳川市には戻ってこれないんだぞという話を私は聞かせてもらったわけなんですけど、当然のことながら、特に若い人たちが今後どうやってこの地域に残って、そして、働ける場があって、豊かに暮らすことができるのかと。このことをもう一度、企業誘致ということでお話ありましたが、具体的にどのような施策をお持ちであるのか、ぜひ具体的に率直に聞かせていただきたいと思っております。

市長（石田宝蔵君）

具体的ということは、特に従来の発想が固定概念として固まっておるとするならば、これを壊すことが改革なんです。改善なんです。ところが、いや、今まではそんなんじゃない

よ、これはだめだよと、いや、そういう意見があるなら考えてみようか、検討してみようかと、そういう発想に職員もさることながら、市民の皆さんもやはり発想の転換をやっていただかなきゃならない。まさしく守旧派對改革の戦いじゃありませんけれども、そういうものの発想の転換をやらないと、こういったものはなかなか厳しいものです。

ですから、改革を志すならば相当な鑑識、肝が備わっていなければなりません。当然、今までやってきたものが当たり前だという方々はこれには反対なさるわけですから、それをやはり具体的に実現するために、新たなビジョンを出すときのタイミング、新たな発想を示すときのタイミング、了解を得るときのタイミング、これは政治判断でしょうけれども、具体的にはこんなものがございませう。シャープの液晶テレビ工場を三重県に誘致した。これは北川三重県知事の話です。ちょうど1995年から2003年、まだ近いときですよ。工場を中国へ移転させればよいというものではないとシャープの経営者が考えているところに、お越しいただけるなら補助をつけますよと誘致をした。三重県ですよ。誘致の条件は固定資産税の減免であるというので、そんな例外を認める法律があったのかなと調べてみると、僕の勘違いだった。固定資産税は市町村が徴収する。県はできない。固定資産税は県税じゃないんですね。どうしたか。地元の亀山市が産業振興条例を制定し、思い切ってこういった条例をつくったんです。固定資産税の相当額（向こう15年間）の9割、45億円を奨励金として支出するとした。固定資産税は取るが、その分は補助金で渡すので、差し引きゼロになる。加えて三重県が90億円の補助金を出す。合わせて135億円、シャープが得したことになる。ここが問題です。なぜ一部の特定企業だけに公金を拠出するのか、不公平ではないか、癒着ではないかと批判を招くおそれがあった。そこを北川前知事に尋ねた。「徹底した情報公開で、費用対効果のデータを示して県民の皆さん、議会の皆さんに説明をした。中央集権だとか国が決めたことを県が管理するだけ。地方分権一括法が2000年に施行されて自由度が増した。地方を運営するという発想に転換すれば、90億円をコストと見ないで投資と考える。全国のシャープの工場が集約されれば関連企業も100社くらい集まる。1万2,000人以上の雇用が発生するし、税収も確保できる」。三重県に雇用がふえ、固定資産税以外の法人住民税や法人事業税などの税収が確保されただけではない。人件費が安い中国へとなびく風潮に歯どめがかかった。製造業は国内という文化ができたことが大きい。政府が一定期間の研究開発減税を始める刺激にもなった。三重県にはこんな事例があります。

したがって、柳川市もそういった従来からの発想を変えないと、どんないい話があっても、どんないい話を持ち込んで、こういうものは実現は不可能であります。お隣が幾ら補助金出しているか、お隣が幾ら税金を減免しているから、そのようなことではこれからの地方分権、地方自治体に権限が移され、財源が移譲してきた。それをうまく活用しながら、やはり次の時代へ向けたこういった思い切った発想の企業誘致策も皆さん方に御理解をいただかなきゃできない局面も来るやと私は思っております。



13番（緒方寿光君）

発想の転換ということでお話もありまして、三重県の事例も交えながらお話をさせていただきまして、若者が都会へ逃げてしまったら、どうしてもこの市というのは貧弱な市になりますので、私はまだまだ39歳でございますが、支える人をぜひこの市に思いとどめるぐらいの施策が今後は必要じゃないかなと思っています。

特に、いつも市長が話しされますが、私も政治というのは、特に5年後、10年後先を見据えて、今、何の施策を実現させるのか、今、何の施策が求められているのか、このことが私は最も大事な政治の本旨ではないかなと思います。そういう中で、やはりこれだけ数々の問題が露呈している中で、もっと大事なことを議論すべきときではないかなと私は思っておりますが、何かレベルの低い足の引っ張り合い、選挙のしこりかどうかわかりませんが、こんなものはやはり私は取り除くべきだと思っていますし、もっと大事なことはたくさんあると思います。

そして、私も28歳の折から平成7年4月に初当選をさせていただいて、3期目をさせていただいておるわけでございますが、特に、私の公約は平成7年時は行政のリストラと。そしてまた、市議会議員の半減という、議員の皆さんからおしかりもいただきましたが、最も欣快であるのは、それが最近、市民の方から話をいただくと、あなたが言っているような時代になりましたねと、政策を実現できましたねというお言葉をいただいて、私は大変感慨深いものがあつたわけでございますが、いよいよ私もそういう厳しい時代に入っていると思います。そういった中で、私は何をやらなければならないのか。こういうことを言うとどうかと思いますけれども、市長もそうです、議会もそうですけど、やはり前向きな建設的な議論を大いに堂々とやって、本当にやらなければならないものを一つ一つ施策として見出していくと。確かに基本計画も大事な部分があると思いますが、時代の流れというのはそんなに悠長なものではございませんし、このままいけばもっと厳しい時代になるというのは私の持論でございますので、そういうものを大いに今後は議論をしていただきたいと思います。はっきり申し上げますが、ピアスの問題を旧大和町の議会で結論が出たものを、あえてまた重大な百条委員会まで設置をして蒸し返そうというようなことをやっている時代ではないと私は思います。そういった意味では、やはりお互い腹を割って、しっかりした議論の上で前向きな施策をぜひつくっていただきたいと思います、そう思っておるわけでございます。

最後になりますけれども、この議会が良識で、そして、正義が本当に通るような議会にぜひしていただきたいと思います。

最後になりますが、かくも長きにわたりまして、このような私に期待していただきまして支持を賜りました市民の皆様方に、この場をおかりしまして心より御礼を申し上げます。私自身は今期をもちまして引退をさせていただきたく思います。どうぞこの柳川市が今後より一層の発展、そしてまた繁栄、このことがぜひ成就しますように心より祈念をいたしまして、

私の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（田中雅美君）

これもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時39分 散会

# 柳川市議会第4回定例会会議録

平成18年9月13日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	江口	文博	2番	太田	武文
3番	椛島	隼人	4番	藤吉	昌徳
5番	樽見	哲也	6番	大橋	恭三
7番	太田	種生	8番	藤丸	剛正
9番	江崎	一恵	10番	井上	一實
11番	澤野	雅夫	12番	古賀	澄雄
13番	緒方	寿光	14番	藤丸	正勝
15番	斉藤	磨須雄	16番	藤丸	富男
17番	上村	信男	19番	江崎	實
20番	梅崎	和弘	21番	足達	征次
22番	山下	千鶴子	23番	島添	勝
24番	白谷	榮治	25番	平川	秋吉
26番	龍	益男	27番	塩塚	博愛
28番	三小田	一美	29番	竹井	澄子
30番	山田	奉文	31番	横山	忠行
32番	大橋	淳一	33番	吉田	勝也
34番	藤木	利美子	35番	津村	政道
36番	河村	好浩	37番	佐々木	創主
38番	森田	文次	39番	諸藤	哲男
40番	荒木	憲	41番	谷川	通澄
42番	伊藤	法博	43番	島添	達也
44番	椛島	貞博	45番	高田	千壽輝
46番	上妻	勝吉	47番	浦	博宣
48番	大橋	茂樹	50番	金子	久男
51番	木下	芳二郎	53番	田中	雅美

## 2. 欠席議員

18番 龍 国 男

52番 隈 川 直 樹

## 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	石 田 宝 藏
助 役	島 田 眞 司
収 入 役	木 村 仁
教 育 長	上 村 好 生
総 務 部 長	山 田 政 徳
市 民 部 長	大 曲 豊 喜
保 健 福 祉 部 長	本 木 芳 夫
建 設 部 長	蒲 池 康 晴
産 業 経 済 部 長	田 島 稔 大
教 育 部 長	佐 藤 健 二
大 和 庁 舎 長	高 田 邦 隆
三 橋 庁 舎 長	北 原 博
消 防 長	竹 下 敏 郎
人 事 秘 書 課 長	藤 木 均
総 務 課 長	与 田 勲
企 画 課 長	大 坪 正 明
財 政 課 長	櫻 木 重 信

## 4. 本議会に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	乗 富 三 男
議 会 事 務 局 主 幹	櫻 木 恵 美 子
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 係 長	高 巢 雄 三
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	高 口 佳 人

## 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

### 1. 総務委員長報告について

議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 議案第90号 基本構想の策定について
- 請願第7号 良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書（継続分）
- 請願第12号 男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書（継続分）

## 2．産業経済委員長報告について

- 議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定について
- 議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定について
- 議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定について
- 請願第14号 イオン出店反対に関する請願について

## 3．建設委員長報告について

- 議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第93号 市道路線の認定について
- 請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）

## 4．教育民生委員長報告について

- 議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について（継続分）
- 議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について（継続分）

## 5．決算審査特別委員長報告について

- 議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（３） 議案第103号 工事請負契約の締結について

日程（４） 議案第104号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程（５） 議案第105号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員50名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（椋島隼人君）（登壇）

皆さんおはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、平成18年第4回柳川市議会定例会最終日の日程について、9月12日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩することにいたしております。再開後、各委員長報告ごとに、質疑、討論、採決といたしております。

次に日程3が、執行部提出の議案第103号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、質疑、討論、採決といたしております。

日程4が、議員提出の議案第104号及び議案第105号の一括上程であります。提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をしたいと思っております。再開後、2議案とも質疑、討論、採決にいたしております。

以上のとおり議会運営委員会において決定を見ておりますので、御報告を申し上げます。以上です。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（津村政道君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、総務委員会の委員長報告を申し上げます。

8月29日の本会議におきまして、当委員会に付託を受けた議案4件及び6月定例会で継続審議となっておりました請願2件について、その審査を終了したので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり報告をいたします。

一つ、委員会開催日、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

次に、

## 4、結 果

### (1) 議案第77号

認 定

本案は、平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成17年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

### (2) 議案第79号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「283億2,191万円」に「9億830万円」を追加し、歳入歳出それぞれ「292億3,021万円」とするものであります。

審査の過程において、公民館建設費補助金に係る補助対象経費、地域コミュニティ調査委託料の委託業務の内容、仮設校舎賃貸借料等について質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数により原案可決と決定いたしました。

### (3) 議案第82号

原案可決

本案は、柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてであります。

議員報酬については、合併協議会の調整内容に基づき、合併前のそれぞれの市町の議

員報酬に関する条例を暫定施行し支給されていますが、同じく合併協議会の調整内容に基づき設置した特別職報酬等審議会の答申を受け、新たに条例を制定しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第90号

原案可決

本案は、基本構想の策定についてであります。

第1次柳川市総合計画基本構想は、「新市建設計画」をもとに、旧1市2町の歴史や伝統文化、特性を生かすとともに、新市の一体感を醸成し、目指すべき将来像「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を実現するため、六つの基本方針と五つの重点プロジェクトの施策により本市の今後10年間のまちづくりの設計図を示すものであります。

審査の過程において、各種団体等への補助金の適正化、行政区の見直し等の問題、また、市民との協働プロジェクトに関してのボランティア活動への支援策等、さらには、この基本構想の住民への周知方法、実施計画策定のスケジュール等について活発な質疑応答がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5) 請願第7号(継続分)

継続審査

良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書についてであります。

当委員会としましては、請願の内容について、慎重に審査しました結果、さらに、審査する必要があるとの結論に達し、全員一致をもって継続審査とすることに決定いたしました。

(6) 請願第12号(継続分)

継続審査

男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書についてであります。

当委員会としましては、請願の内容について、慎重に審査しました結果、さらに、審査する必要があるとの結論に達し、全員一致をもって継続審査とすることに決定いたしました。

以上で終わります。

議長(田中雅美君)

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長(木下芳二郎君)(登壇)

おはようございます。産業経済委員会の報告を申し上げます。



8月25日の本会議で当委員会に付託を受けた請願1件及び29日に付託を受けた議案3件について、審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり報告いたします。

委員会開催日時、場所、委員の出欠について、執行部出席者、案件は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

#### 4、結 果

(1)議案第83号 原案可決

本件は、柳川市食料・農業・農村基本条例の制定についてであります。

柳川農業の歩む将来像を明確にするため、条例で食料・農業・農村のあるべき姿を理念として示すとともに、柳川市における行政・農業者・市民等それぞれの役割を明記し、さらに市の責務に関して、総合的かつ計画的に講ずべき基本的な施策などを定めるものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2)議案第84号 原案可決

本件は、柳川市観光駐車場条例の制定についてであります。

沖端周辺における駐車環境の改善及び観光客の利便性を図るため、筑紫町の西海缶詰産産株式会社跡地に市営駐車場を設置する条例を制定するものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第85号 原案可決

本件は、柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

本市における企業立地を促進し、併せて雇用の促進を図るものです。市内への企業立地を促進し、また既存の企業が市外へ転出することを防ぐため、条例の改正を行うものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4)請願第14号 継続審査

本件は、イオン出店反対に関する請願であります。

紹介議員の出席を求め、請願の趣旨説明を伺い、質疑・討論した結果、当委員会としましては、近隣市町の動向を見ながらさらに検討する必要があるとの結論に達し、賛成多数をもって継続審査とすることに決定いたしました。

以上で報告終わります。

議長（田中雅美君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る8月29日の本会議において、当委員会に付託を受けました議案4件及び6月議会で継続審査となっておりました請願1件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日、場所、委員の出席、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4、結 果

##### (1) 議案第75号

認 定

本案は、平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「15億1,175万302円」、歳出総額「14億5,776万907円」、差引残額「5,398万9,395円」。繰越明許費による18年度へ繰り越した財源「405万6,000円」を差し引き、実質収支「4,993万3,395円」の黒字となっています。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

##### (2) 議案第78号

認 定

本案は、平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

本案については、監査委員の出席を求め、監査報告を受け、執行部より詳細な説明を受けました。

未給水家庭の対応や、おいしく安全な水の供給に対する意見等が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり認定することに決定いたしました。

##### (3) 議案第81号

原案可決

平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、「緊急時用連絡管整備事業」の補助額の増額変更により、関連予算を補正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

##### (4) 議案第93号

原案可決

本案は、1路線の市道路線の認定についてであります。

主要地方道大和城島線の一部新道の供用開始に伴い、旧道の一部が市に移管されるた

め、道路法第8条第2項に基づき、市道認定をするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案どおり可決することに決定しました。

(5) 請願第6号

不採決

本件は、継続審査となっていました、公園内市営住宅建設に係る請願書についてであります。

請願の対象事業である中山地区まちづくり交付金事業は、合併前の旧三橋町で事業認定を受け、平成15年に旧三橋町議会で議決された事業であります。

現在、中山地区では、今年1月13日に中山地区まちづくり交付金事業推進委員会が設立され、事業推進の協議がなされています。また、本年6月には同推進委員会の協議推進のため、請願紹介議員の竹井澄子議員の紹介取り消しがなされています。

これら経過等を協議した結果、この事業は中山地区まちづくり交付金事業推進委員会において事業推進を図られたほうが、中山地区の地域振興になるとの意見に達し、本委員会では全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして建設常任委員会の報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（三小田一美君）（登壇）

どうも皆様おはようございます。議長のお許しを受けましたので、ただいまから教育民生委員会の報告をさせていただきます。

8月29日の本会議におきまして当委員会に付託を受けた議案5件でございますが、並びに6月定例会で継続審査となっております議案2件について、その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定より、下記のとおり御報告を申し上げます。

1、2、3の、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、執行部出席者、案件についてはお手元に配付しておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

#### 4、結 果

(1) 議案第73号

認 定

本案は、平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定致しました。

(2) 議案第74号

認 定

本案は、平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。  
当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定致しました。

(3) 議案第76号

認 定

本案は、平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案どおり認定致しました。

(4) 議案第80号

原案可決

本案は、平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、主に保険財政共同安定化事業の創設によるものであり、歳入歳出それぞれ「4億9,367万円」を追加し、補正後の総予算を「94億3,167万円」とするものであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(5) 議案第86号

原案可決

本案は、柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法改正により、柳川市総合保健福祉センター条例の「管理委託」規定を削除するなど条文の整備を行うものであります。

当委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(6) 議案第50号

継続審査

本案は、柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定についてであります。

本市の汚水処理人口普及率は非常に低く、水環境の整備が遅れているため、生活排水対策として戸別浄化槽の整備を推進するものであります。

委員会としましては、執行部より詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、さらに検討が必要との結論に達し、賛成多数により、継続審査とすることに決定致しました。

(7) 議案第51号

継続審査

本案は、柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例についてであります。この事業が実施された場合において、使用料等を期限までに納付しない者に対する滞納処分等を規定するものであります。

当委員会としましては、議案第50号の継続審査に伴い、賛成多数により、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして教育民生委員会委員長報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（津村政道君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

去る8月29日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了したので、下記のとおり報告を申し上げます。

一つ、委員会開催日、場所、委員の出欠、次に執行部の出席者、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

#### 4、結 果

議案第72号

認 定

本案は、平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算につきましては、歳入総額「301億4,223万5,958円」、歳出総額「297億1,287万2,574円」で、差引「4億2,936万3,384円」の黒字となっております。そのうち、翌年度へ繰り越すこととなった財源「4,926万5,700円」を差し引き、実質収支で「3億8,009万7,684円」の黒字決算となっております。

審査にあたっては、監査委員の出席を求め、監査報告を受け、その後、執行部より歳入歳出について款ごとに詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

歳入につきましては、市民税・固定資産税の徴収、三位一体改革による今後の交付税の見通し及び不納欠損額・滞納額等に関して質疑が出されました。

歳出につきましては、各種団体への補助金・交付金、事業の進捗状況、不用額等について質疑が出されました。

現在「柳川市補助金等審査委員会」において審議されています。補助金・交付金等につきましては、審査委員会の答申を踏まえ、適正な実施がなされるようとの意見が出されました。

審査の結果、当委員会といたしましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

38番（森田文次君）

38番森田です。議員の報酬の件について質問をお願いいたします。

実はここに柳川特別職報酬等審議会という仰々しゅう名前をつけて審議されておりますが、これに提出された人の名前がない。名前も出されんようなところで審議するのかということです。記載されてありますが、議員の権限をないがしろにした行為です。理解されておりますか、住民の代表者ですよ、議員も。その議員の報酬を第三者機関、だれが決めたかもわからんようなところで決め、どういう理由でこのような報酬になったのかもわからず、委員長としてそれをうのみにして可決されておる。こんな矛盾したことがあってたまるもんかということを私は言いたいわけです。委員長、この報告について、どのように解釈され、どのように思われたから可決されたのか、その点を求めます。

総務委員長（津村政道君）

ただいま森田議員の方から、柳川市の特別職の報酬審議会の会長の名前がないとかなんとかというお話でございますけれども、この答申というのは市長に行くわけですから、私の方にそれが参るといことはございません。総務委員会の権限に属するものではないと、私は理解をしております。

38番（森田文次君）

今、委員長の報告を聞きますと、我々議会は市長の配下のような言い方をされておる。我々は市長の配下じゃありませんよ。単独議会です。何で我々は市長の諮問機関でなからにゃならんのかということですよ。そこら辺も明らかにせずに、ただ単に執行部から提案があったから可決すると。それは可決する人は簡単でいいでしょう。しかし、みんなの報酬のかがかっておることですよ。

私ももう出ないつもりでございますから、今までの思いを十分に言わせてもらいますが、議会の議長がその報酬審議会に諮問したというのはわかります、議会の報酬ですから。なぜ市長に議会の報酬の権限まであつとですか。あるわけないじゃないですか。議会と市長は単独ですよ。議会は単独です。だれからも支配されるところないわけです。その中でそういうふうなことをされるということ、この問題自体がおかしいわけですよ。いつから我々が執行部の配下になっておるのか、そこの説明をお願いします。

総務委員長（津村政道君）

執行部の配下には私はなりません。そういう議員ではないつもりです。だから、そういう問題、特別職報酬等審議会の内容につきましては、総務委員会が関与する問題ではないと思いますので、以上申し上げます。

38番（森田文次君）

それほどまでに問題ではない、問題ではないと言われるものを、なぜ軽率に可決をされたのか。なぜ可決する権限があったのかということですよ。そこまで逃げられるならば、責任を持って可決したということの言葉が出るならともかく、そこまで逃げるような口実のもとに可決されたというならば、今後の議員に対して侮辱ですよ。

要するに議員の報酬については、この特別委員会があるならば、その委員長を呼んで、どういうふうな施策のもとにこのような報酬が決まったのか、ただすのが順当です。そういうことも怠って、そして可決。これはどういう話ですか。これは後に出られる30人の議員さんたちへの侮辱です。それだけ議員は何もならんということですか。議員が議員を何もならんというような発言をされるということになってくると、ゆゆしき問題ですよ。

ただ、委員長として執行部から付託を受けたなら、あらゆる手段をもって、この報酬が決まったのか、弁明をされるように調べた上で可決か否決か持っていくべきです。そこに怠りがあるわけ。

ここに特別職報酬等審議会と書いてあるが、委員会の委員長はおらんじゃなかですか、名前もなかじゃないですか。だれがしたんですか、そんなら。そういうこともわからんと、要するに総務委員会では可決と、こういう矛盾な話があって、どこの世の中にこういうふうな矛盾した話が通りますか。特別委員会が設置されておるなら委員長がおるはずですから、その人の名前があるはずですよ。そういうこともわからんで総務委員会は、ただ出てきたから可決、そういう簡単なことじゃいかんですよ。委員長。

総務委員長（津村政道君）

非常に森田議員の質問に対して反発するわけじゃございませんけれども、これが本定例会で議案として、82号として石田市長から提案された問題です。そして、提案理由の説明をなされて、そして質疑の時間が十分あります、本会議で。その質疑の中で、そういう問題は出される問題であります。そして、質疑が終了し、我が総務委員会に付託を受けたわけです。本会議で問題にならない問題を、委員会でそれをなぜやらなかったかというのは非常に私心外です。だから、この本会議で質疑の時間というのは十分あるわけですから、その中で、やはり、ただいま執行長に対して、なぜ委員長名がないじゃないかとか、どうしてこの答申を受けたのかとか、そういうものは当然本会議でやるべきです。（「本会議じゃないですか」と呼ぶ者あり）

だから、私の方は、総務委員会としては、そういうものは審議の内容にはしておりません。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第77号 平成17年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第79号 平成18年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第82号 柳川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第90号 基本構想の策定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。



本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第7号 良識のある柳川市男女共同参画条例制定の請願書（継続分）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、総務委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。請願第12号 男女が共に自立し、支えあうまちづくりにつながる「柳川市男女共同参画推進条例」の制定を求める請願書（継続分）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、総務委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

3番（椋島隼人君）

3番椋島です。私は、請願第14号 イオン出店反対に関する請願について質問いたします。現在、大牟田岬に大型店舗イオンが出店の計画があります。それに基づいて反対請願が出ておるわけですが、この請願を見ますと、土地変更計画の手続に対して知事が同意されないように請願を出してあるわけですね。

問題は、大型店舗のイオンが出店する場合、恐らく近隣市町村の商工業者、甚大な被害をこうむるわけです。そういうことを考えますと、このイオンの出店に対する反対は、私たちは商工業者として当然だと思います。そして、その内容たるや、開発面積22ヘクタール、面積がですね、床面積が7万5,000平米、駐車台数が5,000台、大きな九州最大のイオンの出店で

す。これを見ます場合に、今度も出店反対の要望が出されております。この出店に対する産業経済委員会の審議の内容、どのように審議されたのか、報告をお願いいたします。

産業経済委員長（木下芳二郎君）

我々、6日の日に産業経済委員会を10時から開催いたしましたわけですが、6日の時点では近隣の動向を見ようじゃないかと、ましてや大牟田の執行部、議会、それぞれ出店の方には賛成だということも聞き及んでおります。私の柳川市は選挙を控えておるもので、議会が早く開催されて、他の市町は今からだと思ふんですね、議会が。まず動向を見て、継続審査という形になりました。

ちなみに、反対は2、継続審査はあとの全員で継続審査になったことであります。

以上です。

3番（椛島隼人君）

ただいま内容についてはお聞きしました。しかしながら、本当にこの請願の内容を見ますと、ちょっとすばらしいことが書いてあるわけですよ。我々のまちのゴーストタウンを憂慮するものであると。本当に私たちが考える場合に、柳川周辺が一番イオンの打撃をこうむるわけですよ、大型店舗の。その場合に我々業者は当然ですが、市内の人通り、恐らく大牟田の岬に向かっていくわけですよ。15分かかりません、あそこまで、岬まで。そういうふうなことを考えますと、いかにこのイオンの出店が私たち業者に対してももちろん、非常にこれは考えるべき問題と思いますが、その点は御意見が出ましたか。

産業経済委員長（木下芳二郎君）

賛否両論いろいろあるかと思えます。柳川商店街、沖端商店街の皆さんは非常に深刻な事態を迎えておるんだと。しかし、消費者の立場に立ったらば、また見方もちょっと違わにゃいかんだろうと。慎重審議、さっきも言うたようにいたしました。それで柳川も、また沖端の商店街も、もうちょっと足腰の強い商店街をつくるには、皆さんまた知恵を出し合うて、また我々と執行部とが一緒になって取り組んでいこうという気持ちは全員持ってあると思えます。

以上です。

3番（椛島隼人君）

最後の質問ですが、きょうの新聞を見ますと、計画化が一応通したと、意見を通したというような新聞紙上の発表なんです。そういうことになりますと、岬のイオンは一応建設の可能ということになりますね。それに持ってきて請願第14号の反対の陳情と同時に継続審査ということでございますが、その点、委員長どういふふうにかえられますか。

産業経済委員長（木下芳二郎君）

私の私見ですか。（「私見じゃなく……私見で結構です」と呼ぶ者あり）柳川の商店街の皆さん、沖端の商店街の皆さん、みんな顔見知りばかりであります。今でも、出店をする前

でもシャッター街がふえております。これは心痛、痛むわけでございます。しかし、今の段階での私の委員会では継続審査と、さっきも述べたように、柳川商店街、沖端の商店街さんたち、声をよく聞いた上で再検討をしていくと。このような形で行かねば、大型出店がきのうの段階で答申が出ておるようでございます。それに向かってどう対応していくかが今後のネックになるかと思えます。

以上で終わります。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第83号 柳川市食料・農業・農村基本条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第84号 柳川市観光駐車場条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第85号 柳川市企業立地等促進条例の全部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、産業経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第14号 イオン出店反対に関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は、産業経済委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第75号 平成17年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第78号 平成17年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第81号 平成18年度柳川市水道事業会計補正予算（第2号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第93号 市道路線の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

この請願に対する建設委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

請願第6号 公園内市営住宅建設に係る請願書（継続分）を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成なしであります。よって、本請願を採択することは否決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

47番（浦 博宣君）

47番浦博宣です。よろしく申し上げます。議案第50号につきまして教育民生委員長にお尋ねをいたしたいと思っております。

せんだったの6月議会でも、この議案第50号は継続審査ということになっておりました。

その間、3カ月ございまして、今議会の委員会でどういうふうな審議がなされて、どういうふうな意見が出されたのか、その審議の経過についてお尋ねをいたしたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、浦議員の方から、どういう審議をされて、どういうことでどういうふうになったのかと、そういうことのお尋ねと思いますが、そうございましょう。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、私ちょっと頭の悪かばってん、きのうからずうっといろいろ質問があるかと思ったから一応まとめてきておりますので、今説明したいと思いますが。

今回、合併の浄化槽については、市長並びに一部の議員の発言と、また事務局の説明に大きな違いがあるわけでございます。まず、事務局は、国から補助金を約3,570,000千円と説明を受けているが、一部の議員の報告会などの発言によれば、国から100億円の補助金を市長はもってきていると、そういう発言をなされておるわけですね、浦議員。国から100億円の補助金があれば、県の補助や個人負担を合わせれば、事業に要する財源としてはおつりが来るはずと、十分過ぎるわけでありまして。なぜかということ、6,069,000千円の借金をすることになっておるわけでございます。どうして借金を、起債をする必要があるのかわかりません、これは。浦議員。

また、借金をするからには2,620,000千円の利子を返すことになるわけでございます。交付税で措置をされると言われますが、この返済には4,061,000千円もの税金が必要となるわけでございます。それに現在明らかにされていませんが、市が直営で行うには交渉や、また設計、また管理料、また滞納の整理に当たる職員が必要となるわけでございます。よく聞いておってください。これに従事する職員の人件費、それも幾らになるのか明らかにされていません。私は、かなりの額になろうと思っておるわけでございます。これを税金で負担することになります。

また、10年間に1万基ですね、算出の根拠であります。また、三橋の公民館で出ておる報告会で市長は、現在は年間100基程度の整備状況であると明言をされておりますが、これまさに虚言であるわけですよ。市内の全世帯から浄化槽の設置が可能な世帯を計算するには、まず下水道の計画がなされている区域内の世帯を引いて、また残った世帯数から既に合併浄化槽が設置済みの世帯、また集合住宅に入居する世帯、また独居老人、また老人のみの世帯で開始を見込めない世帯などを差し引く必要があります。また、その辺の計算がなされていないのか、言ったら都合が悪くなるのか、それはわかりませんが、説明があっていません。

また、金額の説明に入りたいと思いますが、100千円の負担でできると。それけん反対をしていると言われている方がありますが、本当に100千円でできるのか。これは5人槽です。大体5人槽じゃないですもんね、普通。大体7人から8人槽ぐらだと、私はそういうふうに思っております。浄化槽のみの標準にかかる個人負担は100千円かもしれませんが、浄化槽を設置すれば、当然屋内の水回りの改修が必要となります。

また、単独槽などを設置する家庭では、これからの除去費用もかかるわけでございます。少なくとも市が市民に説明する場合、浄化槽のみの工事費だけではなく、幾つかのパターンを例示した、周辺工事費用も含めて、負担の金額を示すことが必要ではないでしょうか。そうでしょう。100千円ではできません。これの環境は浦議員、私も賛成でございますね。現在の市長の説明では、100千円ですべてできると、勘違いする人が多数ではないでしょうか。これもぜひ説明を市民にさせていただきたいと、そういうふうに思います。

また、市民の1人当たり60千円程度の負担を強いる事情であります。だから、もっと慎重な対応が必要と結論に達して、委員会の結果として継続審査と、そういうふうになっておりますので、浦議員、よろしくお願ひしたいと申します。

47番（浦 博宣君）

長々と御説明をいただきましたが、わかったようでわからないんですが、今説明が市民になかったということじゃないんですね。せんだっての広報紙を通じて、詳しく市民には伝わっております。何人槽が幾らかかる、個人的に幾らかかる、家の中は自分方ですというのは。広報紙の中、読まれましたでしょうか。

そして、柳川の普及率が28%以下ということで非常に低いんです。だから、この補助率が一番、皆さん方が個別合併浄化槽を設置するに当たっては一番有利なんです。何の事業にしても市が市債を借りたり、それは何の事業にしてもそういうふうに借らざるを得ないところがあるんです。しかしながら、市民にとってこの比率というのは、補助金というのは、補助というのは一番率がいいんです。下水道工事もされております。しかしながら、莫大な金がかかっております。計画外のところは、どうしても個別型の合併浄化槽じゃないとできないんです。そこら辺についてどう思われますでしょうか。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、補助金、補助金とちょっとおっしゃられました、何かちょっと、浦議員にもちょっとお尋ねしたいと、私はそういうふうに思うておるわけですよ。ただ、先ほど申し上げたとは、私も頭のちょっと悪かところのあるかもわからん。ただ、100億の補助と6,069,000千円の借金の関係がよくわからんわけですよ。できればわかりやすくちょっと、100億の補助金が来たと、そういうふうにおっしゃられますから、それをちょっとお尋ねしたいと申します。（「議長、質疑の範囲を超えておると申しますよ。これは討論になっとつですよ」と呼ぶ者あり）

47番（浦 博宣君）

いわゆる再三申し上げますけれども、事業を行うことについては市が負担をしたり、お金を借りたりすることは、これはやむを得ないんです。しかしながら、市民のためにこの事業は必ず成果を出す。柳川は水の都じゃないですか。水の里じゃないですか。この方式じゃないと、率がいいやり方で市民の方がそれぞれ利用されて、水をきれいにする、川に魚があ

ふれ出るような川づくりをしたい、水の豊かさを求めたい、それしかないんです。だから、この事業が絶対必要だと、私は思っておるんです。

教育民生委員長（三小田一美君）

浦議員にちょっとお答えしたいと思いますが、今現在の個人型と市町村型、あれは水の流れが一緒なんですよ、一緒。だから、あとは補助金をどがしこ持ってくるかと、その関係だと私は思うわけですよ。浦議員のおっしゃられるとは、みんな大体わかっておる。それなら、川をきれいに流すごと、その川を流すように、そういう努力をするとよかわけですね。

それと、国の事業で参加して、この市町村型の合併浄化槽、全国で福岡県が二つ、あとが4カ所ぐらいなんですよね。そして、下水道がされないところと山の中との、せんかところの人口が少ないとこ、今、浦議員が私に質問される、せんかところが大体多いわけですね。一応参考としてちょっと言うておきます。

これは水郷柳川の水環境再生計画、これは国の事業で参加をされておるわけですね。それはあなたも後援会の新聞か、あれでちょっと私勉強させていただきました。それなら、この100億、これはみんな全部録音も皆さん聞いてありますが、100億を持ってくるなら、県から710,000千円ば。そんなら総事業すればお金は余るわけですよ、あと人件費だけで。これは本当か何か、担当の部長、お聞きします。ちょっとお願いします。

議長（田中雅美君）

いや、答弁できません。

ほかにありませんか。

42番（伊藤法博君）

42番伊藤でございます。家庭雑排水の浄化は、やはり住環境の改善、水郷柳川の観光イメージアップ、宝の海有明海の再生、そういったことにとって非常に喫緊の課題であります。また、10年間で浄化槽本体の国、県、市の行政側の負担が100億は、トイレの改修、排管工事等で、全体で200億から300億以上の投資効果が地元業者にも波及すると考えられますから、柳川の経済にも大きな活性化になるのではないかと思います。

市の財政計画に影響を与える可能性を指摘される向きもありますが、ハード事業において住環境の整備、水郷柳川のイメージアップ、有明海の再生及び地元業者の活性化は、ほかのどの事業より柳川にとって最優先でしなければなりません。全国にきれいな水の水郷柳川、きれいな水でつくった農作物、宝の海有明海の豊かな海産物を一刻も早く全国の皆さんに提供しなければなりません。そうした観点から、一刻も早く条例制定が必要と思われませんが、（「質疑じゃない」と呼ぶ者あり）今回、さらなる検討が必要ということで継続審査となっております。どういう検討が必要なのか、具体的にお答えをしていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

伊藤議員、質疑だけしてくださいよ。勘違いしたらいかんですよ、おたくは。



教育民生委員長（三小田一美君）

今、伊藤議員の方からの質問に答えたいと思いますが、先ほど浦議員に一から十まで説明したとおりでございます。ただ、私が執行部の担当にお尋ねするのは、100億から持ってきてあると。そういうことを市民の方たちも誤解を招いておるわけですよ。だから、本当だろうか、うそだろうと、私は今勉強しよるわけ。だから、そういうことで頑張ってくださいおるなら、そういうことでいろいろ受益負担も要りませんから、もうちょっと勉強期間ば置いとこうかなと、そういうことで勉強をさせていただきよるわけですよ、伊藤議員。

それで、担当の部長、まず聞きますけど、どういうふうになっておるか聞きたいと思いますが。

議長（田中雅美君）

執行部の答弁はありません。（「ありませんか」と呼ぶ者あり）

42番（伊藤法博君）

これは100億の事業量ということで、それは皆さんにも説明してあるじゃないですか。国の交付金が34億ばかり、それに県が640,000千円、それに交付税措置が26億、それと市の負担が25億と、その全体の（「質問は何かということ」と呼ぶ者あり）だから、そういった具体的な検討課題は何かということをお尋ねしておるわけですよ。

教育民生委員長（三小田一美君）

それは先ほど話したとおり、それを聞けば、理解すればすぐわかるわけですよ、伊藤議員。私が言いよつとは、100億から補助金ば持ってきてあると。そんなら、県からが710,000千円ぐらい、そんなら要らんじゃっかいというけん、そんならもうちょっと勉強ばして、そういうことで継続にするならどげんかというて継続審議になっておったわけですよ。これは反対、こうこう言うってなかつですよ。そしたら、水のきれいさになるのはどっちでも一緒です、どっちでも一緒、同じです。ただ、川の流れを変えることが大事だと私は思います。水郷柳川といつも言っておられるから。

以上でございます。

42番（伊藤法博君）

この市町村型は、従来の個人設置型が設置後、個人の方々が維持管理をされない事例があったわけですね。汚水がそのまま垂れ流されておった、そういう事例がたくさん出てきたわけです。（「柳川市ではない。大阪の話」と呼ぶ者あり）だけど、そういった事例があったから、国がこれは行政の責任でですね、市町村が責任を持ってやるのがこの事業なんですよ。だから、そのために市の負担も1割で、市民が1軒当たり500千円程度の負担が軽減されるわけですね。しかも、個人設置型はですね（発言する者あり）向こうがそう言ったからじゃないですか。個人設置型は生物化学的酸素要求量が20ppm以下の放流となっております、市町村型では高性能の浄化槽で10ppm以下の放流となつて、きれいなクリークが実現でき

るのではないかと思います。そういった面での具体的な検討課題を明らかにしてもらわんと、何かもやもやしたことで反対されておるようでは、継続審査にされるようでは、議会としても承服できませんよ。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、妙な発言なされたですね。反対ち、反対じゃないでしょうもん。（「継続です」と呼ぶ者あり）あなた、今何とおっしゃられましたか。議会は議会のルールというのがあってですよね、議会のルールが。もうちょっと伊藤議員も、いろいろ余り言いたくなかばってん、もう少し議会のルールというとは、議員の必携で勉強ばしてください。

46番（上妻勝吉君）

46番上妻です。委員長の報告の内容を見ますと、非常にいいことが書いてあるわけです。特にこの中で読みますと、「本市の汚水処理人口普及率は非常に低く」と、また「水環境の整備がおくれているため、生活排水対策として戸別浄化槽の整備を推進するものであります。」、これは非常にいいことが書いてある。委員会としても、執行部より詳細な説明を受け、慎重に審議した結果、継続審査と。こういうことなんですけれども、この中で執行部より詳細な説明を受けたということでございますので、どういった説明を受けて継続にされたのか、その点をお聞きしたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、上妻議員の方からどれとどれとどれを説明されたかと、そういうことでございますので説明をしたいと思います。今私が浦議員に説明したとおりでございます。ただ中身のことをこうこうこうこうと言うてもわからないと思いますが、ちょっと待ってください。

まず一つ目が、浄化槽の整備事業に係る疑問点ということで、いろいろ心配してお尋ねをしたわけ、執行部にはですね。まずトイレの便器等の改造、また現在の施設の撤去費、また台所やふる場の排水の改修費など、平均的な改造費の試算はどの程度になるのかと、そういうこともいろいろ出ております。500千円かかるというときもあるし、1,000千円もですね。2,000千円かかるところもあるわけですね。そいけん、そういうところを十分検討をしよるわけ、私たち委員会も勉強しながら。

それとまた、これもあるわけですよ。その中で、老人のみの世帯が今後便器の改修などを含めれば、少なくとも1,000千円近い負担が必要となるわけですよ。若い世代がUターンなどで帰ってこない世帯は改修が見込めないと思うわけですね。だから、老人のみの世帯は何世帯あるのかと、そういうこともお尋ねしております。そういうことで、中身のことは大体わかりますけれども、皆さんたち本会議の中でも資料は差し上げてあると思いますので、いっちょよろしくお願ひしたいと思います。

46番（上妻勝吉君）

今の委員長のやつは具体的に個別的な内容が出されてきたわけでございますけれども、こ

の問題につきましては、先般の6月27日に第2回市議会定例会の中でも継続審査ということで、この中での御説明の中では、やはりもっと勉強する必要があると、いろんな面から検討していかんといかんとというようなことで言われておったわけでございまして、それから約2カ月半、2カ月と17日たっておるわけでございますが、じゃあ、その間、どのような勉強会をされたのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

教育民生委員長（三小田一美君）

今、上妻議員から勉強されたかと。そういうことで、いろいろ視察に行っただすね。個人的にです。お金もかかると、また予算の何のかんの言われますから。自分たちで実費で行っておるわけですね。

そして、ただ私が一番思ったのは、各公民館で予算を100億から持ってこれると、そういうことをおっしゃられたから、そういうことで結構委員会の中で審議なされたわけですよ。そいけん、それをきちっと明るみに出していただいて、そういうことで100億持ってきていただくなら、総事業費が107億ぐらいだから、市民にはいっちょん負担かからんわけです。ただ人件費だけです。だから、そういうことを検討しよう。そういうこともあっておるわけですよ。

以上でございます。

46番（上妻勝吉君）

その勉強の内容についてはよくわかりませんでしたけれども、要するに、恐らく今回は9月定例議会でございますので、今度新しく10月1日が改選ということになるわけでございます。最後になるわけです。そうしますと、継続審査といえども、これは審議切れになってくるとい形になりますと、その辺が一番私は問題になってくるんじゃないかなと、こういった感じを持っておったわけです。したがって、これらの問題につきましては、ぜひとも実行に移していただくということになるわけでございますので、ここでは何とも言えませんが、やはりこの合併浄化槽につきましては、やはりもっと住民の声等も入れながら対応していただきたいと、このように思います。

これで終わります。（「いや、もう質問は……どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第73号 平成17年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第74号 平成17年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第76号 平成17年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第80号 平成18年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第86号 柳川市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第50号 柳川市戸別浄化槽の整備に関する条例の制定について（継続分）は、委員長の報告は継続審査でございます。

本案を継続審査とすることに、45番高田千壽輝議員から討論の通告があります。

高田議員の発言を許します。

45番（高田千壽輝君）（登壇）

本市、柳川市の污水浄化率は17年の3月末で27.9%です。福岡県では80%、全国は79.4%であることは再三報告されております。水郷柳川観光や、また宝の海有明海の再生を考えると、污水処理は早急に対策しなければなりません。污水浄化率を上げるためには、現在進めてある公共下水道事業と個人型合併浄化槽の2種類がありますが、全市に公共下水道事業を行うには多大の事業費がかかります。

今回、執行部より提案されている市町村設置型は、全員協議会で市直営方式に賛成されたのを受け、条例を上程されたのが6月の定例会であります。6月定例会で委員会に付託され、議員の調査研究不足を理由に継続審査となりました。また、9月定例会の委員会には10年間の財政計画も提案されたもの、また調査研究不足との理由で継続審査となりました。現在、調査研究している市町村型は、個人型よりも個人負担が少なく、市民に対しても受け入れやすく、污水浄化率が高いことと思われま

す。また、今回、継続審査すれば、我々議員の任期は10月20日で切れますので、この議案は審査未了で廃案になります。ぜひともこの議会で結論を出し、市民の皆様に説明責任を果たさなくては行けませんので、継続審査には反対します。

以上です。

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。議案第51号 柳川市戸別浄化槽整備事業の施行に伴う使用料等の督促及び滞納処分に関する条例の制定について（継続分）は、討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は継続審査と決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第72号 平成17年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

### 日程第3 議案第103号

議長（田中雅美君）

日程3 議案第103号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議長のお許しをいただきましたので、ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

議案第103号 工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本工事は、柳川市立藤吉小学校の校舎のうち、管理棟、北側教室棟及び西側特別教室棟について、老朽化に伴います大規模改造工事を実施しようとするものであり、そのうち北側教室棟については、昨年度実施をいたしました耐震診断において補強が必要であるという結果が出ましたので、同時に耐震補強工事を実施しようとするものでございます。

本案は、柳川市立藤吉小学校（大規模改造・耐震補強）工事のうち、建築工事に係るものでございまして、去る9月6日、12社による一般競争入札を行いましたところ、消費税5%を含み、184,590千円で、荻島・緒方特定建設工事共同企業体、代表構成員、柳川市隅町28番地、株式会社荻島組、代表取締役荻島清が落札いたしましたので、工事請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要を申し上げますと、管理棟、北側教室棟及び西側特別教室棟の大規模改造工事では、老朽化に伴います外壁の塗装、屋根の防水、教室や廊下の天井、床、壁等の内装の張りかえなど、教育環境の整備を行いますとともに、北側教室棟の耐震補強工事では、そで壁の増設、鉄骨フレームの設置などにより耐震性の向上を図ることといたしております。完成は来年3月の予定でございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

3番（椋島隼人君）

3番椋島です。議案第103号について御質問いたします。

まず、契約の方が一般競争入札ということで、これに、内容に書いてある12社が入札をやったということでございますが、その内訳、要するに市外と市内とどういうふうになっておりますかね。それをまずお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

市内と市外の内訳でございますが、今回の入札については、先ほど市長の提案理由にもございましたように、共同企業体ということで参加をしております。その親と子の関

係で申し上げますと、親については市内が1業者、あとはすべて市外の業者でございます。子については、すべて市内の業者でございます。

以上です。

3番（椋島隼人君）

それから、入札の価格ですが、予定価格と入札価格のパーセントをお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

落札率は、予定価格に対して97.6%でございます。

以上です。（「予定価格は幾らですか、予定価格」と呼ぶ者あり）予定価格は189,135千円でございます。

3番（椋島隼人君）

ちょっとこの予定価格の97.6%は神様の力だと思いますがね。神様に近い、97.6%はすばらしい価格ですが、実際言うて市内が1社と市外がほとんど、11社ですか。市内の1社で、えらいまた少なかですな。どういう……

議長（田中雅美君）

もう終わりですよ。（「はいはい、もうこれでいいです」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

これについては、一定の入札の参加の条件をつけておりまして、その条件に合う業者がたまたま市内に1社やったと。そして、公募型の入札になりますので、それに入ってきた業者が1社だったということでございます。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第103号 工事請負契約の締結については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第104号～議案第105号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第104号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第105号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての2議案を一括



上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（乗富三男君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

3番（椋島隼人君）（登壇）

早速ですが、議会運営委員長として提案理由の説明をいたします。委員会条例及び会議規則の一部改正案について提案理由の説明を申し上げます。

本年10月に施行されます柳川市市議会議員一般選挙で、議員定数が現行の53人から30人になることに伴い、柳川市議会委員会条例及び柳川市議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。それでは、その内容について個別に御説明をいたします。

まず、議案第104号 柳川市議会委員会条例の一部改正案については、第2条の常任委員会の委員会の定数について、総務委員会は現行の14人から8名、産業経済委員会及び建設委員会はそれぞれ現行の13人から7名、教育民生委員会は現行の13人から8人に、また、第4条の議会運営委員会及び第7条の資格審査特別委員会、懲罰特別委員会は、それぞれ現行の11人から7人に改正しようとするものであります。

次に、議案第105号 柳川市議会会議規則の一部改正案については、第13条に規定する意見書や決議案等の機関意思決定に係る議案及び第16条に規定する修正案の提出に必要な議員数を地方自治法に規定する条例等の団体意思決定決議案の議員数と同じ人数に改正しようとするものであります。

また、第15条に規定する動議成立に必要な賛成者数を3人から2人、第56条、第69条及び第70条の規定に関し、議長からの議会運営に異議ある場合、異議成立に必要な所定の人数を現行から3人に改正するものであります。

次に、施行期日については、委員会条例、会議規則ともに平成18年10月21日といたしております。

以上のように説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、よろしく審議をいただき、御決定くださるようお願いいたします。

以上、報告終わります。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午後1時11分 休憩

午後1時11分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第104号 柳川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第105号 柳川市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

本定例会が合併後の在任最後の議会となりますので、閉会に先立ちまして一言ごあいさつをさせていただきます。

私どもの任期も残り1カ月余りとなりました。特別のことがない限り、この議場に全員が集まりますのは本日が最後になるかと存じます。議員の皆さんには短い期間でありましたが、議会運営全般にわたり御支援、御協力を賜り、おかげさまで無事に任期を終えようとしたしております。皆様方の御高配に深く感謝とお礼を申し上げます次第でございます。

また、執行部の皆様にも議会運営に多大な御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。さらに、報道関係の皆様にも、各報道を通じて議会活動への御協力をいただき、感謝を申し上げます。

ところで、今期をもって第一線から引退される議員の皆様には、旧市、町から引き続き長年の議員生活、本当に御苦労さまでございました。今後も健康に留意され、市議会への御指導、御鞭撻を賜りますよう、ここにお願いを申し上げます。

また、選挙に立候補を予定されている皆様には、全員当選の栄冠を勝ち取られ、再びこの議場でお会いできますことを心から念じ申し上げます。

終わりに、これからの柳川が市民の活気にあふれ、豊かで住みよいまちとなりますよう、そして旧1市2町の均衡ある発展を祈念いたしまして、簡単ではございますけど、私のお礼のあいさついたします。長い間、ありがとうございました。(拍手)

これをもちまして平成18年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後1時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 井 上 一 實

柳川市議会議員 島 添 達 也